

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 (略)		第1章 総則 (用語の定義) 第3条 (略)	
用語	意味	用語	意味
1～40(略)	(略)	1～40(略)	(略)
41 契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号(ただし、オフトーク通信を除きます。)	41 契約者回線番号等	当社又は協定事業者の音声伝送役務を提供する際に契約者回線又は他社契約者回線ごとに付与する番号又は追加番号
42～86-2(略)	(略)	42～86-2(略)	(略)
87 番号ポータビリティ	利用者が、サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更した場合において、利用者に付与された当該サービスに係る電気通信番号を変更することなく、変更後の電気通信事業者(以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。)のサービスの提供を受けること	87 番号ポータビリティ	利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後(以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。)において同一の電気通信番号により端末系伝送路設備及び当該設備に接続される利用者の端末設備等を識別することができること
88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ	88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則(平成31年総務省令第 号。以下「番号規則」といいます。)別表第2号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ
89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限り、)の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り、)の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り、)	89 一般番号ポータビリティ	番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則別表第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可情報に限り、)の提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り、)
89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びPHSサービスに係る番号ポータビリティ	89-2 移動体番号ポータビリティ	番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びPHSサービスに係る番号ポータビリティ

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 (略)

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(5)(略)	(略)
(5) - 2 中継局セルリレー装置	中継局セルリレー装置(通信用建物に設置されるATM方式により符号を交換するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。)の当社配分架の他事業者側コネクタ、中継局セルリレー装置に係る中継伝送路設備の他事業者側に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は中継局セルリレー装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3

1～5 (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては空き場所の量が6基準架以上18基準架未満のときは3架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限り、以下同じとします。)、空き場所の量が6基準架未満のときは2架、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、通信用建物等に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1) 当該通信用建物において接続申込者が保留している空き場所の量が、配分上限量を上回っていると

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第5条 (略)

標準的な接続箇所	内 容
(1)～(5)(略)	(略)
(5) - 2 削除	

第2章の2 通信用建物等に相互接続点を設置する等の手続き
(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3

1～5 (略)

6 当社は、前項の規定にかかわらず、前項第1号に該当しないと判断した場合であって、通信用建物に接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量(前項第2号から第9号のいずれにも該当しないと判断した場合に、当社が提供可能な量とします。)が管理基準量(スペースにあつては18基準架(当社が別に定める利用単位を「1基準架」といいます。以下同じとします。)、MDF端子にあつては5000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては72kVAとします。以下同じとします。)を下回っているとき(相互接続点の調査の申込みに対して、その申込みに係る通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答をすることによって、空き場所の量が管理基準量を下回るとき(以下、当該相互接続点の調査の申込みを「配分管理開始申込み」といいます。)を含みます。)は、次の各号の場合を除いて、管理基準量を下回っている空き場所管理項目について、配分上限量(スペースにあつては空き場所の量が6基準架以上18基準架未満のときは3架(1の接続に必要な装置等を設置するために要するスペースを「1架」といいます。1架は1基準架を超えないものに限り、以下同じとします。)、空き場所の量が6基準架未満のときは2架、MDF端子にあつては1000回線に相当する端子、受電電力容量及び発電電力容量にあつては8kVAとします。以下同じとします。)の範囲(配分管理開始申込みがあつた場合には、当該申込みがあつたときの管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたもの(ただし、配分管理開始申込みの量が、管理基準量に達するまでの空き場所の量に配分上限量を加えたものに満たない場合には、その量とします。)とします。)で、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行うものとします。この場合において、当社は、通信用建物等に相互接続点を設置しようとする接続申込者に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを当社が確認できる書面の提出を求めることがあります。

ただし、接続申込者の相互接続点の調査の申込みに係る1架が1基準架を超えるとき又は接続申込者が提供している複数の種類の電気通信サービスに係る相互接続点の調査の申込みによって配分上限量を超えるを得ないとき等の特別の事情があるときは、当社は接続申込者と協議の上、配分上限量の範囲を超えて、当該通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答を行う場合があります。この場合において、当該接続申込者は、特別な事情を証する書面を提出することを要します。

(1) 当該通信用建物において接続申込者が保留している空き場所のうち、接続に必要な装置等の設置の

き

(2) (略)

(相互接続点の設置)

第10条の4 接続申込者は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)に接続に必要な装置等の設置の工事(第95条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。この場合において、当社は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

(事前調査の受付及び順番)

第12条 当社は、事前調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、事前調査の申込みの受け付けとします。

2~3 (略)

(事前調査の回答)

第13条 当社は、事前調査申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続の可否をその接続申込者に別表3(様式)様式第10の書面により通知します。

2 (略)

3 当社は、事前調査において当社の指定電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合(技術的条件集第3条第4項に規定する当社の指定電気通信設備の設置又は改修を必要とする場合を含みます。)には、第1項に規定する通知に加え、事前調査申込みの到達した日から4ヶ月以内に、接続可能時期並びにその指定電気通信設備を設置又は改修(第37条(その他の工事の請求)に規定する工事がある場合は、その工事を含みます。)するために必要となる概算額及びその内訳等を書面により通知し、これをもって事前調査の回答とします。

工事(第95条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)第1項第1号に規定する契約に基づき当社が請け負う工事を含みます。以下同じとします。)に着手していない空き場所の量が、配分上限量を上回っているとき

(2) (略)

(相互接続点の設置)

第10条の4 接続申込者は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月(以下「相互接続点設置工事着手期間」といいます。)以内(当社の責めに帰すべき事由による期間は除きます。)に接続に必要な装置等の設置の工事に着手することを要します。

ただし、接続申込者が、相互接続点設置工事着手期間内に、別表3(様式)様式第5-2の相互接続点設置工事着手延伸申込書により、当社に対し、工事の着手を延伸したい旨を申し出た場合には、延伸理由について接続申込者の責めに帰すべき事由等の特別の事情があるときを除いて、当社は、相互接続点設置工事着手期間について、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から9ヶ月までの範囲で延長することを認めるものとします。この場合において、当社は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。この場合において、当社は、前条第5項、第6項又は第11項に規定する回答を当社が行った日から6ヶ月が経過する日をもって、接続申込者が接続に必要な装置等を設置して利用するためのスペース及び受発電設備の利用を開始するものとみなします。

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

(事前調査の受付及び順番)

第12条 当社は、事前調査申込書が当社に到達した日をもって事前調査の申込みの受け付けとします。

2~3 (略)

(事前調査の回答)

第13条 当社は、事前調査申込みの到達した日から1ヶ月の期間(当該期間中に祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、この項において「法定祝日」といいます。)及び12月29日から起算して翌年1月3日までの期間(法定祝日、土曜日及び日曜日を除きます。))の日をいいます。以下この条において同じとします。)がある場合には、その日数を加えた期間)が経過する日までに、接続の可否をその接続申込者に別表3(様式)様式第10の書面により通知します。

2 (略)

3 当社は、事前調査において当社の指定電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合(技術的条件集第3条第4項に規定する当社の指定電気通信設備の設置又は改修を必要とする場合を含みます。)には、第1項に規定する通知に加え、事前調査申込みの到達した日から4ヶ月の期間(当該期間中に祝日がある場合には、その日数を加えた期間)が経過する日までに、接続可能時期並びにその指定電気通信設備を設置又は改修(第37条(その他の工事の請求)に規定する工事がある場合は、その工事を含みます。)するために必要となる概算額及びその内訳等を書面により通知し、これをもって事前調査の回答とします。

4 前項の規定にかかわらず、その指定電気通信設備の設置又は改修の規模が大きい場合には、概算額及びその内訳等の通知は、4ヶ月を超えるときがあります。この場合においては、その通知をもって事前調査の回答とします。

5 (略)

第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1)~(4) (略)

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1)~(2) (略)

(3) 電気通信番号規則の規定により電気通信番号の指定を受けていること。

(4) (略)

第8章 重要通信の取扱方法

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(緊急通報用電話に接続する場合の取扱い)

第58条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

(1)~(2) (略)

(3) 電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止

4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、その指定電気通信設備の設置又は改修の規模が大きい場合又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない特別の事情があるときは、第1項及び第3項に規定する通知の期日を超えるときがあります。この場合においては、当社は事前にその理由と回答予定日を書面により接続申込者に通知することとします。

5 (略)

6 接続申込者が提出した事前調査申込書において、必要事項が記載されていない場合又はその事前調査を行うにあたり当社が事前に確認を要すると判断した場合は、接続申込者はその内容について当社と協議を行うことを要します。

7 第1項及び第3項の規定にかかわらず、前項の場合において要した期間については、第1項及び第3項に規定する期間に含まないものとします。この場合において、当社が第1項及び第3項に規定する期間に含まないとする日は累計30日を限度とします。

第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1)~(4) (略)

2 前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能2-1-1-1第7欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。

(1)~(2) (略)

(3) 番号規則の規定により電気通信番号の指定を受けていること。

(4) (略)

第8章 重要通信の取扱方法

第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(緊急通報用電話に接続する場合の取扱い)

第58条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

(1)~(2) (略)

(3) 番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する中継事業者

第9章 接続等の一時中断、停止、中止及び廃止

(接続機能の廃止)

第61条の3

1 料金表第1表に規定する機能において、事業法第33条第4項第1号口の総務省令で定める機能を廃止しようとするときは、当社は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を廃止する3年前までにその情報を対面等説明(事業法施行規則第23条の9第1項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。)により提供するものとします。

2 前項に規定する機能の廃止に関する情報を当該機能を利用する協定事業者提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から3年未満で当社は当該機能を廃止することがあります。

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(17) (略)

(18) 当社が、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに基づき、当社の加入者交換機に優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下、優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号を「優先接続番号」といいます。)の登録を行ったとき。

第8節 債権譲受

(債権譲受)

第80条 当社は、第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第4号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

第13章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の課金)

第92条 第90条(利用者料金の請求)に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第4号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第16章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第98条 当社は、協定事業者(電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所

3 当社が廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社は速やかに当該機能の廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第33条の2に定める周知を行ったこととします。

第10章 料金等

第3節 工事費及び手続費等の支払義務

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(17) (略)

(18) 当社が、電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いに基づき、当社の加入者交換機に優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号(番号規則別表第10号に規定する電気通信番号をいいます。以下、優先接続機能に係る協定事業者の事業者識別番号を「優先接続番号」といいます。)の登録を行ったとき。

第8節 債権譲受

(債権譲受)

第80条 当社は、第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ番号規則別表第5号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

第13章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の課金)

第92条 第90条(利用者料金の請求)に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ番号規則別表第5号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第16章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第98条 当社は、協定事業者(番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更さ

等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。)。以下第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項において同じとします。)をお客様情報照会書により回答します。

(1)~(5) (略)

(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係る情報の提供)

第99条の10 当社は、中継局ルータ、収容局ルータ、光信号電気信号変換装置、イーサネットスイッチ又はSIPサーバ(以下、この条及び次条において「網機能情報提供対象装置」といいます。)により新たな網機能(協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。)の電気通信設備に影響を与える機能の変更又は追加をいいます。以下同じとします。)を導入する場合は、次の各号に規定する情報(新たな網機能の導入に伴い変更又は追加されるものに限ります。)を協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。

- (1) 当社の電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との間及び当社の電気通信設備と利用者の端末設備との間のインタフェースの物理的な仕様(選択できる条件がある場合はその情報を含みます。)
- (2) 通信プロトコルに関する情報(選択できる条件がある場合はその情報を含みます。)
- (3) 利用者の端末設備の認証に関する方式と情報(選択できる条件がある場合はその情報を含みます。)
- (4) 提供予定時期、提供予定エリア並びに想定される利用形態若しくは接続形態

2 前項第2号及び第3号の情報については、中継局ルータ及び収容局ルータに係るもののみを対象とします。

3 当社は、第1項各号に規定する新たな網機能の導入に係る情報について、同項第4号に規定する当該網機能の提供予定時期の90日前(総務大臣の承認を得て、当該日数を短縮する場合があります。以下、この期日を「情報開示期日」といいます。)までに開示します。

(網機能情報提供対象装置による新たな網機能の導入に係るその他の情報の提供)

第99条の11 当社は、網機能情報提供対象装置により新たな網機能を導入する場合には、協定事業者からの請求により、次の各号に規定する新たな網機能の導入に係る情報を回答します。

- (1) 当社の電気通信設備から協定事業者の電気通信設備へ転送されるデータの実効速度に関する情報(1時間毎の同時接続セッション数及び送受信データ量をいいます。)
- (2) 協定事業者が新たな網機能を利用するために接続を行うことができる通信用建物の名称及び所在地
- (3) 網機能情報提供対象装置の利用に伴う費用負担の有無及びその負担額の概算(当該装置の創設費の概算及び協定事業者による費用負担方法の案を含みます。)

2 前項第1号の情報については、ISP接続用ルータに係るものに限って、接続開始日以降に実績データを提供するものとし、当社の電気通信設備の故障若しくは工事等による運転の停止又は輻輳等によるデータ収集の停止により当該データを測定することができない場合には、当社は、その提供を行わないものとします。

3 第1項第2号に規定する新たな網機能の導入に係る情報の回答にあたっては、前条第3項の規定を準用します。ただし、情報開示期日以降に協定事業者からの請求があった場合には、この限りではありません。

れている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。)。以下第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項において同じとします。)をお客様情報照会書により回答します。

(1)~(5) (略)

第99条の10 削除

(ISP接続用ルータに係る情報の提供)

第99条の11 当社は、協定事業者からの請求により、当社のISP接続用ルータから協定事業者の電気通信設備へ転送されるデータの実効速度に関して、当社が別に定める方法で取得する同時接続セッション数及び送受信データ量に係る実績データを提供するものとし、当社の電気通信設備の故障若しくは工事等による運転の停止又は輻輳等によるデータ収集の停止により当該データを測定することができない場合には、当社は、その提供を行わないものとします。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1) 網使用料の適用対象	<p>網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。）、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。</p> <p>ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。</p> <p>ア 電気通信番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能</p> <p>イ～オ（略）</p>

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1) 網使用料の適用対象	<p>網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。）、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。</p> <p>ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。</p> <p>ア 番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能</p> <p>イ～オ（略）</p>

旧

料金表
第1表 接続料金
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ 削除	(略)	(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>1,710円</u>	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>1,710円</u>	
	(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>1,761円</u>			
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに <u>1,500円</u>	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに <u>1,500円</u>	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1 回線ごとに <u>1,545円</u>	
		イ 4線式のもの	1 回線ごとに <u>3,090円</u>		
		ウ~エ (略)	(略)	(略)	

新

料金表
第1表 接続料金
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア~イ 削除	(略)	(略)	
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>1,944円</u>	2-1の4に係る料金は含みません。
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>1,944円</u>	
	(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに <u>2,002円</u>			
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに <u>1,398円</u>	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに <u>1,398円</u>	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1 回線ごとに <u>1,440円</u>	
		イ 4線式のもの	1 回線ごとに <u>2,880円</u>		
		ウ~エ (略)	(略)	(略)	

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1 - 2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(ア) (イ)以外の場合	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1回線ごとに	1,542円	—
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1回線ごとに	1,542円	
				以外のもの	1回線ごとに	1,588円	
			(イ) 電話重畳する場合	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1回線ごとに	75円	
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1回線ごとに	75円	
				以外のもの	1回線ごとに	1,876円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）	(ア) (イ)以外の場合	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1回線ごとに	1,830円	
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1回線ごとに	1,830円	
				以外のもの	1回線ごとに	1,876円	
				(イ) 電話重畳する場合	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1回線ごとに	
保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1回線ごとに	363円					

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1回線ごとに	782円	—
		イ 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1回線ごとに	782円	

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1 - 2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(ア) (イ)以外の場合	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1回線ごとに	1,444円	—
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1回線ごとに	1,444円	
				以外のもの	1回線ごとに	1,487円	
			(イ) 電話重畳する場合	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1回線ごとに	50円	
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1回線ごとに	50円	
				以外のもの	1回線ごとに	1,721円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）	(ア) (イ)以外の場合	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1回線ごとに	1,678円	
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1回線ごとに	1,678円	
				以外のもの	1回線ごとに	1,721円	
				(イ) 電話重畳する場合	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1回線ごとに	
保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1回線ごとに	284円					

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1回線ごとに	725円	—
		イ 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1回線ごとに	725円	

1項の表中第1-4欄で接続する場合)		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	805円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	272円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	272円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	

1項の表中第1-4欄で接続する場合)		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	747円	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	187円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	187円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

2-1-1-2 加算料

		月額		
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する	ア 2線式のもの	1回線ごとに	188円	—

		月額		
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する	ア 2線式のもの	1回線ごとに	195円	—

施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ~ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	428 円	_____
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,250 円	

2 - 1 - 1 - 2 の 2 (略)

2 - 1 - 2 加算額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	180 円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	189 円	
(ウ) (ア)(イ)以外のもの	193 円			

施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ~ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	360 円	_____
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,259 円	

2 - 1 - 1 - 2 の 2 (略)

2 - 1 - 2 加算額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	179 円	_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	186 円	
(ウ) (ア)(イ)以外のもの	189 円			

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に収容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 1,443 円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2 3 B + Dチャンネルごとに 95,354 円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s タイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ 1 - 1のもの	601円
		イ 保守の区別がタイプ 1 - 2のもの	601円
		ウ アイ以外のもの	619円
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ 1 - 1のもの	1,393 円
		イ 保守の区別がタイプ 1 - 2のもの	1,393 円
		ウ アイ以外のもの	1,435 円

2-1の4 光信号多重分離機能

区 分	料金額	備 考
-----	-----	-----

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に収容する特定の端末回線(専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	1 Bチャンネルごとに	859 円	—
		2 3 B + Dチャンネルごとに	56,803 円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの(以下「100Mbit/s タイプ」といいます。)	ア 保守の区別がタイプ 1 - 1のもの	558 円
		イ 保守の区別がタイプ 1 - 2のもの	558 円
		ウ アイ以外のもの	575 円
	(2) 1Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ 1 - 1のもの	1,391 円
		イ 保守の区別がタイプ 1 - 2のもの	1,391 円
		ウ アイ以外のもの	1,433 円

2-1の4 光信号多重分離機能

区 分	料金額	備 考
-----	-----	-----

光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	303 円	_____	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	303 円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	312 円		
		イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	368 円		_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	368 円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	379 円		

光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	202 円	_____	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	202 円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	208 円		
		イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	221 円		_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	221 円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	228 円		

2 - 2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1064 円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0813 円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	11,583,333 円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003508 円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00004011 円	
		ウ 削除	(略)	(略)	

2 - 2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1036 円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0919 円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	11,416,667 円	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003879 円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00004560 円	
		ウ 削除	(略)	(略)	

	殊精算機能	エ 市内通信機能 を利用する場合	1 通信ごと に	0.00004490 円	—
		オ リルレーティン グ通信機能を利用 する場合	1 通信ごと に	0.00005227 円	

	殊精算機能	エ 市内通信機能 を利用する場合	1 通信ごと に	0.00004965 円	—
		オ リルレーティン グ通信機能を利用 する場合	1 通信ごと に	0.00005741 円	

2 - 3 ~ 2 - 4 (略)

2 - 3 ~ 2 - 4 (略)

2 - 5 中継伝送機能

2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 2 の 2 (略)

2 - 5 中継伝送機能

2 - 5 - 1 ~ 2 - 5 - 2 の 2 (略)

2 - 5 - 3 光信号中継伝送機能

2 - 5 - 3 - 1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

2 - 5 - 3 光信号中継伝送機能

2 - 5 - 3 - 1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1 回線ごとに 1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により 1 芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	1.250 円
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	1.250 円

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により 1 芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	1.259 円
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	1.259 円

2 - 5 - 3 - 2 (略)

2 - 5 - 3 - 2 (略)

2 - 5 - 3 - 3 加算料

2 - 5 - 3 - 3 加算料

月額

区 分	単位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごと に	428 円
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1 回線ごと に 1メー トルあたり	1.250 円

月額

区 分	単位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごと に	360 円
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1 回線ごと に 1メー トルあたり	1.259 円

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送装置及び端末回線に伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 通帯0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	10,806円 10,391円 8,907円 7,721円	-
		64kbit/s又は高速デジタル伝送に係るもの	クラスが下記以外のもの Eコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	92,554円 92,133円 9,822円 10,414円 10,011円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの Eコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	105,163円 14,810円 13,822円 14,991円 15,466円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	117,611円 116,369円 130,169円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	129,491円 155,278円 152,771円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	180,387円 177,044円 230,607円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	298,415円 381,626円 371,203円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	411,230円 110,276円 101,270円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	112,935円 103,288円 117,348円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	619,800円 601,840円 870,891円
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	844,580円 1,109,431円 1,075,183円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	853,095円 795,203円 870,151円
			保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	811,100円 904,258円 842,894円

2-6-1-2 加算料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送装置及び端末回線に伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 通帯0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	960円 2,876円	-
		64kbit/s又は高速デジタル伝送に係るもの	クラスが下記以外のもの Eコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	1,310円 1,940円 960円 2,876円 8,907円 7,721円 9,822円 10,414円 10,011円 10,603円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの Eコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	1,930円 5,752円 1,820円 5,426円 1,860円 5,535円 2,930円 8,822円 3,860円 11,505円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	4,390円 9,759円 1,820円 5,426円 3,600円 11,505円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	5,790円 17,255円 7,290円 23,006円 11,580円 34,509円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	17,360円 51,764円 23,150円 69,019円 21,840円 65,112円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	22,280円 66,414円 23,150円 69,019円 41,480円 123,659円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	69,700円 181,174円 79,100円 235,814円 27,880円 81,738円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	28,440円 86,773円 29,550円 87,842円 17,360円 51,764円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	41,480円 123,659円 69,700円 181,174円 29,100円 87,314円
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	51,430円 145,722円 74,750円 191,050円 27,880円 81,738円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	47,842円 144,381円 44,330円 142,911円 17,360円 51,764円

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送装置及び端末回線に伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 通帯0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	10,099円 7,428円	-
		64kbit/sの符号伝送が可能なもの	91,846円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	103,742円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	115,482円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	127,327円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	151,016円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	174,704円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	222,082円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	293,149円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	364,216円	

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送装置及び端末回線に伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 通帯0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	6,300円 5,826円 5,935円 4,402円	-
		64kbit/s又は高速デジタル伝送に係るもの	クラスが下記以外のもの Eコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	71,199円 5,969円 6,083円 6,300円 5,826円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの Eコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	83,515円 8,588円 8,752円 9,086円 8,120円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	96,767円 94,319円 108,066円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	132,653円 129,763円 157,242円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	206,425円 200,624円 280,194円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	383,463円 342,362円 48,294円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	88,293円 88,013円 91,455円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	587,567円 566,782円 833,464円
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	803,013円 1,067,066円 1,027,433円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	842,362円 78,360円 88,013円
			保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	76,852円 79,854円 587,567円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	566,782円 803,013円 833,464円
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	803,013円 1,067,066円 1,027,433円

2-6-1-2 加算料

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送装置及び端末回線に伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 通帯0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	910円 2,330円	-
		64kbit/s又は高速デジタル伝送に係るもの	クラスが下記以外のもの Eコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	1,800円 2,020円 910円 2,330円 860円 2,194円 9,822円 10,414円 9,822円 10,414円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの Eコノミークラスのもの 保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	1,820円 4,660円 1,720円 4,396円 1,750円 4,484円 2,930円 8,822円 3,860円 11,505円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	4,390円 9,759円 1,820円 5,426円 3,600円 11,505円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	5,790円 17,255円 7,290円 23,006円 10,440円 27,939円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	16,410円 41,939円 21,880円 55,917円 20,640円 52,752円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	21,880円 55,917円 20,640円 52,752円 21,050円 53,807円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	21,880円 55,917円 39,200円 100,185円 57,430円 145,722円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	74,750円 191,050円 27,880円 81,738円 42,660円 1,099,782円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	44,330円 142,911円 17,360円 51,764円
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	51,430円 145,722円 74,750円 191,050円 27,880円 81,738円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の別がタイプ1-1のもの 保守の別がタイプ1-2のもの 保守の別が上記以外のもの	47,842円 144,381円 44,330円 142,911円 17,360円 51,764円

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送装置及び端末回線に伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 通帯0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,909円 4,485円	-
		64kbit/sの符号伝送が可能なもの	70,799円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	82,715円	
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	94,567円	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	106,462円	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	130,249円	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	154,038円	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	201,616円	
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	272,981円	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	344,346円	

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	190円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	194円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		イ 音声利用IP通信網サービスの契約者同一の接続形態により接続する場合	191円	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	42円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア 削除	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	46.49円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ 削除	(略)	(略)	(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	163円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	164円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		イ 音声利用IP通信網サービスの契約者同一の接続形態により接続する場合	164円	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	32円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア 削除	(略)	(略)	(略)
	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	41.75円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ~エ 削除	(略)	(略)	(略)

2 - 9 (略)

2 - 10 公衆電話機能

2 - 10 - 1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	3.3788 円	_____
(2) デジタル公衆電話 発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.9929 円	_____

2 - 10 - 2 (略)

2 - 11 その他の機能

区 分			単位	料金額	備 考
(1)~(11)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL 回線管理 機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	33 円	_____
		イ 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第4欄ア(ア)欄及びイ(ア)欄に係るもの	1回線ごとに月額	44 円	_____
(13) DSL 回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	13 円	_____
(14)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線 設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	44 円	_____
(16) IP通 信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	44 円	_____

2 - 9 (略)

2 - 10 公衆電話機能

2 - 10 - 1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.9199 円	_____
(2) デジタル公衆電話 発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.9372 円	_____

2 - 10 - 2 (略)

2 - 11 その他の機能

区 分			単位	料金額	備 考
(1)~(11)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) DSL 回線管理 機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	36 円	_____
		イ 端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第4欄ア(ア)欄及びイ(ア)欄に係るもの	1回線ごとに月額	41 円	_____
(13) DSL 回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能		1回線ごとに月額	35 円	_____
(14)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) 光回線 設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線又は1波長ごとに月額	41 円	_____
(16) IP通 信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		1回線ごとに月額	41 円	_____

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2 - 3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	44円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	44円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	44円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	428円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,250円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	44円	_____	

2 - 1 2 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	_____	_____	_____
	ア～エ 削除 オ ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	3,330円	_____

(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2 - 3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	41円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	41円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	41円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	360円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	1,259円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	41円	_____	

2 - 1 2 (略)

2 - 1 3 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 削除		_____	_____	_____

2 - 1 4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	24,722円	_____

2 - 1 4 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	26,409円	_____

第2 網改造料
1 適用 (略)

1 - 1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)~(6)(略)	(略)
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能 携帯・自動車電話事業者、PHS事業者、無線呼出し事業者又は中継事業者に適用します。
(8)~(54)(略)	(略)
(55) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能	電気通信番号規則第5条(付加的なサービスを提供するために使用する場合に限ります。)又は第10条に規定する電気通信番号(以下「付加サービス番号」といいます。)を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能

第2 網改造料
1 適用 (略)

1 - 1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)~(6)(略)	(略)
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、当社が、利用者料金設定事業者の利用者料金の課金を行う機能 利用者料金設定事業者に適用します。
(8)~(54)(略)	(略)
(55) 付加サービス番号を使用するサービスに係る番号情報収容機能	番号規則別表第2号、第6号、第7号、第10号(付加的なサービスを提供するために使用する場合に限ります。)及び第11号に規定する電気通信番号(以下「付加サービス番号」といいます。)を使用する協定事業者のサービスの契約者に係る契約者回線番号等を当社の番号案内データベースに収容して番号案内の用に供する機能

2 料金額
2 - 1 (略)

2 - 2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.260
	電力設備	0.915
	伝送機械設備	0.162
	無線機械設備	0.348
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.091
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.098

2 - 3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以 外の場合	端末回線伝送機能	0.034
		端末系交換機能	0.083
		中継系交換機能	0.081
		中継伝送機能	0.047
		通信料対応設備合計	0.078
		データ系設備合計	0.109
	(2) 除却費 を個別に 支払う場 合(個別 管理対象 設備に限 ります。)	端末回線伝送機能	0.030
		端末系交換機能	0.055
		中継系交換機能	0.052
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.052
		データ系設備合計	0.097
		繰延資産比率	0.0082
		投資等比率	0.0010
貯蔵品比率	(略)		
他人資本比率	0.233		
自己資本比率	0.767		
他人資本利率	0.0090		
自己資本利益率	0.0027		
有利子負債以外の負債の比率	0.087		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0046		
利益対応税率	(略)		
貸倒率	(略)		

2 料金額
2 - 1 (略)

2 - 2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.267
	電力設備	0.903
	伝送機械設備	0.160
	無線機械設備	0.984
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.078
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		0.091

2 - 3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以 外の場合	端末回線伝送機能	0.031
		端末系交換機能	0.056
		中継系交換機能	0.048
		中継伝送機能	0.036
		通信料対応設備合計	0.054
		データ系設備合計	0.099
	(2) 除却費 を個別に 支払う場 合(個別 管理対象 設備に限 ります。)	端末回線伝送機能	0.028
		端末系交換機能	0.053
		中継系交換機能	0.047
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.050
		データ系設備合計	0.096
		繰延資産比率	0.0079
		投資等比率	0.0011
貯蔵品比率	(略)		
他人資本比率	0.202		
自己資本比率	0.798		
他人資本利率	0.0076		
自己資本利益率	0.0013		
有利子負債以外の負債の比率	0.092		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0031		
利益対応税率	(略)		
貸倒率	(略)		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考		
(1)～(9) (略)						
(10) V P N 工事費	ア 当社の加入者交換機に V P N サービス機能を登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	2,622 円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録された V P N サービス機能を廃止すると同時に新たな方式による V P N サービス機能を登録する工事及び V P N サービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1 回線ごとに	3,266 円			
(11)～(14) (略)						
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	1,786 円	特定中継事業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	2,185 円	特定中継事業者に適用します。		
(17) (略)						
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバースネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1 回線ごとに	平日昼間	4,246 円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,899 円	
				平日深夜	5,645 円	
				土日祝日 昼夜間	5,086 円	
				土日祝日 深夜	5,832 円	
				土日祝日 深夜	5,832 円	
	当社の加入者交換機にメンバースネットサービスを登録する工事に要する費用	廃止の場合	1 回線ごとに	平日昼間	3,353 円	
				平日夜間	3,869 円	
				平日深夜	4,458 円	
				土日祝日 昼夜間	4,016 円	
				土日祝日 深夜	4,605 円	
				土日祝日 深夜	4,605 円	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考		
(1)～(9) (略)						
(10) V P N 工事費	ア 当社の加入者交換機に V P N サービス機能を登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	2,611 円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。		
	イ 当社の加入者交換機に登録された V P N サービス機能を廃止すると同時に新たな方式による V P N サービス機能を登録する工事及び V P N サービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1 回線ごとに	3,251 円			
(11)～(14) (略)						
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	1,778 円	特定中継事業者に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用	1 回線ごとに	2,176 円	特定中継事業者に適用します。		
(17) (略)						
(18) メンバースネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバースネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1 回線ごとに	平日昼間	4,227 円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,859 円	
				平日深夜	5,581 円	
				土日祝日 昼夜間	5,039 円	
				土日祝日 深夜	5,764 円	
				土日祝日 深夜	5,764 円	
	当社の加入者交換機にメンバースネットサービスを登録する工事に要する費用	廃止の場合	1 回線ごとに	平日昼間	3,338 円	
				平日夜間	3,837 円	
				平日深夜	4,408 円	
				土日祝日 昼夜間	3,980 円	
				土日祝日 深夜	4,552 円	
				土日祝日 深夜	4,552 円	

(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに	768円	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに	181円	特定中継事業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごとに	7,025円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)～(24) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,143円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,319円	
平日深夜	1,519円						
土日祝日昼夜間	1,369円						
土日祝日深夜	1,569円						
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	712円				
	平日夜間	821円					
	平日深夜	946円					
	土日祝日昼夜間	853円					
	土日祝日深夜	978円					
イ (略)	(略)	(略)	(略)				
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工	アルーティング番号のみを	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,143円	
					平日夜間	1,319円	
平日深夜	1,519円						
土日祝日昼夜間	1,369円						
土日祝日深夜	1,569円						
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	624円				
	平日夜間	721円					
	平日深夜	830円					
	土日祝日昼夜間	748円					
	イ (略)	(略)	(略)	(略)			

(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに	765円	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに	180円	特定中継事業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごとに	6,994円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)～(24) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,138円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,308円	
平日深夜	1,502円						
土日祝日昼夜間	1,356円						
土日祝日深夜	1,551円						
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	709円				
	平日夜間	815円					
	平日深夜	936円					
	土日祝日昼夜間	845円					
	土日祝日深夜	966円					
イ (略)	(略)	(略)	(略)				
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工	アルーティング番号のみを	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,138円	
					平日夜間	1,308円	
平日深夜	1,502円						
土日祝日昼夜間	1,356円						
土日祝日深夜	1,551円						
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	622円				
	平日夜間	715円					
	平日深夜	821円					
	土日祝日昼夜間	741円					
	イ (略)	(略)	(略)	(略)			

	事に要する費用	削除する場合	う場合	とに	土日祝日深夜	858 円							
					イ	(ア) (イ)以外の場合		1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	1,280 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		
									平日夜間	1,477 円			
									平日深夜	1,702 円			
									土日祝日昼夜間	1,533 円			
									土日祝日深夜	1,758 円			
									(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに		平日昼間	624 円
												平日夜間	721 円
												平日深夜	830 円
												土日祝日昼夜間	748 円
土日祝日深夜	858 円												
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,285 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。						
					平日夜間	2,637 円							
					平日深夜	3,039 円							
					土日祝日昼夜間	2,737 円							
					土日祝日深夜	3,139 円							
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行	1 ルーティング番号ご		平日昼間	1,168 円				
								平日夜間	1,347 円				
								平日深夜	1,552 円				
								土日祝日昼夜間	1,399 円				
								土日祝日深夜					

	事に要する費用	削除する場合	う場合	とに	土日祝日深夜	848 円							
					イ	(ア) (イ)以外の場合		1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに	平日昼間	1,274 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		
									平日夜間	1,465 円			
									平日深夜	1,683 円			
									土日祝日昼夜間	1,519 円			
									土日祝日深夜	1,738 円			
									(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号ごとに		平日昼間	622 円
												平日夜間	715 円
												平日深夜	821 円
												土日祝日昼夜間	741 円
土日祝日深夜	848 円												
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日昼間	2,275 円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。						
					平日夜間	2,615 円							
					平日深夜	3,004 円							
					土日祝日昼夜間	2,712 円							
					土日祝日深夜	3,102 円							
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行	1 ルーティング番号ご		平日昼間	1,162 円				
								平日夜間	1,336 円				
								平日深夜	1,535 円				
								土日祝日昼夜間	1,386 円				
								土日祝日深夜					

		場合	とに	土日祝日深夜	1,604 円		
				イ (略)	(略)		(略)
(27)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体としての光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置されるものに限ります。)に係る工事費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	14,611 円	_____	
				平日夜間	16,485 円	_____	
				平日深夜	18,624 円	_____	
				土日祝日昼間	17,019 円	_____	
				土日祝日夜間	17,019 円	_____	
				土日祝日深夜	19,158 円	_____	
				イ 協定事業者が現在に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間	11,033 円
		平日夜間	12,731 円	_____			
		平日深夜	14,670 円	_____			
		土日祝日昼間	13,215 円	_____			
		土日祝日夜間	13,215 円	_____			
		土日祝日深夜	15,154 円	_____			
		ウ 既に設置された光屋内配線をそのま	(ア) 利用者宅内の壁面に既に設置された光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	1 工事ごとに		平日昼間	1,917 円
					平日夜間	6,706 円	_____
平日深夜	7,443 円				_____		
土日祝日昼間	7,653 円				_____		
土日祝日夜間	7,653 円				_____		
イ 協定事業者が現在に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに				平日昼間	6,706 円	_____
平日夜間					7,443 円	_____	
イ 協定事業者が現在に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日深夜	8,285 円	_____			
土日祝日昼間		7,653 円	_____				
イ 協定事業者が現在に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	土日祝日夜間	7,653 円	_____			
イ 協定事業者が現在に利用している光屋内配線を加工する場合		1 工事ごとに	平日昼間	6,706 円	_____		

		場合	とに	土日祝日深夜	1,585 円		
				イ (略)	(略)		(略)
(27)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体としての光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置されるものに限ります。)に係る工事費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	14,588 円	_____	
				平日夜間	16,400 円	_____	
				平日深夜	18,473 円	_____	
				土日祝日昼間	16,918 円	_____	
				土日祝日夜間	16,918 円	_____	
				土日祝日深夜	18,995 円	_____	
				イ 協定事業者が現在に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間	10,984 円
		平日夜間	12,625 円	_____			
		平日深夜	14,504 円	_____			
		土日祝日昼間	13,095 円	_____			
		土日祝日夜間	13,095 円	_____			
		土日祝日深夜	14,977 円	_____			
		ウ 既に設置された光屋内配線をそのま	(ア) 利用者宅内の壁面に既に設置された光屋内配線を終端しているものに限り、以下(イ)欄において同じとします。)を利用する場合	1 工事ごとに		平日昼間	1,743 円
					平日夜間	6,511 円	_____
平日深夜	7,223 円				_____		
土日祝日昼間	7,427 円				_____		
土日祝日夜間	7,427 円				_____		
イ 協定事業者が現在に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに				平日昼間	6,511 円	_____
平日夜間					7,223 円	_____	
イ 協定事業者が現在に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日深夜	8,039 円	_____			
土日祝日昼間		7,427 円	_____				
イ 協定事業者が現在に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	土日祝日夜間	7,427 円	_____			
イ 協定事業者が現在に利用している光屋内配線を加工する場合		1 工事ごとに	平日昼間	6,511 円	_____		

		ま 転 用 す る 場 合	を 施 す 場 合	実 施 す 場 合	土 日 祝 日 深 夜	8,495 円	_____
		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工 事 ご と に	平 日 昼 間	5,631 円	_____	
				平 日 夜 間	6,208 円	_____	
				平 日 深 夜	6,866 円	_____	
				土 日 祝 日 昼 間	6,372 円	_____	
				土 日 祝 日 夜 間	6,372 円	_____	
				土 日 祝 日 深 夜	7,031 円	_____	
(28) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号末端回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	7,074 円	_____	
			(イ)加算額	1 工事ごとに	8,323 円	_____	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	1,455 円	_____	
			(イ)加算額	1 工事ごとに	8,011 円	_____	
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号末端回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	7,074 円	_____	
			(イ)加算額	1 工事ごとに	12,482 円	_____	
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	1,455 円	_____	
			(イ)加算額	1 工事ごとに	10,615 円	_____	
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

		ま 転 用 す る 場 合	み を 施 す 場 合		8,244 円	_____
		(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工 事 ご と に	平 日 昼 間	5,455 円	_____
				平 日 夜 間	6,012 円	_____
				平 日 深 夜	6,650 円	_____
				土 日 祝 日 昼 間	6,172 円	_____
				土 日 祝 日 夜 間	6,172 円	_____
				土 日 祝 日 深 夜	6,811 円	_____
(28) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号末端回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	7,043 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	8,287 円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	1,448 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	7,976 円	_____
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号末端回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	7,043 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	12,427 円	_____
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア)基本額	1 工事ごとに	1,448 円	_____
			(イ)加算額	1 工事ごとに	10,568 円	_____
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに	8,954円	_____
(33) (略)	(略) (略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 4,492円 平日夜間 5,156円 平日深夜 5,915円 土日祝日昼間 5,346円 土日祝日夜間 5,346円 土日祝日深夜 6,104円	_____
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 1,479円 平日夜間 1,595円 平日深夜 1,727円 土日祝日昼間 1,628円 土日祝日夜間 1,628円 土日祝日深夜 1,760円	_____
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間 1,455円 平日深夜 3,117円 土日祝日昼間 1,871円 土日祝日夜間 1,871円 土日祝日深夜 3,532円	_____

(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用	1 工事ごとに	8,914円	_____
(33) (略)	(略) (略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 4,642円 平日夜間 5,320円 平日深夜 6,096円 土日祝日昼間 5,514円 土日祝日夜間 5,514円 土日祝日深夜 6,291円	_____
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間 1,485円 平日夜間 1,647円 平日深夜 1,832円 土日祝日昼間 1,693円 土日祝日夜間 1,693円 土日祝日深夜 1,878円	_____
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間 1,579円 平日深夜 3,385円 土日祝日昼間 2,030円 土日祝日夜間 2,030円 土日祝日深夜 3,840円	_____

(37) 融着接続 工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限りません。）により接続する場合に要する費用	1 回 線 ご と に	平日昼間	3,403 円	_____
			土日祝日昼間	4,076 円	

(37) 融着接続 工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限りません。）により接続する場合に要する費用	1 回 線 ご と に	平日昼間	3,388 円	_____
			土日祝日昼間	4,039 円	

2 - 2 - 2 - 3 (略)

2 - 2 - 2 - 3 (略)

2 - 4 2 - 3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,244 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,205 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,302 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,479 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,576 円

2 - 4 2 - 3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,216 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,145 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,208 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,411 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,476 円

第2 手続費
2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 料金回収手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以外 の 場 合	(ア) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに 26.12円	特定中継事業者に適用します。
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.17%に相当する額	
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の5.6%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者に適用します。
	イ (略)	(略)	(略)	1 通信ごとに 0.08円	—
				1 内訳項目ごとに 28.12円	
				月額 当社が請求する利用者料金額の0.17%に相当する額	
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり 79円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり 227円	—	

第2 手続費
2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 料金回収手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ 以外 の 場 合	(ア) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに 22.81円	特定中継事業者に適用します。
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.16%に相当する額	
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の5.4%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者に適用します。
	イ (略)	(略)	(略)	1 通信ごとに 0.27円	—
				1 内訳項目ごとに 21.60円	
				月額 当社が請求する利用者料金額の0.16%に相当する額	
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり 80円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり 230円	—	

(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1件ごとに	231円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。				
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。				
(7) 債権譲受手数料	第80条(債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(ア) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	26.12円	特定中継事業者に適用します。		
			月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の0.17%に相当する額				
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の5.6%に相当する額			無線呼出し事業者に適用します。	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用	1照会ごと	平日	8,429円	みなし契約事業者に適用します。			
			土日祝日	10,097円				
		1件ごとに	昼夜間	19.33円				
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金	1内訳項目ごとに	17.01円					

(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) お客様情報照会書作成手数料	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用	1件ごとに	230円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。				
(6) 利用契約締結手数料	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。				
(7) 債権譲受手数料	第80条(債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(ア) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	22.81円	特定中継事業者に適用します。		
			月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の0.16%に相当する額				
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の5.4%に相当する額			無線呼出し事業者に適用します。	
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合は手続きに要する費用	1照会ごと	平日	8,392円	みなし契約事業者に適用します。			
			土日祝日	10,005円				
		1件ごとに	昼夜間	21.36円				
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金	1内訳項目ごとに	16.06円					

	者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	22.75円	
		イ (略)		(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	11,008円	
				平日夜間	12,702円	
				平日深夜	14,636円	
				土日祝日 昼夜間	13,185円	
				土日祝日 深夜	15,119円	
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくはは	(ア) (イ) 以外の場合	1回ごとに	平日昼間	12,032円
				平日夜間	13,884円	
				平日深夜	15,998円	
				土日祝日 昼夜間	14,412円	
				土日祝日 深夜	16,526円	
			(イ) 協定事業者の光信号局内伝送当社の加入者光	1回ごとに	平日昼間	8,567円
				平日夜間	9,885円	
				平日深夜	11,390円	
				土日祝日 昼夜間	10,261円	

	者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	16.49円	
		イ (略)		(略)	(略)	(略)
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	10,960円	
				平日夜間	12,597円	
				平日深夜	14,471円	
				土日祝日 昼夜間	13,066円	
				土日祝日 深夜	14,943円	
		ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくはは	(ア) (イ) 以外の場合	1回ごとに	平日昼間	11,979円
				平日夜間	13,768円	
				平日深夜	15,817円	
				土日祝日 昼夜間	14,281円	
				土日祝日 深夜	16,333円	
			(イ) 協定事業者の光信号局内伝送当社の加入者光	1回ごとに	平日昼間	8,529円
				平日夜間	9,803円	
				平日深夜	11,261円	
				土日祝日 昼夜間	10,168円	

		電力設備に接続し又は切断する場合	主配線又は中継光主配線に接続し又は切断する場合		土日祝日深夜	11,766円	
		工 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合			1回ごとに	9,884円	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	1,043円	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	656円	_____
(13)(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(13)- 2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用				1回線ごとに	712円	_____
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用				1回線ごとに	968円	申告事業者に適用します。
(13)- 3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用				1回線ごとに	718円	_____
(14) 優先接続受付手数料費	優先接続の受付に要する費用				1変更ごとに	36円	_____

		くは電力設備に接続し又は切断する場合	主配線又は中継光主配線に接続し又は切断する場合		土日祝日深夜	11,629円	
		工 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合			1回ごとに	9,841円	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第1号の規定により、当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。)に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	1,038円	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				1回線ごとに	653円	_____
(13)(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(13)- 2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用				1回線ごとに	709円	_____
	イ 第52条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用				1回線ごとに	964円	申告事業者に適用します。
(13)- 3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件(所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。)に関する情報を調査する場合に要する費用				1回線ごとに	715円	_____
(14) 優先接続受付手数料費	優先接続の受付に要する費用				1変更ごとに	69円	_____

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,344円	
				通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	731円	
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	830円		
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用		1区間ごとに	1,667円		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	211円		
			(1) 光信号端末回線（光局外ブリックを	1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	20円	

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,316円	
				通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	727円	
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	827円		
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用		1区間ごとに	1,660円		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	43円		
			(1) 光信号端末回線（光局外ブリックを	1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	4円	

			含む もに 限り ます。 以下 の欄 にお いて 同じ しま す。)の 調査 を行う 場合 の加 算額	同時に 複数の 光信号 端末回 線の概 算提供 可能時 期を回 答する とき	1番号ご との1成 功検索ご とに	39円	_____
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(21) 相互 接続点 に係る 情報調 査費	相互接続点の設置 の可否について調 査する場合又は第 10条の2(事前照 会)第2項第4号 に規定する事項に 係る情報を提供す る場合に要する費 用	ア 接続に必要な装置等 を設置するためのキャ ビネットラック(それ を設置するために要す るスペースが1基準架 を超えないものであ つて、当社が別に定め る設置基準を満たす ものに限り)を協定事 業者が設置する場合	1通信用 建物ご との1件ご とに	8,854円	_____		
		イ 光信号局内伝送路の みを通信用建物に協 定事業者が設置する 場合	1通信用 建物ご との1件ご とに	843円	_____		
(22) 一般 光信号 中継回 線に係 る情報 調査費	第10条の2(事前照 会)第2項第9号又 は第34条の2(一 般光信号中継回線の 線路設備調査及び 接続申込み)第2 項に規定する事項 の調査に要する費 用		1区間ご とに	2,154円	_____		

			含む もに 限り ます。 以下 の欄 にお いて 同じ しま す。)の 調査 を行う 場合 の加 算額	同時に 複数の 光信号 端末回 線の概 算提供 可能時 期を回 答する とき	1番号ご との1成 功検索ご とに	8円	_____
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(21) 相互 接続点 に係る 情報調 査費	相互接続点の設置 の可否について調 査する場合又は第 10条の2(事前照 会)第2項第4号 に規定する事項に 係る情報を提供す る場合に要する費 用	ア 接続に必要な装置等 を設置するためのキャ ビネットラック(それ を設置するために要す るスペースが1基準架 を超えないものであ つて、当社が別に定め る設置基準を満たす ものに限り)を協定事 業者が設置する場合	1通信用 建物ご との1件ご とに	8,815円	_____		
		イ 光信号局内伝送路の みを通信用建物に協 定事業者が設置する 場合	1通信用 建物ご との1件ご とに	839円	_____		
(22) 一般 光信号 中継回 線に係 る情報 調査費	第10条の2(事前照 会)第2項第9号又 は第34条の2(一 般光信号中継回線の 線路設備調査及び 接続申込み)第2 項に規定する事項 の調査に要する費 用		1区間ご とに	2,145円	_____		

(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,383円	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,694円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,797円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,628円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,342円	_____

(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(ア) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,364円	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,638円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,785円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,414円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,191円	_____

			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>23,028円</u>	_____	
			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,338円</u>	_____	
			イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,929円</u>	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,211円</u>	_____	
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,837円</u>	_____	

			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>22,926円</u>	_____	
			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,252円</u>	_____	
			イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ア) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,890円</u>	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,175円</u>	_____	
			(ウ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,807円</u>	_____	

			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,700円	_____	
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (1)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,762円	_____
				(1) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	3,122円	_____
			エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,726円	_____
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	10,816円	_____		
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,203円	_____		

			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,670円	_____	
			ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (1)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,732円	_____
				(1) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	3,108円	_____
			エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,700円	_____
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	32,958円	_____		
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,130円	_____		

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,934円	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	33円	_____
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合があります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	81円	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	225円	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	26,913円	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	718円	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,168円	_____
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,490円	_____

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	1,944円	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	30円	_____
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合があります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	69円	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	213円	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	27,056円	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	715円	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,162円	_____
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,444円	_____

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	7,980円	_____	(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	7,945円	_____
				平日夜間	14,504円	_____					平日夜間	14,383円	_____
				平日深夜	22,739円	_____					平日深夜	22,482円	_____
				土日祝日昼間	9,558円	_____					土日祝日昼間	9,471円	_____
				土日祝日夜間	15,055円	_____					土日祝日夜間	14,918円	_____
				土日祝日深夜	23,490円	_____					土日祝日深夜	23,216円	_____
				(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用						月額	1,701,000円	_____
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,292円	_____	(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,281円	_____		

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,810円	
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,017円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,541円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,017円	_____

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,797円	
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,008円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,530円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,008円	_____

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	3,103 円	
エ 第 34 条の 10 第 6 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(ア) 光局外 スプリッタを含ま ないものと 同士の組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	3,746 円	左欄と併せ て第 23 欄に 掲げる費用 の支払いを 要します。
	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	4,265 円	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(ア) 光局外 スプリッタを含ま ないものと 同士の組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	3,746 円	_____

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	3,090 円	
エ 第 34 条の 10 第 6 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(ア) 光局外 スプリッタを含ま ないものと 同士の組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	3,730 円	左欄と併せ て第 23 欄に 掲げる費用 の支払いを 要します。
	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	4,246 円	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(ア) 光局外 スプリッタを含ま ないものと 同士の組み 合わせに 係るもの	1 区間ご とに	3,730 円	_____

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	4,265 円	
	力(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結果即時 通知手 続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第 1項に規定する申込者情報確認結果を提供する 場合の手続きに要する費用	月額	1,655,382 円	—
(35) 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 工 事 日 予 約 可 否 調 査 費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申 込日当日又は翌日の工事日予約の可否について 調査するときに要する費用	1 調 査 ご とに	平日 昼間 7,493 円	—
			土日祝日 昼間 8,975 円	
		(略)	(略)	(略)

	(イ) 光局外 スプリッタを含ま ないものと光局外 スプリッタを含む ものの組み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	4,246円	
	力(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結果即時 通知手 続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供す る場合の手続きに要する費用	月額	1,664,460円	—
(35) 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 工 事 日 予 約 可 否 調 査 費	光信号分岐端末回線との接続を申込み場合に、申 込日当日又は翌日の工事日予約の可否につい て調査するときに要する費用	1 調 査 ご とに	平日 昼間 7,460円	—
			土日祝日 昼間 8,893円	
		(略)	(略)	(略)

2 - 2 2 - 1 以外の手続費

2 - 3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

2 - 2 2 - 1 以外の手続費

2 - 3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)
 (1) - (5) (略)
 (6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.114

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)
 (1) (略)
 ア (略)
 ~ (略)
 (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.308
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)
 ア~イ (略)

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	1.317
	発電設備	0.628
	電源設備及び蓄電池設備	0.888
	空気調整設備	1.610
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.024
自己資本利益率		0.0505

(3) (略)

(略)
 (1) - (5) (略)
 (6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.115

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)
 (1) (略)
 ア (略)
 ~ (略)
 (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.300
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)
 ア~イ (略)

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	1.320
	発電設備	0.613
	電源設備及び蓄電池設備	0.881
	空気調整設備	1.503
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.025
自己資本利益率		0.0527

(3) (略)

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1 平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,922円	36,080円
	札幌南	1,194円	50,728円
	札幌1外	5,862円	59,375円
	大通り2丁目	5,862円	38,925円
	新琴似	755円	31,877円
	篠路	568円	16,629円
	札幌東	724円	73,411円
	丘珠	763円	35,482円
	東苗穂	53円	29,947円
	札幌白石	1,009円	29,427円
	札幌北郷	381円	26,638円
	札幌豊平	1,140円	25,399円
	札幌月寒	1,504円	36,182円
	清田	556円	20,612円
	真駒内	1,301円	37,534円
	発寒	1,241円	21,238円
	厚別	573円	31,139円
	もみじ台	609円	45,579円
	手稲	552円	22,247円
	函館	339円	49,638円
	函館松陰	755円	27,473円
	函館北	512円	16,080円
	桔梗	122円	15,392円
	函館千歳	573円	35,770円
	小樽2	298円	16,900円
	旭川	288円	30,609円
	旭川東光	319円	22,310円
	春光	338円	19,739円
	東鷹栖	190円	15,733円
	永山	239円	14,656円
	東旭川	195円	57,920円
	旭川市外	255円	31,051円
	旭川神楽	250円	13,539円
	室蘭	208円	27,316円
	新室西	183円	64,942円
	釧路	335円	34,498円
	釧路鳥取	240円	19,598円
	釧路南	252円	18,479円
	釧路武佐	176円	18,321円
	愛国	318円	21,217円
	帯広稲田	322円	21,393円
	西帯広	279円	51,604円
	白樺通り	328円	28,607円
	帯広東	274円	23,524円
	北海道北見	261円	13,008円
	岩見沢	177円	28,197円
	網走	166円	19,208円
	留萌	96円	20,155円
	苫小牧	198円	15,532円
	苫小牧東	131円	38,990円
	苫小牧西	249円	25,646円
	勇払	82円	134,035円
	稚内	166円	15,884円
	稚内南	150円	25,984円
	美唄	97円	17,103円
	芦別	108円	22,757円
	江別	391円	18,174円
	札幌大麻	184円	33,500円
	紋別	87円	28,650円
	士別	99円	20,879円
	名寄	164円	26,421円
	根室	154円	20,869円
	千歳	313円	31,070円

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1 平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,939円	33,157円
	札幌南	1,165円	46,373円
	札幌1外	6,490円	66,977円
	新琴似	748円	31,301円
	篠路	558円	16,559円
	札幌東	718円	83,971円
	丘珠	773円	32,297円
	東苗穂	50円	27,834円
	札幌白石	1,023円	25,226円
	札幌北郷	356円	23,547円
	札幌豊平	1,172円	25,270円
	札幌月寒	1,524円	36,800円
	清田	542円	30,715円
	真駒内	1,515円	34,031円
	発寒	1,427円	19,492円
	厚別	561円	31,682円
	もみじ台	583円	41,856円
	手稲	556円	19,375円
	函館	337円	45,046円
	函館松陰	746円	24,439円
	函館北	507円	14,674円
	桔梗	119円	13,677円
	函館千歳	571円	32,581円
	小樽2	298円	14,024円
	旭川	279円	26,359円
	旭川東光	309円	18,487円
	春光	333円	17,400円
	東鷹栖	182円	13,772円
	永山	230円	13,355円
	東旭川	195円	28,820円
	旭川市外	253円	26,971円
	旭川神楽	249円	11,834円
	室蘭	203円	25,399円
	新室西	156円	59,856円
	釧路	322円	31,083円
	釧路鳥取	228円	16,634円
	釧路南	238円	26,274円
	釧路武佐	167円	16,100円
	愛国	293円	18,923円
	帯広稲田	318円	18,761円
	西帯広	273円	47,981円
	白樺通り	308円	69,856円
	帯広東	269円	26,937円
	北海道北見	252円	12,675円
	岩見沢	163円	23,403円
	網走	167円	14,390円
	留萌	90円	17,513円
	苫小牧	155円	12,922円
	苫小牧東	117円	34,201円
	苫小牧西	235円	20,102円
	勇払	62円	121,249円
	稚内	164円	23,554円
	稚内南	138円	22,957円
	美唄	75円	15,364円
	芦別	106円	21,579円
	江別	373円	16,092円
	札幌大麻	183円	34,772円
	紋別	85円	25,511円
	士別	99円	18,575円
	名寄	162円	24,025円
	根室	150円	23,096円
	千歳	312円	27,878円
	泉沢	231円	100,535円

泉沢	249円	37,621円
滝川	95円	19,863円
砂川	140円	14,626円
石狩深川	146円	22,013円
富良野	197円	32,956円
恵庭	255円	19,419円
島松	267円	20,718円
北海道伊達	389円	16,354円
石狩広島	291円	10,575円
輪厚	855円	16,080円
石狩	30円	25,831円
当別	96円	19,029円
倶知安	279円	32,340円
岩内	118円	22,331円
余市	138円	28,025円
北海道栗山	136円	15,530円
門別富川	98円	20,275円
静内	92円	25,391円
浦河	160円	21,490円
木野	327円	21,743円
土幌	44円	42,030円
鹿追	46円	50,766円
新得	96円	28,916円
大樹	82円	24,258円
本別	195円	18,214円
足寄	114円	21,380円
釧路白糠	91円	32,756円
中標津	117円	30,466円
根室標津	60円	31,798円
札幌石山	575円	16,503円
川沿	623円	26,552円
東相の内	148円	24,854円
遠軽	179円	15,842円
幕別	120円	57,873円
南幌	106円	26,985円
簾舞	124円	23,102円
虻田	149円	15,492円
錦岡	332円	36,463円
美幌	166円	18,644円
岩見沢幌向	17円	26,842円
湯の川	342円	26,271円
神楽岡	318円	15,797円
本輪西	302円	15,422円
白鳥台	179円	42,237円
七重浜	343円	19,880円
上磯	290円	43,764円
函館大野	226円	25,044円
森	178円	24,532円
北海道八雲	239円	24,485円
苫小牧萩野	86円	16,347円
知内	304円	32,425円
長万部	87円	23,070円
旭川東川	309円	77,439円
音更	201円	46,611円
蘭越	152円	27,815円
鷹栖	149円	21,487円
桜ヶ岡	125円	31,402円
木古内	189円	16,534円
今金	151円	44,837円
白老	130円	19,320円
赤平	81円	21,248円
東神楽	97円	25,343円
美瑛	163円	32,205円
奈井江	91円	20,905円
上富良野	124円	24,637円
十勝池田	110円	11,768円
大楽毛	103円	18,900円
浦幌	74円	41,246円
西の里	1,013円	13,511円

滝川	88円	16,494円
砂川	121円	25,321円
石狩深川	75円	19,887円
富良野	188円	29,661円
恵庭	248円	30,134円
島松	261円	31,900円
北海道伊達	372円	20,071円
石狩広島	278円	10,024円
輪厚	854円	14,779円
石狩	26円	133,642円
当別	83円	18,716円
倶知安	354円	23,835円
岩内	88円	20,243円
余市	134円	31,887円
北海道栗山	128円	15,496円
門別富川	79円	18,187円
静内	89円	24,545円
浦河	139円	19,746円
木野	314円	19,219円
土幌	44円	22,121円
鹿追	41円	28,195円
新得	93円	25,590円
大樹	72円	21,186円
本別	191円	17,373円
足寄	103円	15,779円
釧路白糠	80円	29,616円
中標津	93円	26,929円
根室標津	53円	28,617円
札幌石山	580円	16,085円
川沿	600円	17,272円
東相の内	140円	22,353円
遠軽	170円	13,882円
幕別	107円	31,165円
南幌	103円	23,735円
簾舞	122円	20,233円
虻田	131円	13,484円
錦岡	270円	48,648円
美幌	155円	18,465円
岩見沢幌向	6円	23,504円
湯の川	338円	24,030円
神楽岡	310円	13,746円
本輪西	284円	13,784円
白鳥台	175円	40,471円
七重浜	372円	17,841円
上磯	282円	40,263円
函館大野	231円	21,976円
森	143円	20,632円
北海道八雲	235円	21,108円
苫小牧萩野	71円	14,838円
知内	287円	28,907円
長万部	86円	20,380円
旭川東川	297円	38,332円
音更	196円	41,727円
蘭越	132円	24,385円
鷹栖	143円	18,704円
桜ヶ岡	121円	22,004円
木古内	183円	14,754円
今金	144円	41,918円
白老	129円	17,191円
赤平	74円	19,977円
東神楽	94円	22,277円
美瑛	159円	51,774円
奈井江	82円	18,983円
上富良野	117円	21,476円
十勝池田	114円	24,428円
大楽毛	94円	26,284円
浦幌	66円	36,719円
西の里	952円	11,769円
石狩高岡	2円	21,401円

石狩高岡	8円	24,708円
江差	219円	28,505円
旭岡	121円	26,361円
銭亀	54円	42,786円
羽幌	90円	16,244円
厚岸	98円	18,452円
北海道松前	684円	17,092円
鶴川	108円	15,701円
十勝清水	92円	23,456円
歌志内	31円	39,529円
花畔	169円	17,569円
松前福島	100円	13,965円
上の国	219円	75,171円
北檜山	147円	48,662円
古平	61円	62,948円
上砂川	67円	26,907円
上川	40円	16,790円
中富良野	126円	52,211円
増毛	77円	35,351円
早来	100円	15,892円
新冠	296円	29,123円
庶路	74円	39,592円
稀府	133円	48,917円
茂辺地	186円	51,819円
上士幌	195円	20,069円
定山溪	97円	13,571円
ニセコ	194円	32,004円
音別	117円	47,959円
空知太	112円	45,376円
喜茂別	106円	101,908円
京極	254円	40,811円
比布	178円	54,980円
伊達豊浦	299円	17,621円
絵鞆	111円	26,557円
登別	199円	18,845円
遠矢	111円	19,064円
女満別	201円	21,210円
熊石	178円	10,188円
瀬棚	155円	53,545円
中湧別	111円	12,182円
興部	43円	20,784円
えりも	292円	24,158円
西神楽	116円	27,063円
山部	99円	54,840円
大沼	206円	55,214円
江差乙部	271円	23,656円
久遠	103円	41,010円
仁木	314円	20,973円
妹背牛	195円	76,859円
深川沼田	278円	40,068円
幾寅	90円	56,691円
遠別	172円	58,356円
津別	190円	17,315円
小清水	189円	50,597円
訓子府	184円	31,381円
佐呂間	160円	54,566円
常呂	167円	15,150円
滝上	61円	12,072円
雄武	59円	29,757円
早来追分	229円	15,174円
平取	93円	19,883円
厚賀	157円	48,286円
あいの里	213円	112,751円
弟子屈	91円	32,660円
茶志内	35円	99,497円
日高町	91円	41,123円
稚内豊富	255円	28,752円
留辺蕊	28円	12,857円
朝里	401円	26,865円

江差	203円	23,443円
旭岡	96円	23,417円
銭亀	52円	68,305円
羽幌	82円	14,884円
厚岸	91円	29,172円
北海道松前	681円	15,731円
鶴川	101円	18,317円
十勝清水	87円	29,744円
歌志内	28円	136,773円
花畔	165円	15,481円
松前福島	98円	12,340円
上の国	210円	45,796円
北檜山	142円	37,644円
古平	55円	57,443円
上砂川	64円	29,653円
上川	35円	14,740円
中富良野	109円	30,153円
増毛	76円	32,111円
早来	91円	24,253円
新冠	284円	25,709円
庶路	70円	22,946円
稀府	124円	26,246円
茂辺地	181円	29,609円
上士幌	151円	18,125円
定山溪	83円	13,972円
ニセコ	182円	28,169円
音別	112円	27,075円
空知太	94円	25,345円
喜茂別	126円	57,656円
京極	244円	36,007円
比布	162円	38,150円
伊達豊浦	350円	15,468円
絵鞆	78円	23,621円
登別	185円	23,554円
遠矢	96円	16,627円
女満別	192円	18,370円
熊石	171円	8,961円
瀬棚	146円	30,662円
中湧別	104円	10,986円
興部	37円	18,252円
えりも	281円	21,455円
西神楽	101円	23,692円
山部	87円	32,616円
大沼	198円	35,320円
江差乙部	262円	20,802円
久遠	97円	35,823円
仁木	303円	18,674円
妹背牛	180円	55,874円
深川沼田	206円	35,566円
幾寅	79円	34,642円
遠別	169円	34,281円
津別	172円	15,005円
小清水	175円	28,377円
訓子府	178円	18,974円
佐呂間	155円	30,913円
常呂	164円	14,364円
滝上	51円	10,766円
雄武	51円	25,932円
早来追分	216円	13,140円
平取	86円	17,151円
厚賀	148円	25,878円
あいの里	174円	104,561円
弟子屈	70円	24,577円
茶志内	19円	62,036円
日高町	83円	33,987円
稚内豊富	236円	25,543円
留辺蕊	108円	14,385円
朝里	389円	28,949円
銭函	226円	23,636円

銭函	234円	24,972円
オタモイ	126円	16,076円
岩見沢三笠	53円	17,155円
江部乙	33円	80,420円
音江	38円	39,841円
鷺別	246円	24,581円
登別東	127円	50,246円
七飯	319円	23,100円
南茅部	154円	10,790円
由仁	137円	28,254円
栗山長沼	132円	15,700円
新十津川	116円	26,355円
当麻	235円	43,937円
美深	30円	16,562円
北見枝幸	195円	22,613円
端野	412円	27,620円
虎杖浜	65円	29,246円
芽室	214円	28,291円
札内	243円	20,369円
阿寒	153円	46,859円
岩内前田	149円	136,743円
卯原内	54円	108,094円
生田原	62円	99,796円
登別温泉	112円	22,171円
夕張	40円	17,557円
花咲	30円	77,377円
有珠	78円	27,119円
栗沢	84円	24,404円
風連	84円	25,483円
広尾	75円	13,499円
霧多布	168円	41,196円
蘭島	76円	35,691円
月形	101円	92,363円
斜里	132円	35,540円
別海	221円	29,582円
和寒	152円	21,806円
香深	172円	48,533円
船泊	90円	88,853円
清水沢	43円	34,619円
浜頓別	61円	13,910円
更別	221円	133,790円
松森	514円	27,235円
沖館	543円	25,758円
青森荒川	396円	15,891円
野内	262円	31,846円
青森新城	126円	17,849円
四ツ石	198円	18,200円
東野内	143円	33,590円
弘前	313円	22,501円
弘前南	486円	20,771円
弘前城東	197円	23,175円
青森八戸	762円	38,235円
八戸高館	549円	13,474円
八戸港	245円	18,880円
是川	232円	13,828円
新尻内	355円	33,388円
八戸NW3棟	522円	37,017円
黒石	220円	30,862円
五所川原	266円	30,123円
十和田	201円	27,328円
八戸三沢	379円	16,881円
むつ	121円	20,634円
青森大湊	34円	9,938円
青森小湊	114円	36,130円
蟹田	86円	28,247円
鱒ヶ沢	184円	22,470円
浪岡	106円	12,124円
野辺地	124円	26,685円
七戸	113円	18,087円

青森県

オタモイ	109円	13,871円
岩見沢三笠	50円	16,046円
江部乙	27円	109,017円
音江	26円	22,193円
鷺別	238円	37,170円
登別東	108円	31,691円
七飯	316円	26,709円
南茅部	157円	9,975円
由仁	128円	24,767円
栗山長沼	129円	23,640円
新十津川	108円	23,352円
当麻	222円	40,310円
美深	28円	15,701円
北見枝幸	188円	20,413円
端野	395円	24,232円
虎杖浜	47円	26,571円
芽室	208円	25,313円
札内	234円	17,824円
阿寒	127円	25,251円
岩内前田	136円	92,868円
卯原内	37円	68,001円
生田原	50円	59,503円
登別温泉	112円	19,857円
夕張	5円	17,106円
花咲	15円	50,368円
有珠	70円	23,973円
栗沢	85円	25,627円
風連	75円	22,184円
広尾	74円	11,954円
霧多布	145円	34,310円
蘭島	66円	31,559円
月形	82円	138,787円
斜里	126円	33,477円
別海	212円	25,972円
和寒	143円	19,143円
香深	163円	43,800円
船泊	82円	54,854円
清水沢	37円	30,856円
浜頓別	55円	13,208円
更別	204円	80,915円
松森	509円	42,814円
沖館	547円	24,248円
青森荒川	401円	14,126円
野内	261円	28,871円
青森新城	115円	54,801円
四ツ石	196円	32,990円
東野内	114円	27,149円
弘前	318円	20,932円
弘前南	484円	18,303円
弘前城東	159円	20,673円
青森八戸	727円	29,665円
八戸高館	533円	12,880円
八戸港	217円	17,111円
是川	230円	12,714円
新尻内	315円	29,385円
八戸NW3棟	489円	31,223円
黒石	186円	30,182円
五所川原	262円	28,344円
十和田	181円	20,615円
八戸三沢	376円	15,298円
むつ	115円	36,112円
青森大湊	32円	9,274円
青森小湊	94円	32,397円
蟹田	86円	25,260円
鱒ヶ沢	141円	37,675円
浪岡	99円	12,208円
野辺地	99円	24,612円
七戸	110円	26,540円
六ヶ所	68円	61,194円

青森県

六ヶ所	100円	67,571円
三戸	173円	12,546円
八戸階上	115円	17,929円
八戸大館	1,206円	19,612円
百石	198円	26,546円
八戸下田	117円	26,230円
青森大畑	91円	49,754円
木造	116円	11,678円
大浦	153円	39,535円
弘前藤崎	123円	22,485円
大鱈	141円	17,991円
板柳	129円	20,323円
金木	293円	12,074円
六戸	133円	42,818円
上北	114円	31,852円
五戸	90円	13,061円
今別	249円	77,059円
陸奥常盤	191円	34,186円
上市川	30円	23,030円
陸奥横浜	136円	23,902円
深浦	201円	34,355円
弘前森田	66円	24,310円
田舎館	59円	46,816円
乙供	80円	53,176円
天間林	47円	30,630円
田子	294円	28,718円
福地	262円	24,834円
北金ヶ沢	202円	28,470円
弘前新和	57円	21,518円
高杉	60円	52,045円
奥内	87円	13,816円
新平賀	236円	78,863円
八戸南郷	223円	18,771円
長橋	46円	47,273円
四和	36円	33,920円
陸奥蓬田	107円	51,129円
弘前柏	185円	24,881円
車力	92円	53,834円
小阿弥	41円	29,671円
弘前中里	132円	25,913円
市浦	84円	22,695円
青森白糠	146円	55,381円
上名久井	220円	21,623円
諏訪平	309円	20,660円
倉石	79円	22,284円
青森新郷	104円	19,521円
尾上	82円	30,643円
小泊	246円	43,381円
青森大間	198円	27,088円
近川駅前	42円	22,530円
千歳平	47円	22,348円
弘前石川	269円	16,736円
弘前鶴田	173円	19,931円
弘前梅沢	35円	45,735円
稲垣	89円	49,870円
名川	190円	23,732円
青森	405円	39,832円
浅虫	206円	38,232円
温湯	68円	19,679円
浜三沢	56円	15,122円
織笠	54円	23,340円
国吉	135円	27,578円
弘前相馬	210円	46,729円
目屋	62円	34,679円
陸奥川内	231円	28,693円
佐井	105円	23,570円
石持	92円	38,601円
盛岡2	790円	42,592円
盛岡仙北	1,373円	21,021円

岩手県

三戸	168円	28,234円
八戸階上	117円	15,858円
八戸大館	1,208円	47,829円
百石	187円	23,328円
八戸下田	113円	23,317円
青森大畑	89円	44,788円
木造	112円	11,737円
大浦	148円	35,716円
弘前藤崎	113円	20,080円
大鱈	133円	16,883円
板柳	122円	18,938円
金木	268円	11,305円
六戸	105円	38,185円
上北	109円	28,526円
五戸	82円	11,367円
今別	165円	71,733円
陸奥常盤	185円	31,391円
上市川	27円	21,351円
陸奥横浜	101円	21,750円
深浦	153円	30,371円
弘前森田	56円	22,134円
田舎館	49円	41,827円
乙供	66円	47,792円
天間林	39円	26,881円
田子	251円	25,417円
福地	247円	22,569円
北金ヶ沢	149円	25,098円
弘前新和	45円	18,941円
高杉	55円	46,840円
奥内	84円	12,528円
新平賀	234円	72,406円
八戸南郷	206円	17,504円
長橋	39円	41,212円
四和	23円	30,057円
陸奥蓬田	74円	45,806円
弘前柏	173円	21,765円
車力	74円	47,332円
小阿弥	27円	26,322円
弘前中里	120円	23,155円
市浦	74円	19,893円
青森白糠	126円	48,403円
上名久井	208円	20,235円
諏訪平	285円	18,595円
倉石	62円	20,955円
青森新郷	87円	18,177円
尾上	95円	27,529円
小泊	242円	38,857円
青森大間	166円	25,485円
近川駅前	33円	21,012円
千歳平	38円	19,747円
弘前石川	246円	14,803円
弘前鶴田	118円	17,354円
弘前梅沢	26円	40,423円
稲垣	69円	43,221円
名川	177円	21,012円
青森	385円	47,171円
浅虫	205円	34,354円
温湯	64円	19,773円
浜三沢	49円	14,064円
織笠	43円	21,730円
国吉	107円	24,495円
弘前相馬	181円	43,665円
目屋	45円	30,989円
陸奥川内	204円	25,642円
佐井	96円	21,253円
石持	61円	29,137円
盛岡2	777円	35,778円
盛岡仙北	804円	18,752円
盛岡上田	488円	28,111円

岩手県

盛岡上田	501円	33,352円
青山第二	403円	37,531円
盛岡飯岡	640円	21,246円
宮古2	414円	31,882円
大船渡	321円	58,279円
岩手水沢	245円	32,066円
花巻	245円	27,789円
新宮野目	366円	47,951円
北上	237円	23,045円
相去	301円	33,912円
久慈	227円	24,796円
遠野	213円	28,567円
一関	303円	20,287円
陸前高田	91円	155,954円
釜石	351円	43,899円
釜石上中島	432円	21,314円
江刺	171円	27,005円
二戸	202円	19,880円
新西根	153円	28,455円
千厩	250円	35,716円
宮古大野	233円	76,771円
盛岡太田	239円	21,474円
滝沢	263円	25,575円
藤根	176円	14,314円
赤荻	670円	27,324円
紫波	401円	40,439円
矢巾	648円	35,882円
広瀬	57円	20,749円
盛岡乙部	218円	24,143円
江釣子	167円	29,243円
雫石	197円	28,917円
岩手	212円	18,319円
石鳥谷	179円	15,482円
水沢西根	238円	20,515円
新平泉	259円	85,924円
岩泉	288円	20,275円
小鳥谷	241円	43,943円
摺沢	289円	17,569円
岩手川崎	96円	39,436円
水沢東山	155円	61,215円
津軽石	186円	133,414円
萩荘	347円	17,615円
花巻温泉	186円	16,653円
鶴住居	211円	218,693円
種市	394円	31,694円
釜石広田	239円	45,070円
金田一	234円	27,360円
洪民	218円	30,195円
好摩	440円	31,378円
水沢小山	173円	36,292円
胆沢	141円	26,690円
軽米	524円	29,878円
豊間根	497円	72,141円
住田	289円	21,844円
細浦	198円	89,114円
田老	20円	146,204円
岩手上郷	234円	11,336円
釜石平田	292円	29,680円
六原	73円	17,994円
三陸	65円	245,626円
綾里	201円	79,896円
宮古小川	109円	28,090円
普代	340円	31,243円
宮古八木	251円	14,885円
湯口	103円	42,960円
和賀	148円	43,909円
滝沢駅前	215円	37,311円
大槌	59円	128,022円
一戸	218円	42,751円

青山第二	402円	34,040円
盛岡飯岡	611円	19,254円
宮古2	375円	30,344円
大船渡	235円	52,118円
岩手水沢	227円	27,003円
花巻	210円	24,846円
新宮野目	319円	31,329円
北上	237円	20,059円
相去	263円	30,424円
久慈	248円	26,116円
遠野	195円	24,911円
一関	294円	19,350円
陸前高田	57円	146,617円
釜石	343円	39,556円
釜石上中島	470円	20,462円
江刺	159円	24,485円
二戸	177円	20,161円
新西根	133円	25,577円
千厩	261円	41,436円
宮古大野	231円	39,879円
盛岡太田	228円	19,021円
滝沢	248円	22,795円
藤根	165円	12,475円
赤荻	662円	25,412円
紫波	385円	37,026円
矢巾	622円	31,055円
広瀬	42円	18,930円
盛岡乙部	209円	22,508円
江釣子	161円	28,205円
雫石	187円	23,612円
岩手	182円	18,127円
石鳥谷	172円	14,546円
水沢西根	220円	18,093円
新平泉	252円	75,602円
岩泉	262円	16,040円
小鳥谷	216円	41,231円
摺沢	279円	16,166円
岩手川崎	67円	35,977円
水沢東山	143円	56,381円
津軽石	117円	103,518円
萩荘	347円	16,552円
花巻温泉	171円	15,733円
鶴住居	154円	195,030円
種市	380円	28,698円
釜石広田	378円	41,973円
金田一	218円	25,594円
洪民	203円	27,777円
好摩	407円	27,967円
水沢小山	147円	35,119円
胆沢	129円	24,671円
軽米	511円	28,826円
豊間根	476円	38,203円
住田	283円	20,161円
細浦	188円	81,827円
田老	23円	136,358円
岩手上郷	216円	10,792円
釜石平田	284円	26,831円
六原	62円	21,977円
三陸	59円	144,663円
綾里	167円	45,840円
宮古小川	94円	24,785円
普代	331円	29,297円
宮古八木	235円	13,121円
湯口	86円	38,693円
和賀	144円	40,050円
滝沢駅前	200円	34,055円
大槌	67円	118,858円
一戸	226円	26,947円
伊手	51円	32,678円

	伊手	67円	36,630円
	上平沢	151円	21,771円
	盛岡東和	141円	34,894円
	九戸	206円	15,257円
	唐丹	356円	60,343円
	小本	124円	79,632円
	姉体	164円	23,128円
	二子	172円	17,918円
	水沢飯豊	96円	41,032円
	盛岡西山	59円	47,679円
	葛巻	238円	99,720円
	平館	138円	34,986円
	東八幡平	164円	24,949円
	大迫	248円	27,754円
	金ヶ崎	236円	37,466円
	前沢	298円	44,716円
	衣川	201円	20,685円
	花泉	478円	25,927円
	宮守	353円	29,957円
	安代	235円	46,122円
	田山	140円	28,362円
	湯田	104円	23,907円
	室根	103円	26,530円
	宮古新里	184円	25,979円
	浄法寺	294円	28,959円
	岩手大東	211円	31,274円
	水沢藤沢	288円	21,403円
	田野畑	200円	44,779円
	宮古川井	96円	33,388円
宮城県	仙台青葉通	4,696円	55,465円
	仙台長町	903円	35,557円
	台原	538円	24,174円
	愛子	702円	61,835円
	岩切	492円	118,112円
	仙台高砂	1,197円	45,523円
	鶴ヶ谷	537円	99,282円
	苦竹料金	356円	35,274円
	榴ヶ岡	772円	46,425円
	南小泉	1,455円	12,578円
	荒井	788円	112,775円
	仙台中田	623円	17,602円
	西多賀	485円	16,365円
	仙台泉	875円	35,620円
	野村	492円	48,619円
	泉ヶ岳	80円	46,823円
	門脇	170円	31,460円
	塩釜	250円	15,927円
	古川	324円	23,513円
	気仙沼	111円	28,002円
	仙南白石	127円	26,244円
	名取	565円	43,895円
	岩沼桜	633円	24,760円
	仙南	209円	29,832円
	村田	213円	35,714円
	仙南船岡	361円	59,636円
	利府	698円	51,354円
	富谷	320円	38,035円
	明石交換所	219円	65,828円
	築館源光	167円	21,063円
	迫	125円	39,095円
	宮城河北	173円	28,175円
	矢本	593円	53,611円
	八木山	2,885円	26,364円
	多賀城	814円	49,480円
	仙台松島	167円	17,000円
	七ヶ浜	641円	118,341円
	栗駒	170円	11,553円
	折立	371円	21,470円
	三本木	224円	38,414円

	上平沢	144円	20,108円
	盛岡東和	124円	32,518円
	九戸	182円	14,178円
	唐丹	338円	49,465円
	小本	111円	42,943円
	姉体	161円	20,419円
	二子	166円	44,238円
	水沢飯豊	90円	37,209円
	盛岡西山	50円	42,716円
	葛巻	222円	91,155円
	平館	135円	31,072円
	東八幡平	136円	21,987円
	大迫	242円	25,152円
	金ヶ崎	215円	34,380円
	前沢	294円	36,260円
	衣川	193円	19,384円
	花泉	475円	23,432円
	宮守	345円	28,011円
	安代	220円	41,933円
	田山	133円	24,938円
	湯田	95円	21,275円
	室根	76円	24,794円
	宮古新里	163円	24,011円
	浄法寺	275円	25,633円
	岩手大東	208円	91,703円
	水沢藤沢	274円	19,892円
	田野畑	181円	41,606円
	宮古川井	69円	30,542円
宮城県	仙台青葉通	5,439円	54,005円
	仙台長町	813円	32,371円
	台原	528円	29,397円
	愛子	731円	45,898円
	岩切	487円	108,573円
	仙台高砂	1,220円	28,641円
	鶴ヶ谷	532円	92,267円
	苦竹料金	258円	33,646円
	榴ヶ岡	1,036円	40,310円
	南小泉	1,542円	11,066円
	荒井	1,173円	74,557円
	仙台中田	609円	15,514円
	西多賀	470円	13,659円
	仙台泉	867円	32,106円
	野村	428円	45,143円
	泉ヶ岳	67円	42,713円
	門脇	127円	27,912円
	塩釜	238円	26,221円
	古川	315円	23,327円
	気仙沼	93円	24,452円
	仙南白石	112円	23,511円
	名取	586円	40,083円
	岩沼桜	654円	20,634円
	仙南	197円	26,562円
	村田	208円	33,195円
	仙南船岡	291円	54,445円
	利府	714円	47,592円
	富谷	346円	35,268円
	明石交換所	164円	60,871円
	築館源光	152円	22,898円
	迫	120円	52,514円
	宮城河北	163円	26,620円
	矢本	538円	48,084円
	八木山	2,992円	23,472円
	多賀城	780円	35,713円
	仙台松島	160円	15,331円
	七ヶ浜	262円	110,484円
	栗駒	157円	10,546円
	折立	361円	19,186円
	三本木	215円	34,021円
	仙台中山	1,022円	15,072円

仙台中山	1,050円	16,708円
大衡	153円	21,551円
中新田	236円	32,263円
亘理	415円	51,084円
石越	136円	15,850円
歌津	292円	194,891円
角田	154円	95,142円
鹿島台	224円	17,349円
生出	193円	39,079円
仙台今泉	547円	25,665円
仙南槻木	428円	27,826円
第2高館	237円	75,191円
古川中田	273円	21,297円
古川南郷	175円	31,480円
若柳	137円	39,664円
渡波	144円	61,040円
西古川	186円	51,100円
石巻階上	316円	23,655円
関上	509円	550,187円
丸森	191円	37,195円
坂元	151円	26,338円
山下	174円	23,840円
大郷	121円	13,732円
古川小野田	203円	71,906円
古川松山	363円	97,738円
岩出山	166円	16,135円
涌谷	208円	34,541円
箕岳	122円	74,323円
田尻	405円	12,015円
小牛田	157円	23,650円
北浦駅前	102円	106,128円
寺崎	225円	11,388円
女川	44円	147,207円
志津川	157円	140,449円
本吉	462円	22,773円
唐桑	84円	162,265円
荒谷	169円	87,267円
芋沢	93円	42,494円
円田	96円	38,934円
色麻	142円	119,484円
古川鳴子	162円	27,515円
一迫	288円	78,255円
登米	199円	45,346円
古川南方	236円	97,430円
広淵	240円	16,285円
野蒜	1,168円	444,326円
遠刈田	122円	13,891円
高清水	378円	13,651円
金成	150円	30,659円
仙南北郷	116円	29,358円
古川宮崎	181円	84,929円
瀬峰	331円	75,873円
鶯沢	58円	82,762円
米谷	104円	38,493円
宮城河南	386円	12,451円
鳴瀬	185円	34,237円
作並	151円	46,426円
仙南川崎	166円	25,856円
仙南大内	126円	28,856円
牡鹿	47円	146,090円
石巻津山	98円	102,934円
古川新田	141円	20,169円
古川米山	193円	14,592円
石巻雄勝	40円	154,486円
石巻大島	246円	18,955円
新棟秋田	279円	34,975円
秋田大町	232円	27,756円
土崎	212円	19,607円
秋田仁井田	319円	21,412円

秋田県

大衡	140円	19,262円
中新田	235円	31,344円
亘理	387円	46,815円
石越	119円	14,554円
歌津	406円	182,171円
角田	147円	89,055円
鹿島台	217円	15,971円
生出	188円	22,130円
仙台今泉	535円	24,041円
仙南槻木	418円	25,545円
第2高館	227円	69,150円
古川中田	258円	19,638円
古川南郷	172円	29,767円
若柳	127円	36,517円
渡波	294円	56,429円
西古川	178円	46,863円
石巻階上	299円	21,986円
関上	404円	519,157円
丸森	181円	34,623円
坂元	138円	24,107円
山下	138円	21,370円
大郷	116円	12,600円
古川小野田	176円	37,978円
古川松山	353円	56,393円
岩出山	163円	14,936円
涌谷	201円	31,263円
箕岳	108円	70,364円
田尻	401円	11,028円
小牛田	117円	19,651円
北浦駅前	105円	99,496円
寺崎	220円	11,338円
女川	52円	137,420円
志津川	89円	130,687円
本吉	458円	20,937円
唐桑	125円	150,828円
荒谷	143円	47,471円
芋沢	71円	37,629円
円田	90円	35,161円
色麻	124円	113,364円
古川鳴子	156円	25,881円
一迫	273円	73,379円
登米	186円	44,208円
古川南方	203円	57,278円
広淵	230円	15,368円
野蒜	796円	417,322円
遠刈田	115円	12,995円
高清水	362円	12,335円
金成	120円	28,342円
仙南北郷	106円	26,868円
古川宮崎	154円	45,129円
瀬峰	303円	41,725円
鶯沢	52円	46,332円
米谷	95円	36,271円
宮城河南	374円	11,255円
鳴瀬	175円	31,184円
作並	143円	42,888円
仙南川崎	146円	23,806円
仙南大内	112円	26,460円
牡鹿	26円	135,982円
石巻津山	91円	97,722円
古川新田	128円	19,683円
古川米山	173円	14,073円
石巻雄勝	47円	143,543円
石巻大島	237円	17,175円
新棟秋田	275円	34,336円
秋田大町	243円	23,413円
土崎	199円	27,957円
秋田仁井田	321円	19,389円
能代	100円	14,603円

秋田県

能代	97円	16,065円
東能代	138円	23,278円
横手	161円	22,009円
秋田大館	143円	22,378円
十二所	46円	18,896円
秋田本荘	183円	21,136円
男鹿	72円	18,306円
秋田湯沢	75円	20,628円
大曲	104円	34,169円
鹿角	141円	16,664円
大館鷹巣	124円	21,136円
五城目	120円	21,586円
秋田追分	189円	37,059円
天王	234円	17,663円
秋田大湯	338円	33,662円
仁賀保	120円	17,598円
象潟	232円	14,612円
横手神岡	87円	23,524円
角館	169円	27,839円
西馬音内	265円	14,706円
東成瀬	73円	29,643円
外旭川	194円	18,810円
釈迦内	73円	20,773円
太平	80円	27,962円
下浜	64円	23,937円
角間川	96円	39,507円
内小友	74円	42,631円
比内	194円	10,953円
合川	25円	29,656円
八郎潟	173円	22,710円
横手六郷	121円	15,530円
森岳	241円	27,995円
由利	104円	21,376円
稲川	249円	24,762円
横手雄勝	273円	23,697円
八竜	153円	11,647円
琴丘	114円	12,559円
刈和野	122円	30,684円
中仙	155円	22,771円
小坂	133円	19,765円
東由利	132円	16,411円
秋田太田	149円	26,925円
千畑	124円	24,296円
秋田井川	244円	27,088円
飯田川	129円	12,344円
若美	113円	19,417円
二ツ井	159円	22,117円
花岡	63円	18,989円
雄和	142円	28,684円
上小阿仁	144円	23,234円
八森	116円	24,152円
沢目	86円	29,626円
田沢湖	125円	26,322円
米内沢	131円	14,186円
秋田船越	121円	18,974円
秋田河辺	209円	14,890円
矢島	112円	7,823円
秋田北浦	58円	29,514円
金浦	196円	23,101円
八幡平	81円	27,856円
阿仁	106円	19,790円
横手神代	191円	38,486円
秋田脇本	42円	26,604円
由利院内	203円	34,178円
平鹿	94円	11,555円
雄物川	172円	17,160円
西目	313円	20,850円
増田	112円	28,349円
横手大森	193円	34,764円

東能代	127円	21,844円
横手	150円	33,224円
秋田大館	121円	19,611円
十二所	45円	16,667円
秋田本荘	179円	29,863円
男鹿	68円	18,945円
秋田湯沢	106円	18,341円
大曲	90円	27,134円
鹿角	132円	13,955円
大館鷹巣	115円	19,748円
五城目	103円	43,592円
秋田追分	194円	34,734円
天王	238円	15,413円
秋田大湯	331円	30,222円
仁賀保	103円	15,294円
象潟	236円	13,408円
横手神岡	78円	20,847円
角館	160円	24,917円
西馬音内	252円	12,991円
東成瀬	71円	25,966円
外旭川	184円	16,682円
釈迦内	71円	18,315円
太平	71円	24,810円
下浜	62円	21,908円
角間川	89円	35,072円
内小友	65円	38,139円
比内	178円	11,074円
合川	23円	26,668円
八郎潟	174円	20,802円
横手六郷	117円	13,544円
森岳	253円	24,468円
由利	103円	19,627円
稲川	219円	21,867円
横手雄勝	263円	20,801円
八竜	145円	10,920円
琴丘	120円	10,945円
刈和野	107円	27,130円
中仙	149円	20,300円
小坂	124円	17,441円
東由利	120円	14,127円
秋田太田	141円	23,825円
千畑	120円	21,279円
秋田井川	225円	25,547円
飯田川	135円	11,423円
若美	99円	18,352円
二ツ井	157円	19,560円
花岡	56円	17,594円
雄和	137円	25,539円
上小阿仁	132円	20,689円
八森	109円	22,372円
沢目	84円	27,275円
田沢湖	120円	23,363円
米内沢	118円	12,504円
秋田船越	114円	16,753円
秋田河辺	195円	13,791円
矢島	101円	7,481円
秋田北浦	60円	27,455円
金浦	176円	21,397円
八幡平	69円	24,727円
阿仁	93円	17,341円
横手神代	189円	34,100円
秋田脇本	45円	24,685円
由利院内	165円	30,457円
平鹿	91円	10,465円
雄物川	165円	16,326円
西目	317円	19,206円
増田	97円	25,868円
横手大森	185円	31,287円
秋田大内	223円	23,718円

	秋田大内	219円	25,665円
	秋田鳥海	83円	21,830円
	西明寺	151円	28,018円
	横手山内	183円	28,018円
	須川	49円	41,480円
	横手十文字	183円	9,593円
	横手金沢	122円	24,210円
	大館大湯	88円	26,493円
	十和田南	130円	22,149円
	早口	163円	17,647円
	秋田道川	149円	25,106円
	秋田協和	158円	46,052円
	横手仙北	136円	16,886円
	後三年	113円	34,668円
	五里合	62円	22,817円
	藤里	148円	40,285円
	大雄	171円	24,670円
	外小友	122円	27,931円
山形県	山形	351円	29,076円
	山形金井	453円	16,614円
	山形十文字	244円	16,851円
	今塚	1,047円	65,293円
	あかねヶ丘	673円	47,233円
	米沢	218円	30,527円
	米沢窪田	177円	19,218円
	八幡原	57円	31,944円
	鶴岡	309円	18,296円
	酒田2	335円	23,643円
	酒田緑ヶ丘	260円	22,248円
	酒田高砂	80円	21,226円
	新庄	319円	22,437円
	寒河江	308円	43,327円
	山形上山	244円	27,713円
	村山	150円	22,783円
	長井	145円	22,652円
	天童	341円	30,650円
	高掬	467円	8,975円
	神町	354円	17,405円
	東根	269円	19,427円
	尾花沢	273円	42,974円
	南陽	182円	21,980円
	河北	142円	17,656円
	山形朝日	150円	13,364円
	白鷹	177円	15,018円
	余目	120円	11,983円
	藤島	184円	33,946円
	酒田三川	181円	33,368円
	温海	340円	31,079円
	山形小国	187円	32,931円
	庄内朝日機械	90円	36,927円
	山形川西	230円	47,252円
	酒田水沢	67円	33,123円
	袖浦	96円	39,807円
	山形大江	258円	28,467円
	山辺	330円	20,943円
	山形中山	323円	75,882円
	南原	84円	22,635円
	宮内	211円	22,692円
	高畠	289円	18,013円
	櫛引	130円	23,811円
	白岩	317円	17,254円
山形西川	125円	29,835円	
糠野目	201円	68,606円	
米沢飯豊	156円	22,332円	
酒田羽黒	216円	46,565円	
本道寺	40円	68,276円	
山形平田	295円	18,444円	
酒田立川	180円	23,905円	
酒田松山	228円	29,583円	

	秋田鳥海	68円	19,314円
	西明寺	125円	24,717円
	横手山内	148円	24,559円
	須川	40円	36,939円
	横手十文字	181円	8,444円
	横手金沢	111円	21,018円
	大館大湯	80円	24,852円
	十和田南	131円	19,572円
	早口	154円	16,335円
	秋田道川	148円	23,250円
	秋田協和	145円	40,678円
	横手仙北	128円	14,596円
	後三年	97円	30,443円
	五里合	57円	21,379円
	藤里	138円	36,094円
	大雄	165円	21,713円
	外小友	103円	24,635円
山形県	山形	334円	23,842円
	山形金井	447円	15,822円
	山形十文字	247円	15,110円
	今塚	1,033円	58,228円
	あかねヶ丘	654円	34,006円
	米沢	194円	28,214円
	米沢窪田	165円	17,065円
	八幡原	46円	107,571円
	鶴岡	311円	16,911円
	酒田2	320円	20,833円
	酒田緑ヶ丘	235円	19,616円
	酒田高砂	56円	18,661円
	新庄	294円	19,541円
	寒河江	283円	33,616円
	山形上山	230円	26,087円
	村山	137円	20,210円
	長井	130円	20,460円
	天童	334円	27,236円
	高掬	470円	8,154円
	神町	338円	15,958円
	東根	284円	17,879円
	尾花沢	252円	38,931円
	南陽	182円	20,652円
	河北	132円	15,521円
	山形朝日	125円	11,903円
	白鷹	165円	13,180円
	余目	130円	10,989円
	藤島	176円	30,372円
	酒田三川	179円	29,778円
	温海	277円	27,894円
	山形小国	181円	29,800円
	庄内朝日機械	77円	32,664円
	山形川西	222円	43,426円
	酒田水沢	57円	29,644円
	袖浦	85円	24,754円
	山形大江	229円	25,475円
	山辺	306円	18,784円
	山形中山	318円	40,485円
	南原	78円	19,797円
	宮内	205円	20,134円
	高畠	288円	15,983円
	櫛引	125円	20,887円
	白岩	309円	15,792円
山形西川	124円	26,464円	
糠野目	196円	62,278円	
米沢飯豊	148円	76,565円	
酒田羽黒	213円	41,694円	
本道寺	30円	60,078円	
山形平田	291円	17,560円	
酒田立川	164円	21,077円	
酒田松山	223円	26,277円	
酒田三瀬	70円	23,152円	

	酒田三瀬	77円	25,784円
	山形金山	80円	23,911円
	真室川	190円	25,038円
	中和田	165円	15,573円
	鼠ヶ関	98円	35,120円
	蔵王	160円	35,863円
	酒田大山	270円	12,414円
	湯野浜	158円	56,687円
	本楯	105円	30,497円
	泉田	92円	29,539円
	村山大久保	186円	26,402円
	山形白鳥	170円	30,574円
	山形東郷	92円	46,784円
	福原	126円	36,631円
	大石田	147円	36,815円
	鮭川	110円	26,846円
	古口	129円	28,039円
	遊佐	184円	16,136円
	吹浦	49円	34,391円
	酒田八幡	110円	29,312円
	舟形	172円	41,138円
	須田板	150円	28,624円
	山形玉野	87円	25,750円
	清水	96円	29,168円
福島県	福島	391円	42,863円
	福島清水	634円	21,206円
	福島佐倉	406円	19,189円
	瀬上	513円	16,037円
	福島大森	496円	23,006円
	蓬萊	297円	22,000円
	飯坂	244円	24,493円
	福島花園	420円	31,756円
	会津若松	371円	19,802円
	東栄町分局	644円	21,742円
	福島郡山	1,500円	25,245円
	郡山芳賀	671円	32,926円
	笹川	638円	18,160円
	日和田	126円	34,107円
	喜久田	285円	36,868円
	大槻	620円	15,981円
	郡山守山	64円	40,585円
	磐梯熱海	112円	89,673円
	いわき	514円	31,479円
	小名浜	371円	39,359円
	勿来	314円	31,631円
	内郷	501円	15,740円
	好間	533円	32,985円
	草野	369円	12,872円
	いわき常磐	239円	24,670円
	四倉	534円	38,589円
	いわき若葉台	982円	24,244円
	いわき泉	544円	27,990円
	いわき玉川	537円	16,011円
	いわき窪田	454円	49,859円
	白河	293円	30,613円
	福島原町	316円	27,679円
	郡山須賀川	238円	39,771円
	喜多方	270円	13,987円
	福島相馬	482円	32,617円
	二本松	310円	16,745円
	福島藤田	284円	26,685円
	二本松本宮	227円	10,680円
	田島	319円	18,966円
	猪苗代	254円	44,998円
	会津若松坂下	370円	23,482円
	郡山西郷	278円	23,599円
郡山石川	319円	21,051円	
三春	202円	14,905円	
磐城富岡	420円	16,848円	

	山形金山	70円	21,157円
	真室川	177円	22,294円
	中和田	158円	14,138円
	鼠ヶ関	86円	31,388円
	蔵王	150円	32,113円
	酒田大山	274円	10,492円
	湯野浜	123円	50,722円
	本楯	97円	26,995円
	泉田	88円	25,928円
	村山大久保	163円	23,141円
	山形白鳥	140円	27,195円
	山形東郷	74円	42,043円
	福原	117円	29,366円
	大石田	137円	32,852円
	鮭川	95円	23,724円
	古口	118円	24,908円
	遊佐	174円	14,132円
	吹浦	42円	30,498円
	酒田八幡	100円	25,881円
	舟形	163円	34,696円
	須田板	136円	25,638円
	山形玉野	71円	22,605円
	清水	86円	25,646円
福島県	福島	400円	42,136円
	福島清水	611円	18,949円
	福島佐倉	410円	17,728円
	瀬上	508円	14,576円
	福島大森	486円	20,420円
	蓬萊	273円	17,966円
	飯坂	230円	19,715円
	福島花園	373円	43,083円
	会津若松	342円	22,734円
	東栄町分局	599円	18,825円
	福島郡山	1,483円	26,327円
	郡山芳賀	669円	29,841円
	笹川	613円	16,042円
	日和田	117円	30,924円
	喜久田	273円	33,521円
	大槻	605円	14,327円
	郡山守山	63円	36,614円
	磐梯熱海	104円	83,659円
	いわき	503円	27,724円
	小名浜	361円	30,157円
	勿来	303円	30,818円
	内郷	489円	13,322円
	好間	518円	30,140円
	草野	358円	12,150円
	いわき常磐	222円	22,174円
	四倉	527円	35,308円
	いわき若葉台	871円	18,191円
	いわき泉	565円	25,486円
	いわき玉川	538円	14,264円
	いわき窪田	409円	46,143円
	白河	291円	27,519円
	福島原町	280円	22,279円
	郡山須賀川	205円	31,652円
	喜多方	248円	13,696円
	福島相馬	457円	20,784円
	二本松	306円	14,131円
	福島藤田	276円	24,180円
	二本松本宮	219円	12,052円
	田島	306円	16,921円
	猪苗代	272円	41,861円
	会津若松坂下	366円	21,652円
	郡山西郷	256円	20,916円
郡山石川	305円	28,661円	
三春	192円	14,261円	
磐城富岡	213円	26,242円	
浪江	464円	19,077円	

浪江	721円	21,124円
会津山口	301円	47,363円
会津若松広田	190円	30,457円
福島梁川	364円	29,503円
保原	380円	16,354円
江名	199円	29,644円
福島川俣	206円	55,367円
塙	496円	20,173円
新地	411円	31,489円
小高	306円	32,894円
福島伊達	378円	39,823円
桑折	381円	25,989円
福島松川	249円	24,723円
鏡石	318円	12,999円
塩川	301円	32,596円
棚倉	269円	13,933円
郡山浅川	133円	26,471円
福島鹿島	304円	51,853円
柳津	73円	29,338円
飯野	265円	30,744円
磐梯	157円	36,884円
霊山	181円	45,797円
橋本	381円	38,275円
泉崎	173円	30,124円
大玉	215円	27,224円
大林	262円	26,774円
表郷	108円	33,537円
郡山中島	108円	35,097円
湖南	84円	34,618円
白沢	118円	24,682円
多田野	93円	19,326円
古殿	217円	25,851円
西会津	83円	22,069円
北会津	113円	16,857円
新鶴	207円	35,185円
いわき広野	208円	17,836円
久ノ浜	91円	358,212円
船引	327円	60,878円
鮫川	117円	56,515円
福島東和	249円	33,171円
郡山岩瀬	258円	24,113円
川桁	92円	29,861円
柳橋	141円	28,449円
岩代	107円	16,847円
郡山長沼	160円	27,767円
会津若松下郷	215円	17,767円
熱塩	97円	40,356円
山都	151円	18,473円
郡山東	102円	19,542円
大信	127円	28,677円
都路	77円	48,882円
常葉	135円	20,321円
檜葉	213円	21,503円
庭坂	195円	19,029円
沼之内	414円	36,754円
いわき小川	249円	22,124円
上遠野	314円	19,617円
小作田	258円	16,281円
原釜	224円	27,349円
裏磐梯	912円	45,525円
会津高田	247円	38,821円
会津本郷	199円	14,738円
郡山玉川	205円	18,662円
小野新町	290円	35,176円
大熊	440円	23,964円
いわき双葉	228円	28,014円
飯館	351円	21,720円
天栄	193円	21,649円
只見	301円	26,755円

会津山口	277円	43,688円
会津若松広田	182円	28,272円
福島梁川	350円	26,826円
保原	367円	15,961円
江名	176円	26,815円
福島川俣	195円	49,839円
塙	478円	17,843円
新地	383円	28,873円
小高	167円	30,057円
福島伊達	359円	36,590円
桑折	366円	20,635円
福島松川	245円	22,500円
鏡石	310円	11,915円
塩川	269円	29,021円
棚倉	260円	12,718円
郡山浅川	124円	24,486円
福島鹿島	273円	48,110円
柳津	70円	26,511円
飯野	254円	35,669円
磐梯	143円	33,139円
霊山	172円	41,548円
橋本	383円	27,442円
泉崎	163円	29,177円
大玉	202円	25,171円
大林	230円	23,827円
表郷	101円	30,301円
郡山中島	100円	32,334円
湖南	70円	30,436円
白沢	103円	23,023円
多田野	88円	17,589円
古殿	216円	23,361円
西会津	76円	19,702円
北会津	106円	14,768円
新鶴	187円	31,324円
いわき広野	200円	16,362円
久ノ浜	84円	224,172円
船引	326円	57,351円
鮫川	101円	51,351円
福島東和	228円	30,808円
郡山岩瀬	241円	21,185円
川桁	85円	26,683円
柳橋	124円	25,849円
岩代	103円	15,121円
郡山長沼	141円	24,548円
会津若松下郷	188円	15,600円
熱塩	77円	36,145円
山都	140円	16,239円
郡山東	99円	17,937円
大信	119円	29,110円
都路	60円	46,009円
常葉	123円	18,848円
檜葉	90円	19,655円
庭坂	321円	17,553円
沼之内	413円	33,269円
いわき小川	242円	20,152円
上遠野	288円	18,215円
小作田	247円	14,704円
原釜	220円	24,454円
裏磐梯	823円	40,843円
会津高田	222円	34,767円
会津本郷	189円	12,973円
郡山玉川	199円	17,223円
小野新町	276円	32,309円
大熊	428円	21,948円
いわき双葉	217円	25,335円
飯館	261円	20,172円
天栄	162円	19,134円
只見	280円	23,735円
会津若松吾妻	27円	89,420円

	会津若松吾妻	50円	98,742円
	矢祭	364円	17,521円
	滝根	161円	35,524円
	大越	88円	36,424円
	郡山七郷	186円	17,818円
	移	153円	31,014円
茨城県	水戸大町	572円	46,581円
	茨城赤塚	328円	39,407円
	水戸吉田	329円	18,556円
	千波	566円	41,103円
	多賀	362円	20,348円
	久慈浜	365円	20,982円
	日立別館	242円	25,540円
	茨城日高	349円	34,586円
	土浦	249円	38,913円
	荒川沖	494円	30,786円
	神立	254円	31,150円
	石岡国府	394円	27,397円
	下館別館	344円	27,416円
	下館川島	269円	55,103円
	結城	422円	26,077円
	結城南	203円	29,308円
	竜ヶ崎	147円	30,592円
	土浦佐貫	504円	24,724円
	那珂湊	251円	30,269円
	阿字ヶ浦	390円	19,099円
	下妻	269円	31,871円
	水海道菅生	385円	22,534円
	水海道別	317円	83,097円
	茨城勝田	332円	41,183円
	高萩	177円	24,995円
	北茨城	162円	22,636円
	取手	453円	22,292円
	茨城岩井	170円	28,291円
	土浦牛久	764円	21,066円
	つくば	1,525円	39,912円
	大穂	689円	27,967円
	桜	209円	21,311円
	つくば北	141円	20,299円
	筑波山	277円	19,946円
	吉沼	86円	25,240円
	筑波谷田部	339円	19,873円
	土浦豊里	387円	87,219円
	大洗	402円	19,101円
	友部	381円	61,602円
	茨城東海	530円	23,986円
	那珂	352円	6,326円
	常陸大宮	336円	41,230円
	金砂郷	144円	59,288円
十王	341円	17,803円	
常陸鹿島	341円	23,986円	
神栖	300円	22,980円	
茨城萩原	191円	17,053円	
潮来延方	256円	32,658円	
美浦	192円	25,617円	
谷和原	399円	168,186円	
守谷清水	600円	44,326円	
古河2	644円	7,404円	
古河旭	1,043円	14,628円	
総和2	291円	39,238円	
古河南	361円	44,512円	
茨城境	325円	36,569円	
石岡東	310円	110,141円	
石岡	317円	51,760円	
常陸太田別館	291円	22,889円	
羽鳥	260円	54,099円	
千葉若松	95円	23,740円	
矢田部	227円	49,490円	
阿見	349円	14,218円	

	矢祭	353円	15,990円
	滝根	154円	32,852円
	大越	79円	33,373円
	郡山七郷	169円	16,640円
	移	138円	28,356円
茨城県	水戸大町	566円	37,544円
	茨城赤塚	333円	31,043円
	水戸吉田	318円	21,432円
	千波	562円	30,356円
	多賀	351円	42,701円
	久慈浜	367円	17,555円
	日立別館	207円	22,000円
	茨城日高	349円	30,758円
	土浦	238円	41,999円
	荒川沖	492円	21,248円
	神立	253円	28,216円
	石岡国府	382円	25,220円
	下館別館	319円	24,110円
	下館川島	245円	30,036円
	結城	421円	36,728円
	結城南	181円	26,629円
	竜ヶ崎	129円	33,881円
	土浦佐貫	601円	21,204円
	那珂湊	225円	25,824円
	阿字ヶ浦	363円	17,231円
	下妻	240円	30,270円
	水海道菅生	351円	60,239円
	水海道別	236円	74,086円
	茨城勝田	320円	35,869円
	高萩	167円	22,477円
	北茨城	139円	34,271円
	取手	451円	20,483円
	茨城岩井	164円	26,270円
	土浦牛久	750円	18,733円
	つくば	1,656円	34,634円
	大穂	660円	25,145円
	桜	194円	19,559円
	つくば北	137円	18,879円
	筑波山	240円	61,134円
	吉沼	79円	23,268円
	筑波谷田部	315円	27,219円
	土浦豊里	355円	50,162円
	大洗	372円	20,479円
	友部	374円	56,105円
	茨城東海	535円	35,091円
	那珂	346円	6,185円
	常陸大宮	328円	31,813円
	金砂郷	135円	33,720円
十王	329円	17,896円	
常陸鹿島	216円	23,912円	
神栖	200円	19,279円	
茨城萩原	152円	22,235円	
潮来延方	203円	21,955円	
美浦	173円	23,332円	
谷和原	376円	93,126円	
守谷清水	525円	41,004円	
古河2	639円	7,983円	
古河旭	953円	10,065円	
総和2	283円	35,036円	
古河南	346円	33,052円	
茨城境	294円	31,753円	
石岡東	270円	79,303円	
石岡	196円	46,542円	
常陸太田別館	273円	21,663円	
羽鳥	249円	31,622円	
千葉若松	74円	21,609円	
矢田部	212円	40,617円	
阿見	343円	21,517円	
高場	374円	41,418円	

高場	398円	47,448円
笠間	315円	32,645円
稲戸井	489円	20,888円
茨城	256円	49,185円
茨城岩瀬	256円	19,589円
大子	149円	32,145円
鉾田	136円	21,605円
江戸崎	130円	14,425円
伊奈	271円	74,183円
藤代蔵前	414円	38,766円
奥野	137円	74,367円
牛堀	278円	30,344円
阿見南	123円	10,214円
茨城東	61円	21,619円
総和	291円	138,107円
岡田	175円	69,963円
関城	121円	32,413円
茨城協和	450円	50,508円
利根	113円	74,653円
いばらき旭	91円	32,635円
常澄	190円	28,017円
内原	933円	17,052円
石岡大野	156円	18,442円
茎崎	171円	56,461円
新利根	99円	26,632円
岩間	287円	33,031円
八郷	92円	14,947円
茨城鳥栖	74円	76,625円
湫沼	127円	24,905円
瓜連	445円	17,738円
茨城北浦	59円	63,955円
茨城玉造	96円	38,151円
常北	227円	21,404円
岡郷	161円	38,253円
五霞	160円	48,422円
茨城八千代	259円	31,190円
大洋	82円	75,449円
茨城土浦	244円	30,179円
波崎	239円	43,475円
茨城出島	93円	29,469円
沖宿	103円	22,483円
潮来	207円	30,675円
明野	113円	24,172円
真壁	210円	28,574円
茨城千代田	296円	25,147円
茨城大津	268円	42,771円
茨城稲田	151円	75,571円
七郷	152円	15,259円
桂	25円	63,605円
土浦河内	119円	24,450円
美野里	156円	40,442円
新治	138円	32,433円
茨城麻生	168円	34,348円
飯富	175円	19,212円
国田	147円	62,550円
菅原	138円	52,789円
行方	66円	80,238円
蔵川	74円	86,005円
出島東	114円	21,808円
小幡	68円	98,589円
雨引	208円	79,664円
八俣	89円	60,426円
猿島	100円	36,918円
御前山	118円	73,945円
茨城三和	739円	45,004円
沓掛	122円	76,509円
いばらき小川	175円	44,136円
山方	152円	66,168円
水府	55円	56,770円

笠間	291円	25,124円
稲戸井	463円	17,964円
茨城	243円	43,658円
茨城岩瀬	249円	28,098円
大子	103円	28,809円
鉾田	117円	20,127円
江戸崎	112円	13,051円
伊奈	230円	59,340円
藤代蔵前	373円	29,087円
奥野	126円	62,876円
牛堀	218円	26,119円
阿見南	118円	57,991円
茨城東	54円	67,095円
総和	283円	127,570円
岡田	158円	66,311円
関城	116円	29,318円
茨城協和	440円	37,928円
利根	102円	43,248円
いばらき旭	83円	26,866円
常澄	172円	27,473円
内原	923円	14,449円
石岡大野	143円	18,462円
茎崎	154円	32,001円
新利根	91円	67,092円
岩間	273円	31,815円
八郷	89円	12,569円
茨城鳥栖	61円	72,933円
湫沼	114円	21,672円
瓜連	428円	15,821円
茨城北浦	55円	48,064円
茨城玉造	90円	36,018円
常北	209円	27,721円
岡郷	151円	20,541円
五霞	145円	26,761円
茨城八千代	254円	27,111円
大洋	76円	58,092円
茨城土浦	244円	25,408円
波崎	232円	38,612円
茨城出島	78円	75,984円
沖宿	93円	66,169円
潮来	193円	27,992円
明野	101円	62,393円
真壁	203円	26,146円
茨城千代田	285円	24,735円
茨城大津	266円	40,368円
茨城稲田	150円	67,200円
七郷	130円	72,212円
桂	23円	59,638円
土浦河内	111円	73,082円
美野里	152円	52,624円
新治	121円	29,519円
茨城麻生	154円	30,029円
飯富	161円	17,359円
国田	135円	59,160円
菅原	113円	47,812円
行方	52円	74,971円
蔵川	60円	79,300円
出島東	104円	67,571円
小幡	58円	60,936円
雨引	194円	72,281円
八俣	79円	49,384円
猿島	87円	72,235円
御前山	97円	73,935円
茨城三和	715円	40,579円
沓掛	110円	71,355円
いばらき小川	168円	41,791円
山方	118円	63,981円
水府	37円	30,077円
茨城桜川	56円	32,244円

栃木県	茨城桜川	77円	59,335円
	石下	169円	102,348円
	茨城美和	170円	68,016円
	宇都宮	748円	62,084円
	宇都宮平出	303円	31,249円
	道場宿	315円	36,549円
	瑞穂野	231円	20,930円
	徳次郎	519円	32,053円
	砥上	515円	32,822円
	江曾島	848円	19,622円
	雀宮	811円	34,552円
	足利	343円	46,995円
	足利相生	485円	27,650円
	足利西	318円	29,163円
	足利南	527円	24,682円
	栃木	288円	49,568円
	栃木北	249円	29,048円
	佐野	258円	28,431円
	鹿沼	288円	22,003円
	北犬飼	233円	65,036円
	日光	317円	44,381円
	今市	204円	24,672円
	栃木小山	791円	45,153円
	雨ヶ谷	364円	20,613円
	延島	180円	13,437円
	真岡	257円	32,489円
	大田原2	222円	26,635円
	矢板	423円	21,184円
	黒磯	346円	37,054円
	上三川	517円	70,804円
	栃木河内	536円	35,700円
	栃木芳賀	309円	28,019円
	栃木壬生2	1,746円	30,802円
	石橋	475円	30,057円
	栃木小金井	563円	42,622円
	新野木	426円	88,390円
	栃木大平	389円	75,455円
	岩舟	266円	18,008円
	鬼怒川川治	194円	32,908円
	宝積寺	523円	19,710円
	栃木烏山	174円	12,689円
	西那須野2	308円	18,454円
	田沼	355円	13,326円
益子	329円	52,254円	
間々田	359円	50,047円	
栃木城山	280円	12,512円	
南犬飼	410円	16,288円	
氏家別	404円	44,949円	
葛生2	242円	28,566円	
赤見	242円	33,705円	
薬師寺	165円	25,420円	
小山西	149円	17,584円	
卒島	252円	38,729円	
栃木富田	273円	31,185円	
栃木藤岡2	250円	30,228円	
栃木田原	180円	42,160円	
栃木西方	153円	45,737円	
上河内	196円	41,876円	
野崎	217円	71,420円	
佐久山	127円	38,110円	
片岡	205円	51,627円	
東那須野	249円	22,164円	
栃木梅沢	138円	48,064円	
楡木	147円	45,996円	
栃木大沢	167円	14,841円	
伊王野2	104円	22,643円	
喜連川	226円	37,202円	
馬頭	176円	40,023円	
黒羽	60円	70,064円	

栃木県	石下	167円	56,438円
	茨城美和	133円	64,044円
	宇都宮	743円	64,086円
	宇都宮平出	306円	25,492円
	道場宿	305円	28,710円
	瑞穂野	224円	19,129円
	徳次郎	509円	26,280円
	砥上	481円	28,940円
	江曾島	841円	15,107円
	雀宮	797円	44,070円
	足利	333円	35,799円
	足利相生	467円	26,324円
	足利西	306円	26,524円
	足利南	513円	22,119円
	栃木	257円	46,853円
	栃木北	231円	23,007円
	佐野	232円	38,635円
	鹿沼	263円	35,577円
	北犬飼	217円	35,992円
	日光	291円	38,820円
	今市	193円	22,088円
	栃木小山	760円	40,032円
	雨ヶ谷	335円	19,025円
	延島	169円	11,887円
	真岡	245円	28,351円
	大田原2	208円	36,746円
	矢板	353円	50,582円
	黒磯	318円	30,744円
	上三川	506円	37,548円
	栃木河内	522円	35,259円
	栃木芳賀	290円	25,831円
	栃木壬生2	1,725円	26,764円
	石橋	410円	26,805円
	栃木小金井	521円	38,049円
	新野木	362円	99,938円
	栃木大平	374円	44,915円
	岩舟	259円	15,690円
	鬼怒川川治	188円	26,728円
	宝積寺	513円	17,796円
	栃木烏山	150円	11,896円
	西那須野2	327円	47,662円
	田沼	347円	13,648円
	益子	309円	38,504円
間々田	350円	44,876円	
栃木城山	217円	11,420円	
南犬飼	404円	14,837円	
氏家別	397円	37,178円	
葛生2	223円	26,033円	
赤見	248円	31,680円	
薬師寺	154円	16,488円	
小山西	143円	15,725円	
卒島	236円	20,609円	
栃木富田	263円	22,198円	
栃木藤岡2	256円	26,992円	
栃木田原	172円	26,157円	
栃木西方	150円	24,301円	
上河内	188円	26,090円	
野崎	203円	66,518円	
佐久山	122円	23,397円	
片岡	196円	48,186円	
東那須野	233円	14,108円	
栃木梅沢	127円	43,297円	
楡木	133円	41,891円	
栃木大沢	152円	13,550円	
伊王野2	92円	47,903円	
喜連川	218円	34,111円	
馬頭	158円	37,345円	
黒羽	61円	41,708円	
黒田原	195円	83,471円	

	黒田原	205円	90,688円
	栃木二宮	261円	27,143円
	市貝	247円	33,163円
	南那須	181円	41,375円
	文挾	113円	83,493円
	栃木粟野	241円	51,067円
	玉生	216円	14,450円
	熟田	109円	40,204円
	栃木小川	388円	32,926円
	塩原2	202円	14,073円
	関谷	175円	31,277円
	栃木茂木	226円	70,692円
	湯津上	233円	22,352円
	足尾交換局2	233円	43,101円
	栃木水橋	138円	45,090円
	船生	128円	16,041円
	栃木大宮	118円	29,838円
	川治	128円	50,322円
	栃木2	288円	25,954円
	那須横沢	70円	17,273円
	那須	86円	39,267円
	那須大沢	60円	20,207円
	南摩	355円	39,375円
群馬県	前橋	659円	60,222円
	野中別	828円	19,235円
	前橋元総社	498円	38,931円
	佐鳥	404円	22,703円
	前橋芳賀	205円	52,369円
	国領	506円	39,250円
	群馬高崎	466円	50,688円
	高崎支店別1	466円	25,590円
	高崎問屋町	494円	41,115円
	倉賀野	778円	19,471円
	大類	937円	25,184円
	群馬長野	843円	26,709円
	桐生錦町	210円	19,687円
	桐生相生	482円	38,265円
	伊勢崎	380円	45,998円
	豊受	322円	45,289円
	群馬太田	861円	40,620円
	太田九合	772円	19,534円
	宝泉	397円	18,237円
	群馬沼田	736円	42,995円
	館林支別1	265円	27,245円
	群馬渋川	368円	24,052円
	群馬藤岡	428円	27,970円
	群馬富岡	339円	24,726円
	群馬安中	432円	18,669円
	新群馬町	345円	20,837円
	群馬新町	419円	73,600円
	群馬長野原	376円	33,350円
	草津温泉	272円	43,708円
	玉村	478円	55,735円
	笠懸	159円	25,326円
	大間々	778円	22,690円
	群馬大泉	235円	60,668円
	中之条	190円	29,136円
	高林	454円	10,397円
	毛里田	206円	25,656円
	群馬川内	337円	14,771円
	赤城	130円	24,173円
	群馬富士見	323円	16,897円
	群馬原町	89円	71,601円
	北軽井沢	18円	22,683円
	采女	235円	71,481円
	藪塚本町	106円	14,665円
群馬板倉	629円	25,021円	
群馬川俣	295円	26,114円	
赤岩	242円	16,203円	

	栃木二宮	252円	24,261円
	市貝	232円	21,188円
	南那須	178円	25,697円
	文挾	101円	52,163円
	栃木粟野	217円	35,370円
	玉生	195円	13,129円
	熟田	95円	25,102円
	栃木小川	376円	29,312円
	塩原2	183円	14,602円
	関谷	167円	18,803円
	栃木茂木	207円	39,815円
	湯津上	221円	14,775円
	足尾交換局2	218円	42,159円
	栃木水橋	133円	29,534円
	船生	122円	14,676円
	栃木大宮	104円	69,461円
	川治	122円	38,302円
	栃木2	257円	23,059円
	那須横沢	59円	15,133円
	那須	90円	36,788円
	那須大沢	54円	17,749円
	南摩	343円	24,722円
群馬県	前橋	650円	46,486円
	野中別	797円	18,708円
	前橋元総社	486円	30,352円
	佐鳥	399円	20,799円
	前橋芳賀	188円	33,729円
	国領	495円	37,143円
	群馬高崎	468円	41,731円
	高崎支店別1	468円	23,155円
	高崎問屋町	465円	30,927円
	倉賀野	763円	40,176円
	大類	893円	21,710円
	群馬長野	810円	24,788円
	桐生錦町	199円	22,209円
	桐生相生	441円	35,918円
	伊勢崎	356円	39,633円
	豊受	320円	32,491円
	群馬太田	850円	36,706円
	太田九合	749円	25,561円
	宝泉	378円	39,038円
	群馬沼田	705円	34,294円
	館林支別1	257円	21,973円
	群馬渋川	352円	18,973円
	群馬藤岡	419円	27,419円
	群馬富岡	324円	25,059円
	群馬安中	403円	44,115円
	新群馬町	309円	25,567円
	群馬新町	397円	40,728円
	群馬長野原	364円	33,461円
	草津温泉	261円	38,809円
	玉村	475円	42,590円
	笠懸	156円	23,360円
	大間々	765円	30,834円
	群馬大泉	232円	37,349円
	中之条	183円	29,650円
	高林	447円	9,768円
	毛里田	191円	43,209円
	群馬川内	328円	12,383円
	赤城	126円	22,233円
	群馬富士見	319円	14,970円
	群馬原町	86円	44,062円
	北軽井沢	11円	21,029円
	采女	220円	67,495円
	藪塚本町	104円	13,449円
群馬板倉	571円	23,091円	
群馬川俣	283円	23,821円	
赤岩	232円	14,605円	
吉井	342円	12,446円	

吉井	342円	13,505円
大胡	292円	17,281円
粕川	287円	20,994円
榛名	550円	18,850円
箕郷	377円	14,677円
鬼石	150円	19,826円
下仁田交換セ	136円	17,515円
甘楽	183円	14,857円
松井田	390円	12,551円
月夜野	310円	26,136円
群馬水上	122円	32,401円
群馬布施	354円	28,531円
原市	281円	17,147円
浅間高原	24円	23,194円
子持	156円	28,578円
群馬吉岡	383円	37,015円
邑楽	236円	30,729円
群馬城南	328円	16,527円
駒形	660円	37,668円
梅田	199円	26,609円
群馬新里	56円	51,989円
新国定	518円	102,253円
群馬境交換セ	349円	13,125円
尾島	307円	19,081円
群馬新田	229円	12,895円
新田金井	210円	26,211円
新南蛇井	344円	53,104円
北橋	176円	28,021円
渋川伊香保	282円	25,833円
群馬岩崎	85円	18,418円
館林東	184円	26,241円
倉淵	315円	36,841円
磐戸	126円	27,106円
嬬恋	381円	19,636円
追分	330円	31,714円
片品	316円	42,750円
伊勢崎支別1	380円	34,093円
猿ヶ京	463円	18,994円
埼玉		
川越	1,621円	40,102円
川越新宿	2,399円	32,637円
南古谷	2,255円	49,723円
川越霞ヶ関	2,978円	23,461円
熊谷末広	590円	33,429円
三ヶ尻	1,063円	23,791円
埼玉川口	4,465円	41,558円
川口青木	3,663円	52,463円
川口芝	2,012円	26,859円
安行	2,994円	28,866円
浦和東	4,135円	34,611円
浦和白幡	3,835円	20,482円
浦和常盤	2,176円	38,701円
中尾	1,877円	25,052円
浦和美園	1,469円	97,174円
埼玉大宮	5,264円	40,576円
大宮東大成	1,847円	42,158円
大宮大和田	1,378円	21,295円
大宮指扇	1,439円	24,184円
行田別館	418円	20,015円
秩父	626円	22,263円
所沢	2,513円	29,089円
所沢元町	3,127円	27,058円
所沢北野	1,021円	35,612円
所沢東	1,998円	21,865円
所沢下富	1,311円	20,738円
飯能緑町	1,427円	24,874円
原市場	605円	29,614円
吾野	592円	84,436円
加須	406円	25,698円
加須花崎	395円	20,944円

大胡	274円	15,862円
粕川	264円	19,141円
榛名	547円	17,116円
箕郷	360円	13,725円
鬼石	148円	17,866円
下仁田交換セ	124円	15,908円
甘楽	177円	13,422円
松井田	380円	11,524円
月夜野	311円	23,055円
群馬水上	110円	29,991円
群馬布施	327円	25,314円
原市	272円	15,496円
浅間高原	1円	69,946円
子持	141円	26,083円
群馬吉岡	373円	30,587円
邑楽	231円	26,411円
群馬城南	333円	15,062円
駒形	651円	22,918円
梅田	185円	24,674円
群馬新里	47円	46,662円
新国定	459円	91,768円
群馬境交換セ	344円	12,808円
尾島	300円	17,436円
群馬新田	221円	11,345円
新田金井	187円	24,294円
新南蛇井	281円	55,996円
北橋	163円	25,616円
渋川伊香保	251円	19,661円
群馬岩崎	74円	18,326円
館林東	180円	23,946円
倉淵	296円	33,392円
磐戸	88円	26,639円
嬬恋	332円	17,753円
追分	309円	28,997円
片品	294円	38,211円
伊勢崎支別1	356円	28,832円
猿ヶ京	449円	17,042円
埼玉		
川越	1,694円	46,721円
川越新宿	2,238円	29,562円
南古谷	2,311円	44,349円
川越霞ヶ関	2,943円	22,091円
熊谷末広	578円	32,349円
三ヶ尻	1,057円	22,269円
埼玉川口	4,683円	34,610円
川口青木	3,637円	43,388円
川口芝	1,985円	23,413円
安行	2,968円	41,331円
浦和東	4,208円	47,591円
浦和白幡	3,962円	30,696円
浦和常盤	2,224円	35,449円
中尾	1,844円	20,613円
浦和美園	1,441円	90,110円
埼玉大宮	5,499円	30,940円
大宮東大成	1,852円	37,536円
大宮大和田	1,361円	18,941円
大宮指扇	1,422円	22,132円
行田別館	413円	32,925円
秩父	594円	22,166円
所沢	2,459円	26,707円
所沢元町	3,278円	24,951円
所沢北野	920円	31,699円
所沢東	2,025円	20,640円
所沢下富	1,269円	18,098円
飯能緑町	1,354円	22,058円
原市場	585円	25,292円
吾野	551円	50,255円
加須	371円	23,069円
加須花崎	352円	17,636円
埼玉本庄	520円	23,145円

埼玉本庄	542円	26,970円
東松山2	1,019円	18,986円
岩槻	1,270円	31,000円
和土	736円	12,045円
春日部武里	1,424円	25,818円
春日部八木崎	1,184円	29,556円
狭山2	1,780円	13,872円
狭山入曾	3,864円	23,888円
埼玉羽生	267円	32,624円
鴻巣	1,016円	22,103円
埼玉深谷2	485円	23,824円
上尾	1,580円	23,598円
新平方	1,858円	20,805円
浦和与野	3,059円	39,516円
草加局舎1	1,172円	34,923円
草加弁天	1,037円	17,403円
草加清門	1,530円	24,051円
越谷	2,009円	49,002円
越谷大里	1,266円	27,188円
越谷蒲生	1,963円	50,729円
蕨戸田	2,729円	38,604円
西戸田	2,426円	31,951円
入間	3,685円	24,124円
入間西武	1,026円	44,455円
入間宮寺	426円	18,788円
入間金子	892円	29,623円
鳩ヶ谷	2,327円	21,292円
朝霞	1,405円	35,232円
志木	2,995円	26,721円
新座	2,067円	21,865円
埼玉加納	250円	14,980円
桶川	1,334円	34,944円
久喜2	1,385円	31,448円
鴻巣北本	2,648円	17,988円
草加八潮	1,720円	35,114円
埼玉富士見	1,881円	17,548円
埼玉三郷	1,756円	39,646円
三郷鷹野	1,199円	20,918円
三郷小谷堀	1,135円	34,566円
蓮田	1,009円	29,448円
坂戸本町	1,253円	22,633円
幸手	423円	27,832円
鶴ヶ島	1,073円	23,805円
武蔵日高電2	1,890円	20,621円
埼玉吉川	1,547円	33,884円
上尾伊奈	604円	25,229円
埼玉吹上2	812円	32,922円
大井	2,823円	29,784円
川越三芳	905円	31,291円
毛呂山2	404円	21,598円
嵐山	560円	69,005円
埼玉小川別	402円	33,783円
川越川島	354円	34,972円
埼玉吉見	430円	54,551円
皆野	376円	32,032円
熊谷吉田	261円	63,309円
埼玉江南	384円	49,961円
妻沼	347円	16,275円
埼玉岡部	465円	52,409円
寄居	402円	14,283円
川里	206円	34,201円
大利根	322円	56,253円
白岡	1,416円	38,569円
菖蒲	427円	31,191円
埼玉栗橋	571円	52,165円
鷲宮	622円	20,439円
杉戸別館	783円	31,091円
第二松伏	738円	25,401円
新庄和	1,291円	57,504円

東松山2	943円	15,845円
岩槻	1,269円	32,145円
和土	695円	10,850円
春日部武里	1,400円	38,867円
春日部八木崎	1,143円	26,285円
狭山2	1,774円	12,594円
狭山入曾	3,741円	21,931円
埼玉羽生	216円	31,021円
鴻巣	1,016円	19,525円
埼玉深谷2	486円	24,273円
上尾	1,575円	21,776円
新平方	1,833円	18,650円
浦和与野	3,123円	34,479円
草加局舎1	1,187円	29,652円
草加弁天	1,045円	16,183円
草加清門	1,479円	32,827円
越谷	1,992円	45,933円
越谷大里	1,219円	23,556円
越谷蒲生	1,910円	39,062円
蕨戸田	2,738円	35,135円
西戸田	2,407円	30,352円
入間	3,614円	41,207円
入間西武	1,004円	58,480円
入間宮寺	416円	18,472円
入間金子	864円	26,371円
鳩ヶ谷	2,399円	20,186円
朝霞	1,315円	25,749円
志木	3,058円	23,422円
新座	2,031円	18,140円
埼玉加納	242円	13,248円
桶川	1,303円	36,151円
久喜2	1,331円	30,932円
鴻巣北本	2,578円	23,734円
草加八潮	1,721円	30,213円
埼玉富士見	1,884円	19,899円
埼玉三郷	1,732円	38,793円
三郷鷹野	1,178円	18,895円
三郷小谷堀	1,101円	25,023円
蓮田	992円	25,068円
坂戸本町	1,249円	21,104円
幸手	406円	24,420円
鶴ヶ島	1,057円	21,288円
武蔵日高電2	1,814円	19,926円
埼玉吉川	1,534円	24,125円
上尾伊奈	588円	25,475円
埼玉吹上2	766円	34,002円
大井	2,786円	24,066円
川越三芳	887円	27,555円
毛呂山2	361円	19,181円
嵐山	536円	41,583円
埼玉小川別	395円	28,240円
川越川島	348円	30,522円
埼玉吉見	430円	33,906円
皆野	376円	29,044円
熊谷吉田	235円	36,307円
埼玉江南	373円	45,733円
妻沼	343円	14,453円
埼玉岡部	455円	30,245円
寄居	393円	16,227円
川里	190円	29,129円
大利根	310円	51,174円
白岡	1,405円	32,186円
菖蒲	416円	26,823円
埼玉栗橋	557円	34,208円
鷲宮	601円	22,251円
杉戸別館	914円	25,306円
第二松伏	637円	21,457円
新庄和	1,112円	51,532円
箕田	448円	13,911円

千葉県

箕田	491円	15,135円
埼玉滑川	549円	66,186円
児玉	250円	30,250円
慈恩寺	310円	23,594円
神川	198円	69,499円
上里	400円	19,285円
熊谷豊里	122円	71,516円
北川辺	180円	23,023円
行田北河原	134円	26,887円
行田埼玉	208円	64,489円
加須樋遣川	134円	50,881円
高坂	1,301円	16,639円
青山	335円	59,097円
川通	380円	36,184円
みろく	126円	23,849円
埼玉平野	294円	74,556円
幸手八代	383円	52,170円
越生	412円	29,510円
埼玉玉川	297円	25,752円
長瀨	537円	38,008円
上吉田	184円	62,943円
小鹿野	212円	27,710円
両神	241円	41,479円
埼玉荒川	376円	22,182円
埼玉美里	219円	68,405円
埼玉川本	222円	30,960円
寄居男衾	216円	34,557円
騎西	423円	50,889円
高麗	446円	57,667円
鳩山	274円	25,027円
埼玉花園	206円	68,332円
杉戸椿	412円	39,682円
内間木	1,046円	25,378円
名栗	111円	64,034円
東秩父	253円	68,910円
宝珠花	551円	52,322円
さいたま新都	3,976円	147,284円
久喜	1,385円	52,925円
千葉	1,227円	40,878円
千葉南	1,343円	54,497円
幕張	1,841円	71,182円
犢橋	543円	45,408円
千葉轟	2,025円	30,495円
桜木	1,642円	33,088円
誉田	743円	60,284円
新土気	952円	46,283円
高洲	1,982円	46,494円
稲毛	1,753円	22,415円
銚子	450円	46,968円
市川	3,490円	35,085円
鬼高	1,619円	24,997円
浦安行徳	3,495円	63,906円
市川中山	2,690円	32,874円
市川曾谷	3,009円	18,472円
市川原木	1,584円	22,662円
市川大野	1,259円	22,193円
船橋	1,804円	39,280円
薬園台	1,990円	35,371円
船橋本町	4,083円	44,361円
千葉上山	999円	33,242円
千葉豊富	702円	64,124円
二和	1,555円	39,039円
館山	497円	33,466円
木更津富士見	271円	25,252円
下烏田	291円	36,121円
矢那	294円	21,760円
松戸	3,029円	61,878円
五香	1,311円	22,537円
松戸小金	1,666円	18,754円

千葉県

埼玉滑川	536円	39,705円
児玉	239円	27,807円
慈恩寺	293円	20,942円
神川	192円	42,307円
上里	364円	18,611円
熊谷豊里	112円	44,313円
北川辺	171円	16,856円
行田北河原	118円	77,112円
行田埼玉	178円	36,466円
加須樋遣川	120円	44,540円
高坂	1,257円	18,769円
青山	321円	53,545円
川通	361円	31,837円
みろく	121円	20,722円
埼玉平野	230円	67,352円
幸手八代	353円	43,832円
越生	405円	26,777円
埼玉玉川	265円	22,094円
長瀨	535円	35,005円
上吉田	156円	37,206円
小鹿野	194円	25,134円
両神	214円	36,540円
埼玉荒川	372円	19,056円
埼玉美里	211円	37,533円
埼玉川本	207円	28,078円
寄居男衾	217円	30,588円
騎西	417円	47,769円
高麗	358円	33,930円
鳩山	265円	37,528円
埼玉花園	189円	37,004円
杉戸椿	354円	35,153円
内間木	1,021円	22,262円
名栗	102円	37,706円
東秩父	221円	38,691円
宝珠花	541円	45,221円
さいたま新都	3,868円	136,127円
久喜	1,331円	56,221円
千葉	1,318円	35,585円
千葉南	1,384円	53,849円
幕張	1,827円	51,553円
犢橋	511円	31,087円
千葉轟	2,076円	24,588円
桜木	1,545円	30,646円
誉田	716円	31,619円
新土気	887円	38,100円
高洲	1,983円	60,435円
稲毛	1,851円	19,655円
銚子	429円	49,839円
市川	3,561円	32,567円
鬼高	1,585円	27,790円
浦安行徳	3,429円	46,717円
市川中山	2,667円	52,648円
市川曾谷	2,890円	14,507円
市川原木	1,661円	22,407円
市川大野	1,184円	26,299円
船橋	1,872円	32,547円
薬園台	1,991円	32,312円
船橋本町	4,295円	39,210円
千葉上山	921円	27,265円
千葉豊富	635円	58,500円
二和	1,497円	35,363円
館山	420円	30,733円
木更津富士見	264円	20,612円
下烏田	243円	32,158円
矢那	270円	19,957円
松戸	3,149円	54,145円
五香	1,285円	46,340円
松戸小金	1,621円	15,673円
松戸高塚	1,164円	27,344円

松戸高塚	1,376円	45,578円
上花輪	727円	23,214円
川間交換セン	580円	68,127円
佐原	798円	23,609円
茂原別館	485円	30,571円
成田	853円	30,043円
成田赤坂	479円	34,421円
千葉佐倉	617円	33,192円
志津	596円	23,208円
馬渡	371円	14,729円
東金別館	421円	17,159円
八日市場	329円	35,965円
千葉旭	468円	36,015円
習志野	2,360円	19,673円
津田沼	2,596円	22,867円
千葉柏	2,963円	50,437円
逆井	1,881円	23,855円
田中	1,125円	27,109円
豊四季	1,828円	21,243円
市原	804円	52,196円
千葉八幡	742円	36,589円
辰巳	675円	20,273円
瀬又	372円	24,993円
流山	952円	24,345円
南流山	2,240円	43,748円
千葉八千代	1,105円	23,095円
吉橋	646円	23,133円
米本	867円	27,290円
我孫子	1,138円	18,840円
鴨川	764円	22,376円
鎌ヶ谷	1,064円	33,002円
君津	586円	25,441円
千葉富津	304円	27,772円
浦安	3,505円	20,074円
四街道	987円	43,857円
袖ヶ浦	691円	14,305円
八街	299円	29,080円
千葉船穂	859円	19,498円
関宿	466円	32,625円
沼南	547円	27,039円
白井	693円	20,609円
千葉大網	1,307円	39,710円
九十九里	125円	27,405円
成東	233円	17,724円
睦沢	274円	28,339円
長生	259円	11,903円
長柄	234円	23,491円
千葉御宿	510円	14,183円
坂月	6,560円	19,875円
木更津	289円	30,329円
茂原	507円	73,201円
勝浦	261円	31,099円
姉崎	348円	54,100円
富里	1,762円	39,958円
千葉大原	124円	24,411円
野呂	807円	21,866円
千葉清川	291円	21,212円
三ツ堀	297円	29,785円
成毛	89円	11,454円
千葉三和	464円	24,877円
湖北	484円	29,276円
小名木	655円	19,326円
東高野	228円	23,674円
酒々井	720円	24,926円
小見川	235円	21,114円
十倉	238円	52,174円
千葉野尻	148円	17,786円
四木	127円	41,140円
下総	98円	17,688円

上花輪	696円	17,169円
川間交換セン	550円	43,210円
佐原	758円	22,326円
茂原別館	459円	25,386円
成田	844円	34,378円
成田赤坂	456円	22,669円
千葉佐倉	613円	29,815円
志津	579円	14,773円
馬渡	359円	13,428円
東金別館	376円	14,815円
八日市場	295円	32,028円
千葉旭	462円	33,890円
習志野	2,414円	18,167円
津田沼	2,513円	29,159円
千葉柏	2,946円	53,690円
逆井	1,773円	22,273円
田中	1,143円	28,601円
豊四季	1,744円	17,785円
市原	769円	36,253円
千葉八幡	744円	37,425円
辰巳	674円	23,033円
瀬又	318円	25,811円
流山	1,168円	33,331円
南流山	2,221円	40,278円
千葉八千代	1,088円	21,370円
吉橋	577円	24,267円
米本	844円	60,953円
我孫子	1,068円	16,392円
鴨川	714円	39,724円
鎌ヶ谷	998円	38,736円
君津	592円	18,563円
千葉富津	290円	43,872円
浦安	3,600円	18,374円
四街道	991円	38,783円
袖ヶ浦	707円	14,035円
八街	288円	26,002円
千葉船穂	778円	21,679円
関宿	456円	29,743円
沼南	520円	24,840円
白井	636円	18,416円
千葉大網	1,297円	32,437円
九十九里	113円	24,917円
成東	226円	16,773円
睦沢	255円	26,187円
長生	243円	10,984円
長柄	220円	20,791円
千葉御宿	475円	13,106円
坂月	3,061円	41,324円
木更津	226円	33,440円
茂原	414円	66,844円
勝浦	256円	29,792円
姉崎	342円	59,895円
富里	1,733円	39,884円
千葉大原	109円	21,614円
野呂	696円	19,662円
千葉清川	252円	42,296円
三ツ堀	259円	27,296円
成毛	83円	10,495円
千葉三和	445円	23,329円
湖北	479円	27,173円
小名木	484円	16,662円
東高野	228円	21,644円
酒々井	654円	22,950円
小見川	224円	19,519円
十倉	230円	48,332円
千葉野尻	137円	16,067円
四木	117円	37,786円
下総	80円	15,960円
印旛	208円	20,380円

印旛	220円	23,775円
本埜	148円	26,904円
千葉山田	38円	37,102円
東庄	171円	16,851円
横芝	292円	17,481円
野栄	61円	12,330円
多古	176円	18,827円
芝山	103円	16,902円
船形	266円	17,299円
千葉一宮	349円	13,803円
本納	252円	38,489円
千葉白子	153円	16,737円
長南	112円	56,838円
夷隅	211円	22,418円
大多喜	227円	13,200円
白里	143円	27,459円
山武北	108円	36,109円
第二成東	111円	17,804円
有秋	431円	37,984円
千倉	186円	17,933円
三里塚	280円	25,307円
千葉岩根	198円	22,625円
塚原	394円	87,865円
天羽	473円	28,226円
大佐和	162円	11,561円
安食	190円	19,737円
千葉飯岡	137円	11,964円
岬	122円	10,446円
鋸南	110円	11,386円
扇島	63円	29,668円
香取	218円	36,491円
千葉末吉	279円	10,750円
久留里	373円	18,898円
千葉清和	213円	26,259円
広岡	198円	31,798円
千葉平川	150円	20,917円
干潟	203円	18,148円
蓮沼	131円	17,406円
給田	138円	33,286円
印西	480円	23,931円
丸山	50円	22,685円
岩戸	202円	71,560円
千葉茅野	229円	25,016円
千葉岩井	82円	22,517円
千葉光	105円	22,069円
千葉和田	458円	112,508円
天津小湊	229円	17,943円
八日市場北	147円	55,692円
富浦	409円	19,195円
北多古	64円	37,112円
木更津佐貫	416円	50,356円
木更津三芳	453円	17,302円
千葉白浜	248円	17,279円
千葉七浦	141円	50,931円
犬石	110円	28,854円
西岬	119円	27,317円
千葉亀山	106円	87,624円
千葉興津	325円	11,718円
布佐	303円	26,804円
千葉牛久	294円	18,833円
千葉戸田	382円	33,929円
江見	186円	82,654円
千葉金谷	404円	48,580円
峰上	236円	43,275円
海上	359円	17,611円
北光	60円	16,551円
大原山田	271円	31,365円
千葉小湊	176円	31,732円
鶴舞	241円	32,512円

本埜	135円	23,983円
千葉山田	37円	31,537円
東庄	164円	15,630円
横芝	285円	15,917円
野栄	59円	11,457円
多古	169円	17,310円
芝山	98円	15,614円
船形	254円	15,395円
千葉一宮	332円	14,696円
本納	242円	35,036円
千葉白子	147円	15,382円
長南	66円	37,624円
夷隅	204円	20,186円
大多喜	216円	11,949円
白里	136円	24,757円
山武北	100円	33,067円
第二成東	103円	16,713円
有秋	377円	23,070円
千倉	178円	16,996円
三里塚	272円	21,563円
千葉岩根	189円	21,113円
塚原	366円	49,768円
天羽	436円	25,761円
大佐和	154円	10,538円
安食	173円	17,990円
千葉飯岡	131円	21,254円
岬	116円	11,839円
鋸南	102円	10,637円
扇島	43円	27,147円
香取	182円	34,237円
千葉末吉	258円	9,904円
久留里	326円	17,075円
千葉清和	195円	38,906円
広岡	164円	29,266円
千葉平川	141円	18,971円
干潟	193円	16,630円
蓮沼	122円	15,991円
給田	133円	30,795円
印西	471円	21,354円
丸山	45円	20,813円
岩戸	177円	39,349円
千葉茅野	210円	22,007円
千葉岩井	78円	20,537円
千葉光	92円	20,070円
千葉和田	407円	55,876円
天津小湊	212円	32,957円
八日市場北	118円	50,986円
富浦	386円	17,461円
北多古	52円	34,244円
木更津佐貫	396円	46,167円
木更津三芳	440円	15,890円
千葉白浜	224円	15,954円
千葉七浦	119円	47,254円
犬石	100円	42,238円
西岬	111円	24,845円
千葉亀山	75円	47,989円
千葉興津	295円	10,935円
布佐	260円	24,300円
千葉牛久	287円	17,065円
千葉戸田	345円	31,491円
江見	166円	40,410円
千葉金谷	331円	44,822円
峰上	220円	40,177円
海上	343円	15,902円
北光	49円	15,450円
大原山田	219円	30,463円
千葉小湊	159円	29,214円
鶴舞	204円	29,900円
高滝	160円	35,747円

	高滝	185円	38,629円
	月崎	134円	34,543円
	九美上	75円	33,590円
	殿廻	102円	117,710円
	平三	129円	30,579円
	大栄	90円	27,960円
	栗源	224円	39,196円
	千葉松尾	313円	14,654円
	北芝山	133円	20,055円
	南羽鳥	179円	21,023円
	鴨川仲	143円	22,928円
	古畑	183円	58,621円
	山武南	156円	23,325円
	神崎	244円	39,469円
	庄司	90円	41,153円
	東庄南	141円	83,540円
東京都	大手町 F S	56,971円	120,351円
	霞ヶ関	52,658円	47,954円
	神田	15,267円	33,006円
	駿河台	10,339円	20,884円
	九段	10,009円	12,669円
	丸の内	30,634円	38,125円
	京橋	11,377円	42,419円
	銀座	52,704円	34,714円
	東銀座	35,893円	16,744円
	東京築地	7,041円	64,819円
	茅場兜	7,546円	28,125円
	晴海	7,539円	33,877円
	東京浜町	4,814円	23,655円
	芝	19,318円	38,473円
	東京赤坂	17,857円	26,350円
	東京青山	35,492円	52,184円
	白金	21,593円	20,983円
	東京三田	11,271円	24,980円
	新宿	17,401円	27,922円
	東京大久保	15,937円	45,266円
	四谷	7,482円	43,229円
	牛込	6,497円	21,461円
	西新宿	29,191円	31,961円
	小石川	7,294円	33,941円
	東京大塚	7,045円	90,344円
	駒込第2	7,587円	17,906円
	東京上野	20,011円	50,624円
	浅草	3,427円	23,342円
	吉原	2,549円	24,611円
	墨田	3,651円	62,197円
	本所	3,718円	40,743円
	向島	3,956円	34,062円
	江東	4,481円	52,507円
	東京深川	3,779円	25,753円
	東京城東	3,985円	43,353円
	江東辰巳	3,099円	13,172円
	東京新有明	6,670円	47,778円
	東京大崎	12,464円	29,304円
	荏原	6,812円	20,979円
	品川	7,061円	31,129円
	大田支店埠頭	2,401円	31,886円
	自由ヶ丘	9,521円	26,809円
	目黒本館	6,821円	54,796円
	蒲田	6,663円	28,844円
	東京大森	6,507円	33,539円
	馬込	5,202円	22,174円
	池上	6,059円	20,042円
	羽田	5,110円	24,966円
	田園調布	19,909円	39,576円
	雪ヶ谷	5,910円	34,606円
	矢口	4,189円	22,901円
	世田谷	7,795円	38,513円
	成城	8,172円	28,611円

	月崎	111円	31,977円
	九美上	57円	31,262円
	殿廻	76円	108,887円
	平三	87円	28,209円
	大栄	85円	25,440円
	栗源	206円	48,173円
	千葉松尾	305円	13,371円
	北芝山	122円	18,229円
	南羽鳥	169円	18,822円
	鴨川仲	123円	20,609円
	古畑	171円	53,005円
	山武南	140円	21,409円
	神崎	214円	36,280円
	庄司	75円	37,452円
	東庄南	126円	47,494円
東京都	大手町 F S	56,341円	108,963円
	霞ヶ関	52,266円	41,401円
	神田	16,537円	30,376円
	駿河台	11,171円	18,303円
	九段	10,495円	10,489円
	丸の内	30,250円	34,671円
	京橋	12,216円	43,257円
	銀座	56,714円	47,910円
	東銀座	37,840円	25,575円
	東京築地	7,667円	51,749円
	茅場兜	8,208円	30,054円
	晴海	8,367円	36,462円
	東京浜町	5,425円	22,266円
	芝	20,063円	34,415円
	東京赤坂	18,971円	22,194円
	東京青山	36,851円	40,112円
	白金	23,251円	25,781円
	東京三田	12,000円	21,686円
	新宿	18,634円	26,943円
	東京大久保	13,201円	37,582円
	四谷	8,084円	39,819円
	牛込	7,020円	18,860円
	西新宿	32,174円	30,192円
	小石川	7,768円	25,917円
	東京大塚	7,380円	98,211円
	駒込第2	7,984円	16,180円
	東京上野	21,895円	40,191円
	浅草	3,668円	52,493円
	吉原	2,719円	22,968円
	墨田	4,075円	54,291円
	本所	4,016円	36,743円
	向島	4,192円	41,769円
	江東	4,545円	37,731円
	東京深川	3,897円	20,998円
	東京城東	4,115円	34,270円
	江東辰巳	3,267円	33,272円
	東京新有明	7,195円	58,344円
	東京大崎	13,493円	49,863円
	荏原	7,250円	19,492円
	品川	7,442円	28,858円
	大田支店埠頭	2,433円	27,962円
	自由ヶ丘	9,661円	28,104円
	目黒本館	6,856円	39,857円
	蒲田	6,691円	26,979円
	東京大森	7,176円	42,192円
	馬込	5,268円	19,489円
	池上	6,094円	53,860円
	羽田	4,996円	24,585円
	田園調布	20,065円	36,160円
	雪ヶ谷	6,060円	30,081円
	矢口	4,477円	21,542円
	世田谷	9,041円	48,351円
	成城	8,083円	22,172円
	砧	8,134円	28,518円

砧	7,845円	31,789円
弦巻	9,322円	31,876円
東京烏山	7,231円	18,427円
東京玉川	15,706円	32,219円
東京瀬田	4,998円	28,664円
上北沢	6,644円	27,689円
松沢ビル2	4,392円	43,351円
東渋谷	27,870円	40,105円
代々木	10,534円	17,877円
渋谷	27,463円	29,181円
東京野方	7,646円	53,349円
東京中野	10,418円	62,716円
高円寺	6,633円	50,408円
杉並	5,925円	59,810円
井草	11,867円	50,127円
荻窪	4,276円	24,151円
久我山	6,813円	58,066円
池袋	5,456円	68,783円
巣鴨	3,361円	48,730円
落合別館	6,250円	26,359円
十条	5,298円	30,173円
王子	2,696円	62,758円
田端尾久	4,229円	35,820円
赤羽営業別館	4,230円	23,825円
東京荒川	2,254円	65,274円
板橋	4,060円	75,738円
成増	4,502円	28,839円
志村	4,297円	30,903円
南板橋別館	5,764円	16,759円
北町	3,790円	52,386円
練馬	4,905円	82,415円
東京大泉	4,841円	29,902円
関町	5,198円	22,571円
西練馬	4,937円	30,863円
石神井	4,640円	37,845円
梅島	3,190円	62,664円
千住	3,513円	31,808円
西新井	2,998円	23,982円
竹の塚	3,290円	27,405円
東京綾瀬	2,747円	40,006円
葛飾	3,932円	26,959円
亀有	3,836円	24,259円
金町	4,152円	25,971円
江戸川別館	3,366円	55,754円
小岩	3,623円	39,255円
葛西	3,433円	54,345円
東江戸川	3,110円	37,298円
八王子元横山	2,224円	18,821円
八王子浅川	2,038円	32,204円
八王子明神	2,347円	20,851円
八王子由木	2,184円	27,456円
八王子片倉	4,312円	35,713円
八王子滝山	1,764円	8,430円
八王子新明神	2,399円	32,493円
立川砂川	3,020円	38,882円
新立川	4,579円	17,304円
武蔵野	15,238円	36,252円
吉祥寺	8,777円	70,816円
武蔵境	4,628円	24,674円
三鷹	5,292円	25,808円
青梅	1,023円	25,740円
青梅東	1,106円	18,611円
武蔵府中	4,885円	34,469円
昭島	4,653円	25,623円
調布	3,943円	38,512円
町田	3,311円	21,659円
鶴川	3,368円	31,276円
町田忠生	1,554円	28,094円
町田北忠生	3,311円	44,700円

弦巻	9,235円	27,846円
東京烏山	7,661円	24,831円
東京玉川	15,971円	27,792円
東京瀬田	5,417円	22,801円
上北沢	6,968円	23,284円
松沢ビル2	4,838円	27,196円
東渋谷	32,860円	40,258円
代々木	11,127円	17,952円
渋谷	30,712円	25,201円
東京野方	8,154円	58,774円
東京中野	11,474円	60,237円
高円寺	6,815円	49,573円
杉並	6,616円	52,357円
井草	12,256円	45,613円
荻窪	4,642円	22,959円
久我山	7,062円	67,098円
池袋	6,020円	56,537円
巣鴨	3,581円	52,715円
落合別館	6,488円	22,615円
十条	5,771円	27,322円
王子	2,911円	45,491円
田端尾久	4,686円	31,980円
赤羽営業別館	4,315円	26,676円
東京荒川	2,502円	56,274円
板橋	4,268円	70,764円
成増	4,961円	28,087円
志村	4,283円	48,810円
南板橋別館	6,371円	18,041円
北町	4,146円	42,530円
練馬	4,861円	74,960円
東京大泉	5,070円	26,220円
関町	4,999円	19,890円
西練馬	5,366円	31,973円
石神井	4,903円	36,828円
梅島	3,560円	57,150円
千住	3,953円	29,791円
西新井	3,096円	56,348円
竹の塚	3,653円	27,062円
東京綾瀬	2,686円	36,392円
葛飾	3,928円	48,675円
亀有	3,912円	31,675円
金町	4,159円	23,406円
江戸川別館	3,287円	55,566円
小岩	3,685円	35,439円
葛西	3,901円	47,233円
東江戸川	3,283円	43,592円
八王子元横山	2,113円	25,274円
八王子浅川	1,836円	27,261円
八王子明神	2,188円	26,246円
八王子由木	2,147円	24,501円
八王子片倉	3,625円	30,621円
八王子滝山	1,711円	11,994円
八王子新明神	2,074円	30,126円
立川砂川	2,998円	34,295円
新立川	4,160円	16,600円
武蔵野	15,663円	32,018円
吉祥寺	9,065円	49,607円
武蔵境	4,650円	20,379円
三鷹	5,548円	36,315円
青梅	1,011円	23,072円
青梅東	1,273円	15,784円
武蔵府中	5,126円	28,766円
昭島	4,515円	43,835円
調布	4,376円	32,900円
町田	3,064円	21,123円
鶴川	3,343円	27,270円
町田忠生	1,526円	20,975円
町田北忠生	3,202円	35,029円
町田鶴間	2,218円	17,034円

	町田鶴間	2,008円	23,242円
	小金井	9,348円	36,159円
	東京小平	3,002円	20,462円
	東京日野	5,289円	20,341円
	日野高幡	3,501円	22,601円
	東村山	1,950円	37,712円
	東京国分寺	4,502円	33,677円
	国立	3,959円	24,763円
	田無	3,556円	34,397円
	保谷	3,660円	21,549円
	福生	2,273円	22,217円
	狛江	3,358円	24,647円
	村山大和	2,523円	28,622円
	清瀬	2,675円	23,114円
	東久留米	2,774円	23,077円
	武蔵村山	2,703円	44,946円
	多摩	2,457円	23,243円
	稲城長沼	4,186円	13,864円
	稲城坂浜	2,822円	38,654円
	福生秋川	2,813円	27,975円
	福生羽村	5,182円	42,797円
	福生瑞穂	2,485円	17,960円
	福生日の出	1,217円	33,068円
	八王子恩方	2,727円	40,619円
	伊豆大島	273円	75,237円
	三宅島	120円	63,871円
	八丈島	381円	52,901円
	九段別棟	10,009円	107,516円
	五日市	1,743円	20,359円
	東京大崎2	12,464円	35,317円
	蔵前	3,365円	112,591円
	八王子下川口	1,442円	18,504円
	青梅吉野	1,928円	38,049円
	中ノ郷	81円	282,502円
	青梅小曾木	553円	23,738円
	青梅沢井	695円	99,649円
	福生桧原	455円	23,942円
	青梅奥多摩	708円	28,513円
	青梅古里	576円	58,158円
	東江戸川別館	3,110円	25,141円
	津久井青野原	602円	17,695円
	新島	93円	62,909円
	神津島	74円	267,748円
	小笠原父島	461円	63,444円
神奈川県	相模原	1,319円	35,228円
	相模大野	2,925円	20,557円
	神奈川橋本	4,364円	31,908円
	相模原田名	1,117円	25,454円
	相模原麻溝	1,525円	13,409円
	新相模原	2,107円	33,267円
	津久井城山	1,397円	23,044円
	津久井	769円	10,294円
	鶴見営業所2	3,767円	36,740円
	東寺尾	5,633円	16,649円
	松見	3,596円	45,934円
	横浜北	7,608円	41,659円
	神奈川新町	2,050円	31,791円
	横浜中	3,214円	62,222円
	本牧	4,058円	25,001円
	横浜長者町	2,072円	42,611円
	横浜港	3,214円	64,286円
	横浜南	2,205円	40,314円
	保土ヶ谷	2,020円	41,589円
	希望が丘西谷	2,851円	17,774円
	横浜今井	2,640円	44,716円
	磯子	2,032円	45,240円
	杉田	8,387円	31,973円
	横浜金沢	1,609円	35,391円
	港北NT	3,958円	51,777円

	小金井	9,573円	41,196円
	東京小平	3,113円	18,295円
	東京日野	5,661円	18,817円
	日野高幡	3,428円	55,644円
	東村山	1,948円	34,330円
	東京国分寺	4,640円	33,107円
	国立	4,012円	21,636円
	田無	3,668円	27,515円
	保谷	3,734円	22,045円
	福生	2,226円	18,510円
	狛江	3,414円	19,943円
	村山大和	2,548円	24,186円
	清瀬	2,724円	21,117円
	東久留米	2,966円	46,142円
	武蔵村山	2,349円	74,550円
	多摩	2,442円	21,457円
	稲城長沼	4,359円	44,407円
	稲城坂浜	1,915円	34,105円
	福生秋川	2,754円	26,405円
	福生羽村	4,923円	28,579円
	福生瑞穂	2,504円	24,431円
	福生日の出	1,286円	30,701円
	八王子恩方	2,653円	23,676円
	伊豆大島	264円	73,046円
	三宅島	109円	56,438円
	八丈島	368円	47,156円
	九段別棟	10,495円	100,360円
	五日市	1,723円	18,848円
	東京大崎2	13,493円	21,855円
	蔵前	3,693円	78,681円
	八王子下川口	1,407円	19,215円
	青梅吉野	1,875円	29,290円
	中ノ郷	52円	203,958円
	青梅小曾木	549円	117,634円
	青梅沢井	680円	85,080円
	福生桧原	419円	21,801円
	青梅奥多摩	669円	21,019円
	青梅古里	483円	38,493円
	東江戸川別館	3,283円	27,110円
	津久井青野原	551円	16,739円
	新島	87円	56,718円
	神津島	59円	483,631円
	小笠原父島	477円	59,737円
神奈川県	相模原	1,316円	31,928円
	相模大野	3,037円	17,613円
	神奈川橋本	4,811円	29,950円
	相模原田名	1,033円	23,442円
	相模原麻溝	1,507円	12,658円
	新相模原	1,912円	118,865円
	津久井城山	1,395円	23,285円
	津久井	759円	9,888円
	鶴見営業所2	3,894円	30,871円
	東寺尾	5,484円	16,770円
	松見	3,550円	33,138円
	横浜北	7,860円	37,469円
	神奈川新町	2,026円	27,351円
	横浜中	3,438円	55,015円
	本牧	4,009円	23,947円
	横浜長者町	2,138円	38,448円
	横浜港	3,438円	56,219円
	横浜南	2,246円	37,454円
	保土ヶ谷	2,055円	38,262円
	希望が丘西谷	2,771円	16,760円
	横浜今井	2,599円	51,642円
	磯子	2,040円	48,240円
	杉田	8,193円	29,620円
	横浜金沢	1,644円	28,998円
	港北NT	3,897円	38,127円
	綱島	2,931円	39,358円

綱島	3,268円	47,198円
日吉	13,815円	47,030円
小机	5,103円	63,306円
東山田	4,817円	19,005円
戸塚	2,531円	47,238円
神奈川平戸	3,359円	23,569円
小雀	2,489円	35,293円
港南	3,125円	42,795円
港洋	5,759円	15,599円
希望が丘	2,699円	38,868円
神奈川若葉台	2,530円	33,467円
都岡	2,057円	27,731円
神奈川中山	4,404円	45,215円
美しが丘	4,236円	23,497円
長津田	5,026円	32,934円
谷本	6,346円	29,798円
荏田	7,251円	15,501円
すみよし台	6,706円	17,654円
瀬谷	2,233円	30,481円
戸塚本郷	1,831円	23,893円
神奈川泉	5,206円	79,982円
岡津	2,521円	41,940円
渡田	2,561円	33,124円
川崎臨港	2,977円	44,195円
川崎別館	2,872円	51,837円
幸	4,281円	24,328円
幸加瀬	3,123円	18,141円
川崎北	9,778円	38,569円
川崎北木月	5,127円	54,633円
溝ノ口	5,532円	44,723円
神奈川大塚	3,244円	39,784円
川崎北子母口	3,554円	37,976円
登戸	9,351円	38,825円
菅	2,625円	20,601円
川崎北菅生	2,258円	15,755円
登戸百合ヶ丘	3,441円	22,044円
柿生	4,053円	36,865円
横須賀南	1,914円	29,382円
衣笠	1,832円	39,519円
横須賀別館	1,260円	34,122円
追浜	1,474円	13,610円
南久里浜	1,287円	22,995円
武山	876円	18,116円
野比	1,788円	24,195円
平塚	2,978円	29,311円
平塚中里	2,084円	25,251円
田村	1,777円	21,823円
新金目	1,017円	19,106円
神奈川鎌倉	4,279円	28,414円
大船	3,984円	39,804円
鎌倉腰越	2,168円	35,763円
神奈川藤沢	2,092円	51,177円
藤沢支別棟C	2,092円	42,470円
長後営別棟	1,690円	34,377円
藤沢新辻堂	6,822円	33,635円
善行	2,342円	55,737円
御所見	740円	29,508円
大庭	1,882円	22,618円
小田原	1,043円	44,653円
国府津	2,200円	29,029円
小田原谷津	2,163円	20,474円
小田原橋	892円	49,123円
富水	666円	15,716円
茅ヶ崎	3,186円	30,876円
茅ヶ崎松林	2,426円	16,941円
逗子	3,355円	18,262円
神奈川三浦	684円	41,108円
南下浦3	973円	18,344円
秦野	837円	24,937円

日吉	14,431円	43,032円
小机	5,094円	40,740円
東山田	4,752円	16,955円
戸塚	2,537円	43,541円
神奈川平戸	3,373円	21,882円
小雀	2,454円	32,218円
港南	3,076円	30,585円
港洋	5,601円	30,655円
希望が丘	2,688円	33,939円
神奈川若葉台	2,280円	48,033円
都岡	2,053円	24,145円
神奈川中山	4,415円	46,726円
美しが丘	4,143円	19,585円
長津田	5,147円	28,297円
谷本	6,319円	28,256円
荏田	7,307円	13,996円
すみよし台	6,428円	26,728円
瀬谷	2,225円	30,369円
戸塚本郷	1,800円	25,031円
神奈川泉	5,190円	46,631円
岡津	2,535円	45,493円
渡田	2,482円	28,877円
川崎臨港	2,949円	40,197円
川崎別館	2,972円	45,614円
幸	4,445円	27,371円
幸加瀬	3,112円	16,474円
川崎北	10,315円	32,162円
川崎北木月	5,236円	43,133円
溝ノ口	5,766円	48,514円
神奈川大塚	3,273円	31,728円
川崎北子母口	3,626円	29,167円
登戸	9,981円	27,261円
菅	2,591円	19,739円
川崎北菅生	2,221円	14,311円
登戸百合ヶ丘	3,582円	19,584円
柿生	3,921円	31,248円
横須賀南	1,884円	30,334円
衣笠	1,803円	35,273円
横須賀別館	1,193円	33,227円
追浜	1,402円	12,259円
南久里浜	1,234円	20,109円
武山	786円	17,735円
野比	1,760円	20,758円
平塚	2,989円	27,001円
平塚中里	2,046円	23,187円
田村	1,748円	20,788円
新金目	906円	22,282円
神奈川鎌倉	4,435円	23,248円
大船	4,041円	33,843円
鎌倉腰越	2,033円	43,418円
神奈川藤沢	2,085円	45,076円
藤沢支別棟C	2,085円	40,051円
長後営別棟	1,682円	24,831円
藤沢新辻堂	6,812円	27,939円
善行	2,287円	50,537円
御所見	719円	24,007円
大庭	1,770円	22,810円
小田原	1,017円	39,517円
国府津	2,170円	27,866円
小田原谷津	2,148円	19,139円
小田原橋	818円	45,863円
富水	649円	15,368円
茅ヶ崎	3,229円	31,975円
茅ヶ崎松林	2,357円	37,877円
逗子	3,393円	69,236円
神奈川三浦	657円	38,243円
南下浦3	971円	17,773円
秦野	818円	36,134円
西秦野	1,345円	41,805円

西秦野	1,393円	45,328円
鶴巻	2,685円	33,325円
北秦野	1,014円	46,095円
厚木支別棟	1,783円	31,350円
厚木岡田	1,410円	22,902円
荻野	1,077円	19,618円
依知	1,077円	19,966円
愛名	786円	36,005円
神奈川大和	1,375円	19,846円
大和下鶴間	1,759円	21,359円
桜ヶ丘	1,952円	18,599円
伊勢原	2,101円	34,466円
海老名	2,883円	53,111円
中河内	1,495円	19,270円
座間	1,549円	40,606円
南足柄別館	1,003円	25,200円
神奈川綾瀬	1,429円	34,342円
神奈川葉山	2,106円	41,584円
東葉山	2,380円	16,548円
寒川	1,352円	47,546円
大磯	2,108円	49,400円
二宮	2,239円	46,713円
神奈川中井	361円	47,763円
松田	1,133円	23,085円
神奈川山北	525円	56,607円
箱根	543円	39,327円
湯河原別館	834円	24,709円
神奈川中津	891円	26,281円
神奈川田浦	929円	41,086円
愛川	487円	50,295円
下曽我	988円	47,845円
箱根町	813円	112,560円
湯本	806円	72,459円
真鶴	761円	47,465円
八王子内郷	434円	28,310円
八王子藤野	739円	18,687円
松輪	751円	48,815円
日吉営業所B	11,513円	78,039円
仙石原	580円	156,525円
関屋	944円	34,879円
坂井輪	819円	17,204円
新潟東	430円	38,720円
小金	644円	26,230円
山二ツ	795円	31,379円
新潟	599円	45,292円
長岡	392円	44,389円
関原	316円	17,278円
南長岡	277円	58,334円
西長岡	621円	31,093円
北長岡	361円	22,422円
三条	477円	22,162円
柏崎別	384円	32,371円
新発田	312円	27,469円
新津	337円	19,929円
小千谷	376円	20,754円
越後加茂	273円	28,622円
十日町	447円	25,966円
見附	259円	17,831円
村上	461円	27,782円
廿六木	422円	19,317円
糸魚川別	490円	21,148円
新井	216円	20,838円
五泉西	325円	36,187円
越後白根	521円	43,885円
上越	315円	21,410円
高田	382円	35,006円
聖籠	95円	23,981円
越後亀田	410円	26,516円
越後吉田	234円	29,260円

新潟県

鶴巻	2,483円	30,094円
北秦野	977円	43,395円
厚木支別棟	1,750円	39,713円
厚木岡田	1,331円	28,399円
荻野	1,028円	18,697円
依知	1,049円	18,439円
愛名	758円	36,366円
神奈川大和	1,378円	39,925円
大和下鶴間	1,722円	17,404円
桜ヶ丘	1,924円	15,023円
伊勢原	2,099円	31,633円
海老名	2,975円	49,963円
中河内	1,417円	17,066円
座間	1,478円	37,332円
南足柄別館	927円	31,092円
神奈川綾瀬	1,364円	26,607円
神奈川葉山	2,101円	38,081円
東葉山	2,149円	73,094円
寒川	1,315円	46,861円
大磯	2,057円	42,282円
二宮	2,141円	43,721円
神奈川中井	350円	44,718円
松田	1,112円	20,886円
神奈川山北	485円	53,391円
箱根	573円	35,207円
湯河原別館	833円	22,086円
神奈川中津	882円	28,896円
神奈川田浦	908円	37,970円
愛川	458円	46,497円
下曽我	917円	44,809円
箱根町	801円	104,273円
湯本	776円	73,558円
真鶴	732円	42,860円
八王子内郷	431円	26,759円
八王子藤野	722円	16,929円
松輪	733円	47,296円
日吉営業所B	12,024円	45,874円
仙石原	577円	143,052円
関屋	937円	30,314円
坂井輪	752円	12,955円
新潟東	442円	65,052円
小金	660円	25,689円
山二ツ	747円	23,798円
新潟	588円	44,079円
長岡	383円	41,356円
関原	304円	16,535円
南長岡	246円	38,490円
西長岡	597円	43,368円
北長岡	316円	32,068円
三条	454円	32,242円
柏崎別	356円	26,164円
新発田	295円	29,586円
新津	312円	25,521円
小千谷	374円	15,994円
越後加茂	262円	25,690円
十日町	427円	18,854円
見附	241円	16,642円
村上	470円	27,047円
廿六木	405円	17,890円
糸魚川別	490円	14,296円
新井	200円	16,769円
五泉西	285円	28,743円
越後白根	519円	37,939円
上越	268円	20,008円
高田	362円	55,568円
聖籠	77円	22,307円
越後亀田	401円	21,968円
越後吉田	222円	24,791円
巻	434円	18,043円

新潟県

巻	432円	18,775円
南三条	199円	20,720円
越後湯沢	257円	56,494円
塩沢	314円	19,308円
六日町	497円	46,068円
越後大崎	113円	47,059円
安塚	39円	32,594円
佐和田南	267円	32,141円
両津	168円	23,802円
小出	383円	29,948円
内野交換所2	946円	53,404円
南新潟	177円	32,088円
与板	213円	12,108円
和島	93円	43,490円
第二三条	316円	17,435円
川東	48円	41,471円
紫雲寺	82円	14,283円
中条	237円	10,172円
大野町	442円	38,921円
松浜東	295円	38,725円
越後豊栄	490円	14,759円
石山東	734円	29,510円
下田第一	428円	19,661円
今町	386円	19,245円
水原	354円	53,471円
横越	318円	15,706円
分水	297円	27,939円
田上	154円	32,760円
寺泊	149円	32,012円
堀之内	297円	25,142円
村松	251円	21,666円
越後安田	234円	44,664円
小須戸	299円	43,210円
弥彦	309円	115,016円
岩室	117円	10,715円
越後荒川	243円	46,421円
津川	181円	27,451円
月岡	202円	62,494円
刈羽	386円	22,822円
千手	135円	24,957円
栃尾	276円	26,371円
越後曾根	199円	40,738円
月潟	79円	96,041円
越後三川	95円	44,197円
出雲崎	181円	43,936円
石打	239円	20,734円
津南	345円	36,025円
越後板倉	48円	39,941円
関川	209円	27,385円
新潟朝日	29円	20,963円
岩船	228円	12,323円
土市	163円	19,622円
京ヶ瀬	164円	37,670円
脇野町	207円	44,181円
越後川口	136円	20,247円
広神	116円	52,116円
土樽	117円	43,322円
越後大和	170円	16,735円
越後大潟	308円	30,765円
頸城	108円	25,611円
神林	70円	27,591円
菅谷	88円	20,854円
鯖石	146円	23,309円
太郎代	136円	26,135円
越路	364円	12,403円
能生	331円	26,470円
青海	174円	18,484円
妙高高原	150円	25,890円
越後三和	102円	42,569円

南三条	196円	18,272円
越後湯沢	245円	52,218円
塩沢	299円	40,012円
六日町	402円	47,378円
越後大崎	87円	42,285円
安塚	33円	26,563円
佐和田南	209円	18,756円
両津	146円	20,073円
小出	375円	25,997円
内野交換所2	950円	43,537円
南新潟	177円	29,718円
与板	198円	9,530円
和島	87円	39,297円
第二三条	299円	14,112円
川東	45円	23,814円
紫雲寺	78円	12,442円
中条	216円	26,077円
大野町	445円	24,973円
松浜東	277円	32,971円
越後豊栄	482円	14,201円
石山東	676円	25,650円
下田第一	418円	17,259円
今町	391円	18,380円
水原	346円	48,201円
横越	314円	14,929円
分水	286円	23,997円
田上	142円	16,668円
寺泊	130円	28,710円
堀之内	288円	22,341円
村松	251円	18,274円
越後安田	214円	40,392円
小須戸	294円	39,843円
弥彦	310円	79,535円
岩室	112円	8,978円
越後荒川	237円	41,853円
津川	166円	20,476円
月岡	194円	57,132円
刈羽	379円	26,414円
千手	128円	21,832円
栃尾	211円	24,202円
越後曾根	197円	36,411円
月潟	77円	89,184円
越後三川	82円	32,918円
出雲崎	173円	39,806円
石打	244円	39,306円
津南	347円	32,340円
越後板倉	44円	21,588円
関川	201円	25,758円
新潟朝日	29円	18,245円
岩船	228円	10,552円
土市	158円	18,201円
京ヶ瀬	156円	20,806円
脇野町	201円	38,903円
越後川口	129円	17,907円
広神	111円	46,905円
土樽	102円	31,983円
越後大和	169円	15,741円
越後大潟	308円	26,737円
頸城	102円	22,256円
神林	69円	24,815円
菅谷	59円	18,104円
鯖石	141円	20,364円
太郎代	127円	19,460円
越路	333円	10,706円
能生	314円	20,931円
青海	160円	31,344円
妙高高原	130円	51,177円
越後三和	98円	37,491円
越後小国	292円	17,266円

越後小国	318円	19,869円
楡島	78円	26,980円
越後三国	32円	28,874円
越後松代	164円	20,202円
松之山	110円	31,739円
越後山北	381円	20,655円
越後片貝	275円	21,584円
乙	59円	32,148円
越後黒川	344円	9,739円
守門	87円	28,417円
城内	128円	22,557円
五日町	135円	73,630円
高柳	76円	34,115円
越後西山	91円	36,573円
越後中郷	75円	23,263円
妙高	178円	49,825円
梶屋敷	166円	42,915円
佐渡小木	305円	17,171円
佐渡相川	220円	13,865円
赤泊	56円	16,223円
佐渡金井	128円	21,457円
真野	147円	25,374円
名柄	105円	79,563円
栃尾南	32円	33,251円
越後野田	80円	36,728円
高士	81円	24,961円
越後築地	130円	25,388円
潟東	157円	17,258円
牧村	55円	42,276円
柿崎	165円	32,195円
越後吉川	137円	26,654円
赤倉	724円	23,894円
岩沢	283円	23,133円
秋山郷	12円	89,076円
佐渡畑野	190円	22,509円
羽茂	225円	16,414円
越後田沢	469円	35,676円
塩野町	186円	42,475円
新穂	279円	26,478円
甲府	254円	39,320円
甲府北	886円	18,762円
甲府南	684円	51,012円
山梨吉田	595円	26,339円
都留	277円	32,975円
東山梨	356円	23,005円
大月局舎2	740円	19,395円
韮崎	488円	37,259円
勝沼	429円	31,141円
石和	2,103円	23,841円
鵜沢青柳	335円	14,917円
身延	301円	18,847円
新竜王	480円	65,294円
山梨昭和	419円	41,009円
田富	435円	41,439円
小笠原	364円	19,828円
忍野	337円	8,678円
山中湖	411円	60,173円
上野原局舎	421円	29,014円
敷島	544円	55,350円
塩山	382円	21,391円
春日居	247円	104,786円
市川大門	368円	17,194円
山梨白根	231円	16,834円
山梨双葉	371円	101,171円
山梨高根	268円	116,634円
長坂	124円	66,630円
山梨大泉	244円	139,164円
山梨曾根	255円	33,794円
小淵沢	122円	73,588円

山梨県

楡島	60円	23,892円
越後三国	16円	25,443円
越後松代	160円	17,569円
松之山	103円	28,172円
越後山北	323円	18,092円
越後片貝	269円	18,944円
乙	55円	100,516円
越後黒川	334円	8,283円
守門	82円	24,999円
城内	125円	19,789円
五日町	131円	66,452円
高柳	72円	23,195円
越後西山	84円	32,705円
越後中郷	71円	55,152円
妙高	163円	33,133円
梶屋敷	161円	30,107円
佐渡小木	276円	14,744円
佐渡相川	202円	12,930円
赤泊	39円	14,697円
佐渡金井	124円	15,082円
真野	141円	23,857円
名柄	95円	70,780円
栃尾南	20円	29,432円
越後野田	74円	19,745円
高士	59円	21,876円
越後築地	128円	21,971円
潟東	135円	15,792円
牧村	45円	23,215円
柿崎	157円	25,398円
越後吉川	133円	23,681円
赤倉	671円	55,541円
岩沢	265円	20,254円
秋山郷	4円	64,911円
佐渡畑野	195円	15,137円
羽茂	213円	15,138円
越後田沢	402円	28,079円
塩野町	133円	44,752円
新穂	253円	19,271円
甲府	242円	34,659円
甲府北	736円	17,408円
甲府南	670円	46,689円
山梨吉田	589円	46,477円
都留	235円	29,202円
東山梨	345円	20,229円
大月局舎2	736円	32,791円
韮崎	478円	22,940円
勝沼	414円	28,988円
石和	1,313円	27,671円
鵜沢青柳	334円	13,982円
身延	279円	16,749円
新竜王	426円	147,460円
山梨昭和	411円	37,504円
田富	416円	38,467円
小笠原	351円	37,038円
忍野	324円	8,274円
山中湖	400円	60,630円
上野原局舎	413円	26,129円
敷島	539円	49,805円
塩山	385円	19,754円
春日居	222円	98,080円
市川大門	366円	16,361円
山梨白根	223円	20,164円
山梨双葉	344円	95,076円
山梨高根	261円	64,483円
長坂	118円	36,216円
山梨大泉	210円	74,315円
山梨曾根	245円	30,896円
小淵沢	119円	40,081円
河口湖	449円	33,520円

山梨県

	河口湖	458円	62,541円
	山梨八代	271円	9,969円
	甲斐明野	265円	31,763円
	山梨一宮	236円	47,207円
	中富	276円	11,978円
	南部	426円	19,648円
	須玉	370円	33,255円
	白州	223円	13,007円
	下部	277円	59,067円
	大月東	614円	15,789円
	山梨六郷	344円	37,690円
	山梨清里	358円	18,662円
	鳴沢	78円	22,639円
	大目	276円	8,233円
	小沼	435円	13,185円
	田富局舎2	435円	57,715円
	牧丘	223円	123,722円
	山梨平野	190円	11,253円
	早川	88円	7,504円
長野県	信濃吉田	735円	53,772円
	後町	579円	31,737円
	南長野	508円	44,029円
	信濃古里	212円	18,609円
	大豆島	336円	23,412円
	村井	831円	17,053円
	西松本	215円	10,804円
	南松本	842円	29,317円
	信濃上田	435円	33,000円
	信濃大屋	445円	21,755円
	信濃塩田	571円	27,117円
	岡谷	308円	36,430円
	飯田	409円	33,683円
	信濃山本	319円	20,049円
	諏訪	335円	18,418円
	須坂	524円	26,201円
	小諸	228円	23,535円
	伊那	326円	29,710円
	駒ヶ根	339円	18,474円
	信濃中野	405円	46,854円
	信濃大町	237円	25,483円
	信濃茅野	333円	21,102円
	塩尻	704円	13,031円
	更埴	364円	9,735円
	信濃佐久	368円	27,178円
	岩村田	362円	22,155円
	軽井沢	1,636円	21,668円
	中軽井沢	258円	20,576円
	丸子	133円	25,055円
	東部	284円	20,204円
	下諏訪	502円	28,646円
	辰野	285円	18,674円
	箕輪	316円	27,105円
	豊科	481円	28,607円
	穂高	543円	12,120円
	白馬	182円	17,781円
	坂城	279円	17,630円
	戸倉上山田	363円	21,020円
	野沢温泉	110円	14,659円
	松本東館	703円	22,622円
	浅間	1,586円	13,944円
	信濃飯山	200円	11,800円
	御代田	233円	17,744円
	信濃富士見	457円	14,747円
	信濃原	209円	14,989円
	信濃阿南	108円	22,570円
	木曾	224円	26,132円
	明科	353円	14,740円
	生坂	99円	60,180円
	波田	523円	14,885円

	山梨八代	247円	19,156円
	甲斐明野	242円	17,204円
	山梨一宮	242円	43,177円
	中富	260円	26,721円
	南部	343円	17,644円
	須玉	370円	28,694円
	白州	205円	12,227円
	下部	260円	29,685円
	大月東	513円	9,297円
	山梨六郷	336円	33,732円
	山梨清里	355円	19,552円
	鳴沢	74円	20,627円
	大目	120円	29,272円
	小沼	416円	8,108円
	田富局舎2	416円	52,511円
	牧丘	217円	124,705円
	山梨平野	154円	10,708円
	早川	72円	14,325円
長野県	信濃吉田	723円	34,679円
	後町	570円	32,771円
	南長野	492円	40,792円
	信濃古里	177円	15,386円
	大豆島	303円	23,884円
	村井	825円	18,328円
	西松本	202円	30,629円
	南松本	783円	28,333円
	信濃上田	430円	27,825円
	信濃大屋	429円	19,250円
	信濃塩田	573円	20,278円
	岡谷	305円	31,766円
	飯田	383円	29,908円
	信濃山本	298円	18,036円
	諏訪	287円	18,273円
	須坂	529円	23,487円
	小諸	213円	20,169円
	伊那	330円	25,320円
	駒ヶ根	287円	21,610円
	信濃中野	412円	37,191円
	信濃大町	228円	24,282円
	信濃茅野	317円	19,724円
	塩尻	712円	12,509円
	更埴	379円	7,563円
	信濃佐久	352円	20,868円
	岩村田	368円	24,942円
	軽井沢	1,608円	24,053円
	中軽井沢	247円	17,063円
	丸子	135円	26,468円
	東部	272円	17,629円
	下諏訪	494円	24,240円
	辰野	264円	16,701円
	箕輪	307円	22,122円
	豊科	478円	25,178円
	穂高	542円	11,126円
	白馬	177円	13,653円
	坂城	291円	15,948円
	戸倉上山田	372円	18,640円
	野沢温泉	110円	13,432円
	松本東館	692円	20,519円
	浅間	1,556円	12,540円
	信濃飯山	189円	18,461円
	御代田	230円	17,862円
	信濃富士見	454円	12,564円
	信濃原	192円	12,826円
	信濃阿南	98円	19,828円
	木曾	134円	27,826円
	明科	347円	12,883円
	生坂	87円	33,777円
	波田	510円	13,480円
	信濃三郷	482円	9,535円

信濃三郷	498円	10,492円
信濃池田	187円	21,599円
神城	212円	19,070円
小布施	428円	21,756円
湯田中	319円	19,709円
信濃豊野	456円	33,068円
飯綱	218円	23,505円
平岡	146円	27,987円
上松	200円	18,247円
木曾榑川	275円	46,103円
四賀	220円	60,928円
梓川	200円	24,531円
小谷話交換	234円	23,732円
七二会	33円	12,932円
若穂	178円	28,819円
信濃松代	287円	18,057円
浦里	116円	33,457円
信濃常盤	60円	25,879円
臼田	211円	17,519円
高野町	116円	24,359円
野辺山	37円	17,840円
南軽井沢	117円	12,958円
望月	137円	42,538円
信濃芦田	69円	17,666円
信濃長門	89円	58,628円
真田	48円	21,609円
武石	70円	16,760円
青木	97円	33,147円
高遠	239円	14,538円
信濃小野	60円	27,964円
飯島	190円	23,864円
信濃宮田	187円	57,554円
信濃松川	247円	21,266円
市田	212円	16,457円
阿智	70円	20,223円
麻績	103円	16,961円
信濃山形	102円	15,803円
信濃朝日	86円	17,860円
信濃有明	275円	13,667円
木島平	24円	23,252円
信濃町	155円	17,974円
信濃牟礼	108円	22,970円
信濃栄	12円	31,500円
狐島	384円	25,783円
蓼科	306円	22,107円
竜丘	537円	15,502円
樽池高原	143円	35,423円
南蓼科	320円	64,831円
浅科	349円	18,142円
三岳	158円	65,456円
遠山	109円	27,874円
鬼無里	148円	23,364円
喬木	278円	56,553円
戸隠	112円	29,443円
高府	84円	12,931円
信州新町	453円	20,761円
信濃下条	144円	59,086円
信濃西条	304円	12,264円
信濃大桑	136円	12,882円
信濃中川	67円	27,869円
信濃豊田	360円	19,927円
信濃和田	201円	16,847円
菅平	211円	18,868円
南木曾	204円	21,578円
八千穂	246円	37,971円
北御牧	348円	12,716円
野尻湖	272円	34,366円
数原	219円	36,620円

信濃池田	180円	19,062円
神城	207円	16,354円
小布施	421円	19,265円
湯田中	308円	16,749円
信濃豊野	462円	30,303円
飯綱	148円	19,710円
平岡	131円	25,419円
上松	199円	16,115円
木曾榑川	261円	26,022円
四賀	202円	57,403円
梓川	189円	22,450円
小谷話交換	209円	20,559円
七二会	31円	12,068円
若穂	174円	26,642円
信濃松代	285円	16,388円
浦里	114円	30,157円
信濃常盤	62円	56,917円
臼田	209円	15,891円
高野町	111円	21,801円
野辺山	33円	39,954円
南軽井沢	99円	10,618円
望月	140円	23,521円
信濃芦田	65円	16,354円
信濃長門	84円	55,091円
真田	45円	19,164円
武石	65円	15,730円
青木	91円	30,526円
高遠	224円	12,821円
信濃小野	60円	25,127円
飯島	182円	21,263円
信濃宮田	187円	49,453円
信濃松川	231円	19,685円
市田	288円	14,742円
阿智	58円	15,665円
麻績	105円	15,114円
信濃山形	98円	13,930円
信濃朝日	83円	16,365円
信濃有明	260円	12,338円
木島平	19円	17,692円
信濃町	151円	15,719円
信濃牟礼	107円	23,387円
信濃栄	8円	28,538円
狐島	322円	20,936円
蓼科	262円	20,232円
竜丘	514円	14,189円
樽池高原	115円	22,984円
南蓼科	218円	41,136円
浅科	350円	15,520円
三岳	141円	38,409円
遠山	95円	24,620円
鬼無里	121円	20,399円
喬木	227円	29,915円
戸隠	102円	26,328円
高府	78円	11,727円
信州新町	430円	18,632円
信濃下条	129円	55,530円
信濃西条	291円	11,461円
信濃大桑	123円	12,161円
信濃中川	63円	23,233円
信濃豊田	351円	45,241円
信濃和田	179円	15,593円
菅平	202円	16,739円
南木曾	192円	17,782円
八千穂	232円	31,643円
北御牧	343円	11,817円
野尻湖	184円	30,478円
数原	192円	33,260円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2 - 1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	43,225 円
青森県	31,506 円
岩手県	110,819 円
宮城県	67,969 円
秋田県	38,084 円
山形県	61,491 円
福島県	49,309 円
茨城県	45,288 円
栃木県	63,394 円
群馬県	43,861 円
埼玉県	52,980 円
千葉県	46,735 円
東京都	73,323 円
神奈川県	85,029 円
新潟県	54,810 円
山梨県	32,534 円
長野県	46,492 円

第2 とう道又は管路に係る負担額

(略)

1 (略)

2 とう道又は管路に係る料金額

2 - 1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	36,873 円
青森県	27,651 円
岩手県	98,554 円
宮城県	59,817 円
秋田県	32,749 円
山形県	54,551 円
福島県	42,960 円
茨城県	36,937 円
栃木県	50,554 円
群馬県	38,730 円
埼玉県	41,720 円
千葉県	38,783 円
東京都	61,851 円
神奈川県	71,536 円
新潟県	47,316 円
山梨県	26,462 円
長野県	40,328 円

2 - 2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	188 円
青森県	191 円
岩手県	290 円
宮城県	321 円
秋田県	207 円
山形県	183 円
福島県	257 円
茨城県	226 円
栃木県	269 円
群馬県	271 円
埼玉県	277 円
千葉県	246 円
東京都	495 円
神奈川県	391 円
新潟県	254 円
山梨県	307 円
長野県	211 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額 615円とします。

2 - 2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	161 円
青森県	164 円
岩手県	265 円
宮城県	287 円
秋田県	181 円
山形県	159 円
福島県	221 円
茨城県	190 円
栃木県	225 円
群馬県	231 円
埼玉県	229 円
千葉県	204 円
東京都	425 円
神奈川県	330 円
新潟県	224 円
山梨県	260 円
長野県	179 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額 677円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備 考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	287 円	_____
		(イ) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	294 円	
		協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	287 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	50 円	_____

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (16,063 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額} × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

- (2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,986 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	238 円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

- 1 (略)
2 負担額

		区 分	単 位	負担額	備 考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	274 円	_____
		(イ) 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	280 円	
		協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	273 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額		1 光信号引込等設備ごとに月額	48 円	_____

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

- (1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,703 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額} × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

- (2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	8,163 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	254 円

別表1 接続により提供する機能

1 - 1 1 - 2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	(略)
データ伝送機能	セルリレー装置及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容	
(1)事業者の区分	本表及び附則においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。	
	用語	意味
	1~4 (略)	(略)
5	中間経由等事業者	国際電気通信サービス又は相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信回線設備を設置している電気通信事業者であって、電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有しない電気通信事業者

別表3～別表4(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,917円	――

別表1 接続により提供する機能

1 - 1 1 - 2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
(略)	(略)	(略)

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容	
(1)事業者の区分	本表及び附則においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。	
	用語	意味
	1~4 (略)	(略)
5	中間経由等事業者	国際電気通信サービス又は相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信回線設備を設置している電気通信事業者であって、番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有しない電気通信事業者

別表3～別表4(略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	1,743円	――

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（経過措置）

2 （略）

（1）適用 （略）

（2）料金額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
光信号 電気信 号変換 機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項表中第2欄で 接続 する場合において、光信号電 気信号変換装置により信号 （100Mbit/sまでの符号伝送 が可能なものに限ります。） の相互変換を行う機能	最大16の光信号 端末回線を集線 して接続するも の	4,661円	—
		ア 保守の区別がタ イプ1-1のもの	4,661円	
		イ 保守の区別がタ イプ1-2のもの	4,801円	
		ウ アイ以外のもの	4,801円	

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00080号）

1～2 （略）

（通信路設定伝送機能及びデータ伝送機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（2-6-1-1ウ欄及び2-6-1-2ウ欄に係るものに限ります。）並びにデータ伝送機能に係る第3条（用語の定義）第1項第33欄、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号、第2項及び第3項、第68条（手続費の支払義務）第1項第31号、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第7欄、第10欄ウ欄、第10-3欄、第12-2欄、第26欄ア欄及びイ(イ)欄、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-12-1ウ欄、第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第63欄、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄並びに2-2（2-1以外の手続費）第10欄等の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

ただし、網改造料の料金額については支払義務の発生する事業年度に適用する取得固定資産価額の算定に係る比率及び年額料金の算定に係る比率を用いて算定し、手続費 2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄の手続費の額については支払義務の発生する事業年度に適用する手続費の額を適用し、2-2（2-1以外の手続費）第10欄の手続費の額については、支払義務の発生する事業年度に適用する作業単金及び貸倒率を用いて算定します。

（1）通信路設定伝送機能

ア 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額	備考
-----	-----	----

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（経過措置）

2 （略）

（1）適用 （略）

（2）料金額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
光信号 電気信 号変換 機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項表中第2欄で 接続 する場合において、光信号電 気信号変換装置により信号 （100Mbit/sまでの符号伝送 が可能なものに限ります。） の相互変換を行う機能	最大16の光信号 端末回線を集線 して接続するも の	4,776円	—
		ア 保守の区別がタ イプ1-1のもの	4,776円	
		イ 保守の区別がタ イプ1-2のもの	4,919円	
		ウ アイ以外のもの	4,919円	

附 則（平成29年4月14日東相制第16-00080号）

1～2 （略）

（通信路設定伝送機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（2-6-1-1ウ欄及び2-6-1-2ウ欄に係るものに限ります。）に係る第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号、第2項及び第3項、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第10欄ウ欄、第26欄ア欄及びイ(イ)欄、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2-12-1ウ欄、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2-1（手続費）第31欄等の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金額を適用します。

（1）通信路設定伝送機能

ア 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額	備考
-----	-----	----

					右欄以外の場合	通信路設定 伝送機能を利用する区 間が同一の 単位料金区 域に終始す る場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		617,441円	611,456円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	557,654円	554,830円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	568,801円	565,919円	
					保守の区別が上記以外のもの	591,091円	588,098円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	557,654円	554,830円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	568,801円	565,919円	
					保守の区別が上記以外のもの	591,091円	588,098円	
				1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		674,943円	663,716円
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	593,252円	587,604円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	605,107円			599,348円		
		保守の区別が上記以外のもの	628,824円			622,839円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの		593,252円	587,604円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの		605,107円	599,348円		
			保守の区別が上記以外のもの		628,824円	622,839円		
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		781,721円	760,768円		
			セカンドクラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	656,699円	646,109円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	669,825円	659,024円		
				保守の区別が上記以外のもの	696,081円	684,854円		
			エコノミー	保守の区別がタイプ1-	650,484円	640,600円		

					右欄以外の場合	通信路設定 伝送機能を利用する区 間が同一の 単位料金区 域に終始す る場合		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		924,476円	912,411円	
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	813,877円	808,185円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	830,148円	824,343円	
					保守の区別が上記以外のもの	862,691円	856,659円	
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	813,877円	808,185円	
					保守の区別がタイプ1-2のもの	830,148円	824,343円	
					保守の区別が上記以外のもの	862,691円	856,659円	
				1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		1,059,270円	1,036,644円
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	897,323円	885,939円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	915,263円			903,652円		
		保守の区別が上記以外のもの	951,144円			939,079円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの		897,323円	885,939円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの		915,263円	903,652円		
			保守の区別が上記以外のもの		951,144円	939,079円		
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		1,309,598円	1,267,362円		
			セカンドクラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,046,049円	1,024,704円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1,066,963円	1,045,193円		
				保守の区別が上記以外のもの	1,108,795円	1,086,169円		
			エコノミー	保守の区別がタイプ1-	1,031,477円	1,011,555円		

	ミー ラスの もの	1のもの 保守の区別がタイプ1 - 2のもの 保守の区別が上記以外の もの	663,489 円 689,494 円	653,405 円 679,015 円
3.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		896,720 円	865,287 円
	セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	721,680 円	706,148 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	736,107 円	720,264 円
		保守の区別が上記以外の もの	764,961 円	748,496 円
	エコノ ミー ラスの もの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	715,465 円	700,639 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	729,766 円	714,645 円
保守の区別が上記以外の もの		758,372 円	742,656 円	
4.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		995,284 円	954,873 円
	セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	777,378 円	757,610 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	792,918 円	772,755 円
		保守の区別が上記以外の もの	823,998 円	803,045 円
	エコノ ミー ラスの もの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	771,163 円	752,101 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	786,577 円	767,136 円
保守の区別が上記以外の もの		817,411 円	797,206 円	
5.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		1,077,427 円	1,029,530 円
	セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	830,008 円	806,004 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	846,600 円	822,117 円
		保守の区別が上記以外の もの	879,785 円	854,343 円
エコノ ミー ラスの もの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	817,578 円	794,986 円	

	ミー ラスの もの	1のもの 保守の区別がタイプ1 - 2のもの 保守の区別が上記以外の もの	1,052,100 円 1,093,349 円	1,031,781 円 1,072,231 円
3.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		1,559,922 円	1,498,081 円
	セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1,194,775 円	1,163,469 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1,218,663 円	1,186,733 円
		保守の区別が上記以外の もの	1,266,443 円	1,233,260 円
	エコノ ミー ラスの もの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1,180,203 円	1,150,320 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1,203,800 円	1,173,321 円
保守の区別が上記以外の もの		1,250,997 円	1,219,322 円	
4.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		1,790,995 円	1,711,052 円
	セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1,325,335 円	1,285,491 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1,351,838 円	1,311,195 円
		保守の区別が上記以外の もの	1,404,839 円	1,362,603 円
	エコノ ミー ラスの もの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1,310,763 円	1,272,342 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1,336,975 円	1,297,783 円
保守の区別が上記以外の もの		1,389,393 円	1,348,665 円	
5.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		1,983,556 円	1,888,527 円
	セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1,448,707 円	1,400,325 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1,477,676 円	1,428,325 円
		保守の区別が上記以外の もの	1,535,612 円	1,484,327 円
エコノ ミー ラスの もの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1,419,563 円	1,374,027 円	

			ラスのもの	保守の区別がタイプ1 - 2のもの	833,924 円	810,879 円	
				保守の区別が上記以外のもの	866,610 円	842,664 円	
	6.0Mbit/s から 49.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	(ア) 6.0Mbit/s のもの	クラスが下記以外のもの		1,167,778 円	1,111,651 円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	890,387 円	861,441 円	
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	908,188 円	878,662 円	
				保守の区別が上記以外のもの	943,791 円	913,106 円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	871,742 円	844,914 円	
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	889,170 円	861,805 円	
				保守の区別が上記以外のもの	924,028 円	895,588 円	
			(イ) 6.0Mbit/s を超える 1.0Mbit/s ごとに	クラスが下記以外のもの		36,404 円	33,086 円
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	29,115 円	26,580 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの			29,700 円	27,112 円	
	保守の区別が上記以外のもの	30,860 円			28,175 円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの		20,500 円	18,943 円		
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの		20,907 円	19,322 円		
		保守の区別が上記以外	21,728 円	20,080 円			

			ラスのもの	保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1,447,950 円	1,401,501 円	
				保守の区別が上記以外のもの	1,504,720 円	1,456,451 円	
	6.0Mbit/s から 49.0Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	(ア) 6.0Mbit/s のもの	クラスが下記以外のもの		2,214,630 円	2,101,499 円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1,593,839 円	1,535,496 円	
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1,625,711 円	1,566,200 円	
				保守の区別が上記以外のもの	1,689,450 円	1,627,609 円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1,535,551 円	1,482,900 円	
				保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1,566,257 円	1,512,552 円	
				保守の区別が上記以外のもの	1,627,666 円	1,571,857 円	
			(イ) 6.0Mbit/s を超える 1.0Mbit/s ごとに	クラスが下記以外のもの		81,402 円	75,023 円
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	65,862 円	60,916 円
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの			67,182 円	62,134 円	
	保守の区別が上記以外のもの	69,815 円			64,570 円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの		46,324 円	43,284 円		
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの		47,250 円	44,150 円		
		保守の区別が上記以外	49,106 円	45,881 円			

		のもの			
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ア) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	2,769,497 円	2,567,439 円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,171,487 円	2,030,993 円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,214,908 円	2,071,606 円
			保守の区別が上記以外のもの	2,301,755 円	2,152,831 円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,773,727 円	1,678,417 円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,809,195 円	1,711,978 円
			保守の区別が上記以外のもの	1,880,128 円	1,779,101 円
		(イ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	7,731 円	7,026 円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	8,684 円
	保守の区別がタイプ1-2のもの			8,855 円	8,018 円
	保守の区別が上記以外のもの			9,203 円	8,331 円
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	4,368 円	4,036 円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	4,454 円	4,117 円
保守の区別が上記以外のもの		4,630 円	4,278 円		
134.7Mbit/sの符号伝送が可能	クラスが下記以外のもの	3,426,611 円	3,164,685 円		
	セカンド	保守の区別	2,909,492 円	2,699,104 円	

		のもの			
50.0Mbit/sから134.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(ア) 50.0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	5,796,237 円	5,402,548 円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,491,839 円	4,215,777 円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	4,581,671 円	4,300,087 円
			保守の区別が上記以外のもの	4,761,334 円	4,468,706 円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,573,803 円	3,387,390 円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,645,275 円	3,455,132 円
			保守の区別が上記以外のもの	3,788,214 円	3,590,616 円
		(イ) 50.0Mbit/sを超える1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	16,764 円	15,451 円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	19,074 円
	保守の区別がタイプ1-2のもの			19,453 円	17,865 円
	保守の区別が上記以外のもの			20,217 円	18,567 円
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	9,471 円	8,853 円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	9,663 円	9,029 円
保守の区別が上記以外のもの		10,043 円	9,384 円		
134.7Mbit/sの符号伝送が可能	クラスが下記以外のもの	7,221,176 円	6,715,869 円		
	セカンド	保守の区別	6,112,991 円	5,704,590 円	

なものの	クラスの もの	がタイプ 1 - 1のもの		
		保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	2,967,677 円	2,753,079 円
		保守の区別 が上記以外 のもの	3,084,041 円	2,861,029 円
	エコノミ ークラス のもの	保守の区別 がタイプ 1 - 1のもの	2,145,047 円	2,021,497 円
		保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	2,187,941 円	2,061,920 円
		保守の区別 が上記以外 のもの	2,273,729 円	2,142,766 円

なものの	クラスの もの	がタイプ 1 - 1のもの		
		保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	6,235,246 円	5,818,676 円
		保守の区別 が上記以外 のもの	6,479,752 円	6,046,848 円
	エコノミ ークラス のもの	保守の区別 がタイプ 1 - 1のもの	4,378,923 円	4,139,859 円
		保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	4,466,494 円	4,222,651 円
		保守の区別 が上記以外 のもの	4,641,640 円	4,388,233 円

イ 加算料

1 回線ごとに月額

区 分				料金額		備考	
				通信路設定 伝送機能の 距離が 10km を超える場 合の 10km ごと の加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料		
通信 路設 定伝 送機 能	専用 回線 ノード 装置、 中継 伝送 路設 備及 び端 末回 線を 収容	A T M 専 用 に 係 る もの	0.5Mbit/s の 符号伝 送が可 能なもの	クラスが下記以外のもの	2,880 円	46,716 円	-
			セカン ドク ラス のもの	保守の区別がタイプ 1 - 1のもの	1,360 円	22,036 円	
				保守の区別がタイプ 1 - 2のもの	1,390 円	22,477 円	
				保守の区別が上記以外のもの	1,440 円	23,358 円	
			エコノ ミーク ラス のもの	保守の区別がタイプ 1 - 1のもの	1,360 円	22,036 円	
				保守の区別がタイプ 1 - 2のもの	1,390 円	22,477 円	
				保守の区別が上記以外のもの	1,440 円	23,358 円	

イ 加算料

1 回線ごとに月額

区 分				料金額		備考	
				通信路設定 伝送機能の 距離が 10km を超える場 合の 10km ごと の加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料		
通信 路設 定伝 送機 能	専用 回線 ノード 装置、 中継 伝送 路設 備及 び端 末回 線を 収容	A T M 専 用 に 係 る もの	0.5Mbit/s の 符号伝 送が可 能なもの	クラスが下記以外のもの	4,320 円	111,504 円	-
			セカン ドク ラス のもの	保守の区別がタイプ 1 - 1のもの	2,040 円	52,596 円	
				保守の区別がタイプ 1 - 2のもの	2,080 円	53,648 円	
				保守の区別が上記以外のもの	2,160 円	55,752 円	
			エコノ ミーク ラス のもの	保守の区別がタイプ 1 - 1のもの	2,040 円	52,596 円	
				保守の区別がタイプ 1 - 2のもの	2,080 円	53,648 円	
				保守の区別が上記以外のもの	2,160 円	55,752 円	

する 伝送 装置 により 通路 の設定 並びに 伝送 を行う 機能	1.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		5,410 円	87,593 円	
		セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	2,720 円	44,072 円	
			保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	2,770 円	44,953 円	
			保守の区別が上記以外の もの	2,880 円	46,716 円	
		エコノ ミック クラスの もの	保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	2,720 円	44,072 円	
			保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	2,770 円	44,953 円	
			保守の区別が上記以外の もの	2,880 円	46,716 円	
		2.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		10,090 円	163,507 円
			セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	5,100 円	82,635 円
	保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの			5,200 円	84,288 円	
	保守の区別が上記以外の もの			5,410 円	87,593 円	
	エコノ ミック クラスの もの		保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	4,760 円	77,126 円	
			保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	4,860 円	78,669 円	
			保守の区別が上記以外の もの	5,050 円	81,754 円	
	3.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の		クラスが下記以外のもの		15,140 円	245,261 円
			セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	7,480 円	121,198 円
		保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの		7,630 円	123,622 円	
		保守の区別が上記以外の もの		7,930 円	128,470 円	
		エコノ ミック クラスの もの	保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	7,140 円	115,689 円	
保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの			7,280 円	118,003 円		
保守の区別が上記以外の もの			7,570 円	122,630 円		
4.0Mbit/s		クラスが下記以外のもの		19,460 円	315,335 円	

する 伝送 装置 により 通路 の設定 並びに 伝送 を行う 機能	1.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		8,110 円	209,069 円	
		セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	4,080 円	105,192 円	
			保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	4,160 円	107,296 円	
			保守の区別が上記以外の もの	4,320 円	111,504 円	
		エコノ ミック クラスの もの	保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	4,080 円	105,192 円	
			保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	4,160 円	107,296 円	
			保守の区別が上記以外の もの	4,320 円	111,504 円	
		2.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		15,140 円	390,262 円
			セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	7,650 円	197,235 円
	保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの			7,800 円	201,180 円	
	保守の区別が上記以外の もの			8,110 円	209,069 円	
	エコノ ミック クラスの もの		保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	7,140 円	184,086 円	
			保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの	7,280 円	187,768 円	
			保守の区別が上記以外の もの	7,570 円	195,131 円	
	3.0Mbit/s の 符号伝 送が可 能なも の		クラスが下記以外のもの		22,160 円	571,456 円
			セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	11,220 円	289,278 円
		保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの		11,440 円	295,064 円	
		保守の区別が上記以外の もの		11,890 円	306,635 円	
		エコノ ミック クラスの もの	保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	10,710 円	276,129 円	
保守の区別がタイプ 1 - 2 のもの			10,920 円	281,652 円		
保守の区別が上記以外の もの			11,350 円	292,697 円		
4.0Mbit/s		クラスが下記以外のもの		28,650 円	738,711 円	

t/sの 符号伝 送が可 能なも の	セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	9,520 円	154,252 円	
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	9,710 円	157,337 円	
		保守の区別が上記以外の もの	10,090 円	163,507 円	
	エコノ ミック クラスの もの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	9,180 円	148,743 円	
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	9,360 円	151,718 円	
		保守の区別が上記以外の もの	9,730 円	157,668 円	
5.0Mbi t/sの 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		23,070 円	373,731 円	
	セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	11,560 円	187,306 円	
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	11,790 円	191,052 円	
		保守の区別が上記以外の もの	12,250 円	198,544 円	
	エコノ ミック クラスの もの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	10,880 円	176,288 円	
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	11,100 円	179,814 円	
保守の区別が上記以外の もの		11,530 円	186,865 円		
6.0Mbi t/s から 49.0Mbi t/s までの 符号伝 送が可 能なも の	(7) 6.0Mbi t/sの もの	クラスが下記以外のもの	27,030 円	437,966 円	
		セカン ドクラ スのも の	保守の区別 がタイプ1 - 1のもの	13,940 円	225,869 円
			保守の区別 がタイプ1 - 2のもの	14,220 円	230,386 円
	保守の区別 が上記以 外のもの		14,780 円	239,421 円	
	エコノ ミック クラスの もの	保守の区別 がタイプ1 - 1のもの	12,920 円	209,342 円	
		保守の区別 がタイプ1 - 2のもの	13,180 円	213,529 円	

t/sの 符号伝 送が可 能なも の	セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	14,280 円	368,172 円	
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	14,570 円	375,535 円	
		保守の区別が上記以外の もの	15,140 円	390,262 円	
	エコノ ミック クラスの もの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	13,770 円	355,023 円	
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	14,050 円	362,123 円	
		保守の区別が上記以外の もの	14,600 円	376,324 円	
5.0Mbi t/sの 符号伝 送が可 能なも の	クラスが下記以外のもの		34,060 円	878,090 円	
	セカン ドクラ スのも の	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	17,340 円	447,066 円	
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	17,690 円	456,007 円	
		保守の区別が上記以外の もの	18,380 円	473,890 円	
	エコノ ミック クラスの もの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	16,320 円	420,768 円	
		保守の区別がタイプ1 - 2のもの	16,650 円	429,183 円	
保守の区別が上記以外の もの		17,300 円	446,014 円		
6.0Mbi t/s から 49.0Mbi t/s までの 符号伝 送が可 能なも の	(7) 6.0Mbi t/sの もの	クラスが下記以外のもの	40,550 円	1,045,346 円	
		セカン ドクラ スのも の	保守の区別 がタイプ1 - 1のもの	20,910 円	539,109 円
			保守の区別 がタイプ1 - 2のもの	21,330 円	549,891 円
	保守の区別 が上記以 外のもの		22,160 円	571,456 円	
	エコノ ミック クラスの もの	保守の区別 がタイプ1 - 1のもの	18,870 円	486,513 円	
		保守の区別 がタイプ1 - 2のもの	19,250 円	496,243 円	

			保守の区別 が上記以外 のもの	13,700 円	221,903 円	
6.0Mbit/s を超える 1.0Mbit/s ごとに	(イ)	クラスが下記以外 のもの	保守の区別 がタイプ 1 - 1 のもの	1,600 円	25,880 円	
			保守の区別 がタイプ 1 - 2 のもの	1,220 円	19,782 円	
			保守の区別 が上記以外 のもの	1,250 円	20,178 円	
	エコノミ ークラス のもの		保守の区別 がタイプ 1 - 1 のもの	1,290 円	20,969 円	
			保守の区別 がタイプ 1 - 1 のもの	750 円	12,145 円	
			保守の区別 がタイプ 1 - 2 のもの	760 円	12,388 円	
				保守の区別 が上記以外 のもの	790 円	12,874 円
50.0Mbit/s から 134.0Mbit/s までの 符号伝 送が可 能なも の	(ア)	50.0Mbit/s のもの	クラスが下記以外 のもの	97,310 円	1,576,676 円	
			セカンド クラスの もの	保守の区別 がタイプ 1 - 1 のもの	67,660 円	1,096,291 円
				保守の区別 がタイプ 1 - 2 のもの	69,010 円	1,118,217 円
		エコノミ ークラス のもの		保守の区別 が上記以外 のもの	71,720 円	1,162,068 円
				保守の区別 がタイプ 1 - 1 のもの	45,900 円	743,715 円
				保守の区別 がタイプ 1 - 2 のもの	46,820 円	758,589 円
			保守の区別 が上記以外 のもの	48,650 円	788,338 円	

			保守の区別 が上記以外 のもの	20,000 円	515,704 円	
6.0Mbit/s を超える 1.0Mbit/s ごとに	(イ)	クラスが下記以外 のもの	保守の区別 がタイプ 1 - 1 のもの	2,290 円	58,919 円	
			保守の区別 がタイプ 1 - 2 のもの	1,770 円	45,723 円	
			保守の区別 が上記以外 のもの	1,810 円	46,637 円	
	エコノミ ークラス のもの		保守の区別 が上記以外 のもの	1,880 円	48,466 円	
			保守の区別 がタイプ 1 - 1 のもの	1,090 円	28,091 円	
			保守の区別 がタイプ 1 - 2 のもの	1,110 円	28,653 円	
				保守の区別 が上記以外 のもの	1,160 円	29,777 円
50.0Mbit/s から 134.0Mbit/s までの 符号伝 送が可 能なも の	(ア)	50.0Mbit/s のもの	クラスが下記以外 のもの	141,100 円	3,637,802 円	
			セカンド クラスの もの	保守の区別 がタイプ 1 - 1 のもの	98,940 円	2,550,906 円
				保守の区別 がタイプ 1 - 2 のもの	100,920 円	2,601,924 円
		エコノミ ークラス のもの		保守の区別 が上記以外 のもの	104,880 円	2,703,960 円
				保守の区別 がタイプ 1 - 1 のもの	66,810 円	1,722,519 円
				保守の区別 がタイプ 1 - 2 のもの	68,150 円	1,756,969 円
			保守の区別 が上記以外 のもの	70,820 円	1,825,870 円	

		(1) 50.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	340 円	5,496 円		
			セカンド クラスの もの	保守の区別 がタイプ 1 - 1のもの	400 円	6,416 円	
				保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	400 円	6,545 円	
				保守の区別 が上記以外 のもの	420 円	6,801 円	
			エコノミ ークラス のもの	保守の区別 がタイプ 1 - 1のもの	160 円	2,592 円	
				保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	160 円	2,644 円	
				保守の区別 が上記以外 のもの	170 円	2,748 円	
			134.7Mbit/sの 符号伝送が可能 なもの	クラスが下記以外のもの	126,140 円	2,043,839 円	
				セカンド クラスの もの	保守の区別 がタイプ 1 - 1のもの	101,320 円	1,641,682 円
					保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	103,350 円	1,674,516 円
保守の区別 が上記以外 のもの	107,400 円	1,740,183 円					
エコノミ ークラス のもの	保守の区別 がタイプ 1 - 1のもの	59,500 円		964,075 円			
	保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	60,690 円		983,357 円			
	保守の区別 が上記以外 のもの	63,070 円		1,021,920 円			

		(1) 50.0Mbit/sを超える 1.0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	470 円	12,134 円		
			セカンド クラスの もの	保守の区別 がタイプ 1 - 1のもの	560 円	14,387 円	
				保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	570 円	14,674 円	
				保守の区別 が上記以外 のもの	590 円	15,250 円	
			エコノミ ークラス のもの	保守の区別 がタイプ 1 - 1のもの	220 円	5,724 円	
				保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	230 円	5,838 円	
				保守の区別 が上記以外 のもの	240 円	6,067 円	
			134.7Mbit/sの 符号伝送が可能 なもの	クラスが下記以外のもの	181,100 円	4,669,210 円	
				セカンド クラスの もの	保守の区別 がタイプ 1 - 1のもの	146,370 円	3,773,763 円
					保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	149,300 円	3,849,238 円
保守の区別 が上記以外 のもの	155,150 円	4,000,189 円					
エコノミ ークラス のもの	保守の区別 がタイプ 1 - 1のもの	85,680 円		2,209,032 円			
	保守の区別 がタイプ 1 - 2のもの	87,390 円		2,253,213 円			
	保守の区別 が上記以外 のもの	90,820 円		2,341,574 円			

(2) データ伝送機能
ア 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額	備考	
デ ニ タ 伝 送 機 能	中継局セルリレー装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置を除きます。）により通信路の設定並びに伝送を行う機能	クラス1のものの 上限伝送速度が64Kbit/sのもの	17,789円	
		上限伝送速度が128Kbit/sのもの	33,636円	
		上限伝送速度が192Kbit/sのもの	49,483円	
		上限伝送速度が256Kbit/sのもの	65,330円	
		上限伝送速度が384Kbit/sのもの	97,024円	
		上限伝送速度が500Kbit/sのもの	128,718円	
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	239,647円	
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	445,658円	
	クラス2のものの	上限伝送速度が500kbit/sのもの	最低伝送速度が100kbit/sのもの	49,007円
			最低伝送速度が300kbit/sのもの	88,784円
		上限伝送速度が1Mbit/sのもの	最低伝送速度が100kbit/sのもの	73,413円
			最低伝送速度が500kbit/sのもの	155,817円
		上限伝送速度が2Mbit/sのもの	最低伝送速度が200kbit/sのもの	138,860円
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	290,517円
		上限伝送速度が3Mbit/sのもの	最低伝送速度が300kbit/sのもの	206,209円
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	415,549円
		上限伝送速度が4Mbit/sのもの	最低伝送速度が400kbit/sのもの	270,231円
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	540,580円
		上限伝送速度が5Mbit/sのもの	最低伝送速度が500kbit/sのもの	328,866円
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	675,280円
上限伝送速度が6Mbit/sのもの	最低伝送速度が600kbit/sのもの	382,904円		
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	809,979円		
上限伝送速度が	最低伝送速度が700kbit/sのもの	431,555円		

		7 Mbit/s のもの	の	
			最低伝送速度が 3.5Mbit/s のもの	925,347 円
		上限伝送速度が 8 Mbit/s のもの	最低伝送速度が 800Kbit/s のもの	466,576 円
			最低伝送速度が 4 Mbit/s のもの	1,040,871 円
		上限伝送速度が 9 Mbit/s のもの	最低伝送速度が 900Kbit/s のもの	503,975 円
			最低伝送速度が 4.5Mbit/s のもの	1,137,063 円
		上限伝送速度が 10Mbit/s のもの	最低伝送速度が 1 Mbit/s のもの	541,534 円
			最低伝送速度が 5 Mbit/s のもの	1,233,254 円

イ 加算料

1 回線ごとに月額

区分			料金額	備考		
デ ニ タ 伝 送 機 能	中継局セ ルリレー 装置、中継 伝送路設 備及び端 末回線を 収容する 伝送装置 (端末回 線を終端 するための 装置を 除きま す。)によ り通信路 の設定並 びに伝送 を行う機 能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が 64Kbit/s のもの	4,970 円	—	
			上限伝送速度が 128Kbit/s のもの	9,940 円		
			上限伝送速度が 192Kbit/s のもの	14,910 円		
			上限伝送速度が 256Kbit/s のもの	19,880 円		
			上限伝送速度が 384Kbit/s のもの	29,820 円		
			上限伝送速度が 500Kbit/s のもの	39,760 円		
			上限伝送速度が 1 Mbit/s のもの	74,550 円		
			上限伝送速度が 2 Mbit/s のもの	139,160 円		
		ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/s のもの	最低伝送速度が 100Kbit/s のもの		14,761 円
				最低伝送速度が 300Kbit/s のもの		27,236 円
			上限伝送速度が 1 Mbit/s のもの	最低伝送速度が 100Kbit/s のもの		22,415 円
				最低伝送速度が 500Kbit/s のもの		48,259 円
			上限伝送速度が 2 Mbit/s のもの	最低伝送速度が 200Kbit/s のもの		42,941 円
				最低伝送速度が 1 Mbit/s のもの		90,504 円

<u>上限伝送速度が 3 Mbit/s のもの</u>	<u>最低伝送速度が 300Kbit/s のもの</u>	64,063 円
	<u>最低伝送速度が 1.5Mbit/s のもの</u>	129,717 円
<u>上限伝送速度が 4 Mbit/s のもの</u>	<u>最低伝送速度が 400Kbit/s のもの</u>	84,142 円
	<u>最低伝送速度が 2 Mbit/s のもの</u>	168,930 円
<u>上限伝送速度が 5 Mbit/s のもの</u>	<u>最低伝送速度が 500Kbit/s のもの</u>	102,531 円
	<u>最低伝送速度が 2.5Mbit/s のもの</u>	211,175 円
<u>上限伝送速度が 6 Mbit/s のもの</u>	<u>最低伝送速度が 600Kbit/s のもの</u>	119,479 円
	<u>最低伝送速度が 3 Mbit/s のもの</u>	253,420 円
<u>上限伝送速度が 7 Mbit/s のもの</u>	<u>最低伝送速度が 700Kbit/s のもの</u>	134,737 円
	<u>最低伝送速度が 3.5Mbit/s のもの</u>	289,602 円
<u>上限伝送速度が 8 Mbit/s のもの</u>	<u>最低伝送速度が 800Kbit/s のもの</u>	145,720 円
	<u>最低伝送速度が 4 Mbit/s のもの</u>	325,833 円
<u>上限伝送速度が 9 Mbit/s のもの</u>	<u>最低伝送速度が 900Kbit/s のもの</u>	157,450 円
	<u>最低伝送速度が 4.5Mbit/s のもの</u>	356,001 円
<u>上限伝送速度が 10Mbit/s のもの</u>	<u>最低伝送速度が 1 Mbit/s のもの</u>	169,229 円
	<u>最低伝送速度が 5 Mbit/s のもの</u>	386,169 円

附 則（平成30年 6 月15日東相制第17-00122号）

1～2 （略）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用しているルーティング伝送機能（2 - 1 3 第3 欄工欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

区 分	単 位	料金額	備 考
-----	-----	-----	-----

附 則（平成30年 6 月15日東相制第17-00122号）

1～2 （略）

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用しているルーティング伝送機能（2 - 1 3 第3 欄工欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

区 分	単 位	料金額	備 考
-----	-----	-----	-----

特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	119,482円	—
----------------------	---	-------------------------	-----------	----------	---

(電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置)

4 当社は、料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(2)に規定する設備使用料について、平成28年度期首時点において法定耐用年数を経過し減価償却費が発生していない設備の残存価額を一括して減価償却費として費用計上したことに伴い、当該費用を除却損とみなして平成30年度及び平成31年度に適用される設備管理運営費比率の原価にその2分の1ずつを加えて算定するものとします。上の設備管理運営費比率については、平成30年度及び平成31年度に適用する設備使用料の年額料金の算定に用いる調整額にのみ適用するものとし、平成30年度に適用する具体的な比率は0.034とします。

5 (略)

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

6 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成28年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1件ごとに		19.34円	
優先接続受付手続費		1変更ごとに		50円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ア) 基本額		1番号ごとの1成功検索ごとに	79円
		(イ) 加算額			8円
					15円
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに		8,738円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに		33円	
	イ欄	1件ごとに		80円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		657円	
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに		223円	

(手続費の遡及適用)

7 料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第35欄に規定する手続費は、平成29年4月14日から平成30年3月31日までの期間について、以下の料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備 考
光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	1調査ごとに	平日昼間	7,459円
		土日祝日昼間	8,908円

特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	197,331円	—
----------------------	---	-------------------------	-----------	----------	---

(電力設備等に係る設備使用料に係る経過措置)

4 当社は、料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)(2)に規定する設備使用料について、平成28年度期首時点において法定耐用年数を経過し減価償却費が発生していない設備の残存価額を一括して減価償却費として費用計上したことに伴い、当該費用を除却損とみなして平成30年度及び平成31年度に適用される設備管理運営費比率の原価にその2分の1ずつを加えて算定するものとします。上の設備管理運営費比率については、平成30年度及び平成31年度に適用する設備使用料の年額料金の算定に用いる調整額にのみ適用するものとし、平成31年度に適用する具体的な比率は0.035とします。

5 (略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額、工事費の額、手続費の額、比率及び負担額、別表5の精算額、附則(平成26年4月9日東相制第13-0106号)の料金額、附則(平成29年4月14日東相制第16-00080号)の料金額、附則(平成30年6月15日東相制第17-00122号)の料金額及び第4項並びに第2項及び第3項の料金額については平成31年4月1日に遡及して適用します。

ただし、この改正規定のうち、第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)及び第10条の4(相互接続点の設置)については当社の準備が整い次第、第3条(用語の定義)第87欄から第89-2欄、第22条(接続申込みの承諾)、第58条(緊急通報用電話に接続する場合の取扱い)、第68条(手続費の支払義務)、第80条(債権譲受)、第92条(利用者料金の課金)、第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)、料金表第1表第1(網使用料)1(適用)第1欄、第2(網改造料)1-1(網改造料の対象となる機能)第55欄、技術的条件集(番号規則に係る変更に限ります。)及び別表2(接続形態)については番号規則(平成31年総務省令 号)の施行に合わせて実施します。

(調整額の算定に係る経過措置)

2 料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第3表第1(通信用建物に係る負担額)1(算出式)の規定に基づき、料金表第1表第2(網改造料)2-1(算出式)に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税(平成31年度に適用するものに限ります。)は、利益対応税率を0.4282として算定します。

(ルーティング伝送機能に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用しているルーティング伝送機能(2-13第1欄才欄に係るものに限ります。)の提供条件については、なお従前のとおりとし、以下の料金表を適用します。

区 分		単 位	料金額	備 考
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別収容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1ポートごとに月額	3,602円	――

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

4 74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成29年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備 考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1件ごとに	21.12円	――

優先接続受付手続費		1 変更ごとに	36 円			
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番号ごとの1 成功検索ごとに	241 円	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 24 日までの間に限り適用します。	
				73 円	平成 29 年 9 月 25 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	
		(イ) 加算額		—	22 円	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 24 日までの間に限り適用します。
				—	7 円	平成 29 年 9 月 25 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
		—		42 円	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 24 日までの間に限り適用します。	
		—		14 円	平成 29 年 9 月 25 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。	
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	34,765 円			
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに	35 円	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 26 日までの間に限り適用します。		
			30 円	平成 29 年 11 月 27 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。		
	イ欄	1 件ごとに	84 円	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 26 日までの間に限り適用します。		
			70 円	平成 29 年 11 月 27 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。		
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	659 円			
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	227 円	平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 11 月 26 日までの間に限り適用します。		
			213 円	平成 29 年 11 月 27 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。		

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) 形態	接続インタフェースごとにインタフェース種別を区分した概念形態ごとの接続条件は技術的条件集別表1を参照
(2) 分類	<p>接続番号を電気通信番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念分類と電気通信番号の対応は次のとおり</p> <p>分類1 設置中継系番号：電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類2 国際系番号：電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する国際系事業者が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類3 端末系番号：電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を有する端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類4 携帯・自動車電話系番号：電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有する携帯・自動車電話事業者が利用する携帯・自動車電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類5 PHS系番号：電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有するPHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類6 削除</p> <p>分類7 無線呼出し系番号：電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定す</p>

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) 形態	接続インタフェースごとにインタフェース種別を区分した概念形態ごとの接続条件は技術的条件集別表1を参照
(2) 分類	<p>接続番号を番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念分類と電気通信番号の対応は次のとおり</p> <p>分類1 設置中継系番号：番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する中継事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類2 国際系番号：番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を有する国際系事業者が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類3 端末系番号：番号規則別表第1号に規定する電気通信番号を有する端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類4 携帯・自動車電話系番号：番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を有する携帯・自動車電話事業者が利用する携帯・自動車電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類5 PHS系番号：番号規則別表第4号に規定する電気通信番号を有するPHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類6 削除</p> <p>分類7 無線呼出し系番号：番号規則別表第5号に規定する電気通信番号を</p>

	<p>る電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類 8 非設置中継系番号：電気通信番号規則第 5 条第 2 項に規定する電気通信番号を有する中継事業者（以下「非設置中継事業者」といいます。）が利用する電気通信設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類 9 I P 電話(050C～K)番号：I P 電話用としてパケット交換網に接続される端末設備等に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号（電気通信番号規則別表第 1 第 10 号（第 10 条第 1 項第 2 号関係）に規定するものをいいます。）</p>
(略)	
(95) 中継局セルリレー装置	当社セルリレーと直接協定事業者網を相互接続しセルリレーサービスを提供するために設置する当社の装置
(96) セルリレー接続	当社セルリレーと直接協定事業者網を中継局セルリレー装置において接続する形態
(97) 中継局セルリレー接続 インタフェース	協定事業者が当社セルリレーと接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	
(100) 付加的機能識別番号 中継接続	電気通信番号規則の細目を定めた件(平成 9 年 1 月 1 7 日郵政省告示 5 7 4 号)第 2 条第 1 号または第 2 号にて定められた付加的な機能を識別する番号を直接協定事業者網から受けた際に、加入者交換機機能メニュー接続機能を利用することなく、他の直接協定事業者網に当社網が中継する接続
(略)	
(112) 付加的機能識別番号接 続	電気通信番号規則の細目を定めた件（平成 9 年 1 月 1 7 日郵政省告示 5 7 4 号）第 2 条第 1 号または第 2 号にて定められた付加的な機能を識別する番号を用いて当社網から直接協定事業者網または、直接協定事業者網から当社網に接続する形態

(略)

第 2 条 (略)

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(5) - 2 中継局セルリレー装置	技術的条件集第 2 章第 28 節に規定するところによります。

	<p>有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類 8 非設置中継系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する中継事業者（以下「非設置中継事業者」といいます。）が利用する電気通信設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類 9 I P 電話(050C～K)番号：I P 電話用としてパケット交換網に接続される端末設備等に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号（番号規則別表第 6 号に規定するものをいいます。）</p>
(略)	
(95) 削除	削除
(96) 削除	削除
(97) 削除	削除
(略)	
(100) 付加的機能識別番号 中継接続	番号規則別表第 2 号及び第 11 号にて定められた付加的な機能を識別する番号を直接協定事業者網から受けた際に、加入者交換機機能メニュー接続機能を利用することなく、他の直接協定事業者網に当社網が中継する接続
(略)	
(112) 付加的機能識別番号接 続	番号規則別表第 2 号及び第 11 号にて定められた付加的な機能を識別する番号を用いて当社網から直接協定事業者網または、直接協定事業者網から当社網に接続する形態

(略)

第 2 条 (略)

標準的な接続箇所	技術的条件
(略)	(略)
(5) - 2 削除	削除

(略)

(略)

(相互接続呼の接続条件)

第3条 (略)

(略)

3 当社網が提供する接続条件の中で本則第61条(接続の中止)の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 11.7 及び技術的条件集別表 22のとおりとします。

(略)

第2節 形態1-2

(略)

(接続方式)

第9条 分類1による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

(略)

2 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号は当社が指定するものを使用することとします。

(略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

(略)

4 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)

(略)

(略)

(相互接続呼の接続条件)

第3条 (略)

(略)

3 当社網が提供する接続条件の中で本則第61条(接続の中止)の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 22のとおりとします。

(略)

第2節 形態1-2

(略)

(接続方式)

第9条 分類1による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

(略)

2 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号は当社が指定するものを使用することとします。

(略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

(略)

4 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

号)を準用することとします。

(略)

5 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

(略)

6 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

第7節 形態3 - 2

(略)

第27条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するた

(略)

5 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

(略)

6 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

第7節 形態3 - 2

(略)

第27条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知すること

めの電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

第8節 形態3 - 3

(略)

第32条 分類1から分類8及び加入者交換機機能メニュー接続機能への接続番号による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表15又は技術的条件集別表15.1に示すとおりとします。

2 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

第11節 形態4 - 3

(略)

第50条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

3 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)

を要します。

(略)

第8節 形態3 - 3

(略)

第32条 分類1から分類8及び加入者交換機機能メニュー接続機能への接続番号による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表15又は技術的条件集別表15.1に示すとおりとします。

2 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

第11節 形態4 - 3

(略)

第50条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

3 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協

を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

第14節 形態4 - 6

(略)

4 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

7 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第32条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する電気通信番号は次のとおりとします。

また、試験番号については本項(3)に規定します。

(略)

イ 移転先事業者となる間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網で使用する、移転先事業者網へのルーチング情報を示す電気通信番号(以下、ネットワークルーチング番号といたします。)は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

(略)

定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

第14節 形態4 - 6

(略)

4 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

7 フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第32条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する電気通信番号は次のとおりとします。

また、試験番号については本項(3)に規定します。

(略)

イ 移転先事業者となる間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網で使用する、移転先事業者網へのルーチング情報を示す電気通信番号(以下、ネットワークルーチング番号といたします。)は番号規則を準用することとします。

(略)

8 加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は直接協定事業者網から当社網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

9 電報接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。

(略)

10 付加的機能識別番号中継接続の方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。

(略)

11 付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。

(略)

第16節 形態5
(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
LD-XC形回線接続装置 (LD-XC)	技術的条件集別表 11.1 に示すとおりとします。

8 加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は直接協定事業者網から当社網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

9 電報接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

(略)

10 付加的機能識別番号中継接続の方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

(略)

11 付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

(略)

第16節 形態5
(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
削除	削除

H D形専用回線ノード装置 (C N E)	技術的条件集別表 11.2 に示すとおりとします。
A T M形加入者線終端装置 (A T M - S L T)	技術的条件集別表 11.4 に示すとおりとします。
L D - S L T形アダプタユニット (L D - A D P)	技術的条件集別表 11.5 に示すとおりとします。
A T M形専用回線ノード装置 (M o d e l - A / B)	技術的条件集別表 11.6 に示すとおりとします
I - S M D - B形遠隔加入者線多重伝送装置 (R T - M U X)	技術的条件集別表 11.7 に示すとおりとします
D S M - L形専用サービスノード装置 (D S M - L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします

第 16 節の 2 形態 5 - 2
(略)

(インタフェース仕様)

第 79 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 11.2、11.4、11.5、11.6 又は 11.9 のいずれか 1 つ及び技術的条件集別表 26 の 1、2、3、3、4 及び 5 のとおりとします。ただし、技術的条件集別表 11.4、11.6 を適用した場合、A T Mレイヤの O A M機能において、ユーザが使用する V Cの O A M機能 (F 5 フロー) については全て透過とします。

(略)

第 18 節 形態 6 - 2

(略)

第 85 条 ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号) を準用することとし、その構成は次のとおりとします。

削除	削除
A T M形加入者線終端装置 (A T M - S L T)	技術的条件集別表 11.4 に示すとおりとします。
削除	削除
A T M形専用回線ノード装置 (M o d e l - A / B)	技術的条件集別表 11.6 に示すとおりとします
削除	削除
D S M - L形専用サービスノード装置 (D S M - L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします

第 16 節の 2 形態 5 - 2
(略)

(インタフェース仕様)

第 79 条の 3 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 11.4、11.6 又は 11.9 のいずれか 1 つ及び技術的条件集別表 26 の 1、2、3、3、4 及び 5 のとおりとします。ただし、技術的条件集別表 11.4、11.6 を適用した場合、A T Mレイヤの O A M機能において、ユーザが使用する V Cの O A M機能 (F 5 フロー) については全て透過とします。

(略)

第 18 節 形態 6 - 2

(略)

第 85 条 ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。

(略)

2 テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとし、その構成は次のとおりとします。

(略)

8 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能[メンバーズネットサービス](以下、「メンバーズネット」といいます。)に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

(略)

12 電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとし、その構成は次のとおりとします。

(略)

13 フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。

(略)

(略)

2 テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。

(略)

8 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能[メンバーズネットサービス](以下、「メンバーズネット」といいます。)に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

(略)

12 電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。

(略)

13 フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は番号規則を準用することとします。

(略)

第 18 節の 2 形態 6 - 3

(略)

第 88 条の 3 NTT - CS 2 . 1 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網の SCP へ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号)を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

(略)

- (3) 直接協定事業者網の SCP から当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項 (7) に規定します。

(略)

2 NTT - CS 2 . 2 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網の SCP へ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号)を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

第 18 節の 2 形態 6 - 3

(略)

第 88 条の 3 NTT - CS 2 . 1 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網の SCP へ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

(略)

- (3) 直接協定事業者網の SCP から当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項 (7) に規定します。

(略)

2 NTT - CS 2 . 2 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網の SCP へ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

(略)

(3) 直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

3 NTT-CS2.3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のSCPへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

(略)

(3) 直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項(8)に規定します。

第26節 形態14

(略)
(インタフェース仕様)

第111条 当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用するIP毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表26の2の下位層(レイヤ1~2)仕様については、2.1.1、2.1.2、2.1.3、2.1.4又は2.1.5のいずれか1つを適用することとします。

インタフェース種別	利用するIP	インタフェース仕様
10GBASE-LRインタ	IPv4	技術的条件集別表 26.2 に示すとおりとし

(略)

(3) 直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

(略)

3 NTT-CS2.3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のSCPへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

(略)

(3) 直接協定事業者網のSCPから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。ただし、試験番号については本項(8)に規定します。

第26節 形態14

(略)
(インタフェース仕様)

第111条 当社網と直接協定事業者網間で使用する、インタフェース種別と利用するIP毎のインタフェース仕様は次のとおりとします。ただし、技術的条件集別表26の2の下位層(レイヤ1~2)仕様については、2.1.1、2.1.3、2.1.4又は2.1.5のいずれか1つを適用することとします。

インタフェース種別	利用するIP	インタフェース仕様
10GBASE-LRインタ	IPv4	技術的条件集別表 26.2 に示すとおりとし

フェース		ます。
	I P v 6	技術的条件集別表 26.4 に示すとおりとします。
	I P v 4 / I P v 6	技術的条件集別表 26.2 および 26.4 に示すとおりとします。
1000BASE-LXインタフェース	I P v 4	技術的条件集別表 26 に示すとおりとします。
	I P v 6	技術的条件集別表 26.3 に示すとおりとします。
	I P v 4 / I P v 6	技術的条件集別表 26 および 26.3 に示すとおりとします。
1000BASE-SXインタフェース	I P v 4	技術的条件集別表 26 に示すとおりとします。
100BASE-Xインタフェース		
<u>ATMインタフェース</u>		
専用線二次群速度ユーザ・網インタフェース		
専用線一次群速度ユーザ・網インタフェース		

(略)

第 28 節 形態 1 6

(網構成)

第 116 条 当社のセルリレーと直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第 117 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 32 のとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 118 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

フェース		ます。
	I P v 6	技術的条件集別表 26.4 に示すとおりとします。
	I P v 4 / I P v 6	技術的条件集別表 26.2 および 26.4 に示すとおりとします。
1000BASE-LXインタフェース	I P v 4	技術的条件集別表 26 に示すとおりとします。
	I P v 6	技術的条件集別表 26.3 に示すとおりとします。
	I P v 4 / I P v 6	技術的条件集別表 26 および 26.3 に示すとおりとします。
1000BASE-SXインタフェース	I P v 4	技術的条件集別表 26 に示すとおりとします。
100BASE-Xインタフェース		
<u>(削除)</u>		
専用線二次群速度ユーザ・網インタフェース		
専用線一次群速度ユーザ・網インタフェース		

(略)

第 28 節 形態 1 6 削除

技術的条件集別表 1

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

インタフェース種別 接続番号	収容局ルータ 接続インタフェース	中継局セルレ- 接続インタフェース	IP通信網一般 中継局ルータ接 続インタフェース	IP通信網特別 中継局ルータ 接続インタフェース	中継局イーサネット 接続インタフェース
	形態 15 (IP 通信網収容局 ルータ接続イ ンタフェー ス)	形態 16	形態 17	形態 18	形態 19
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(分類によら ない)	(分類によら ない)	-	(分類によら ない)	(分類によら ない)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号			-		
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号			出入		
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番 号			-		
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号			-		
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号			-		
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号			-		
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号			-		
分類 9 (050C ~ K) I P 電話番号			-		

(略)

技術的条件集別表 1

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

インタフェース種別 接続番号	収容局ルータ 接続インタフェース	(削除)	IP通信網一般 中継局ルータ接 続インタフェース	IP通信網特別 中継局ルータ接 続インタフェース	中継局イーサネット 接続インタフェース
	形態 15 (IP 通信網収容局 ルータ接続イ ンタフェー ス)	(削除)	形態 17	形態 18	形態 19
分類 1 (00XY ~) 設置中継系番号	(分類によら ない)	(削除)	-	(分類によら ない)	(分類によら ない)
分類 2 (00XY ~) 国際系番号			-		
分類 3 (0A ~ J) 端末系番号			出入		
分類 4 (0A0-CDE ~) 携帯・自動車電話系番 号			-		
分類 5 (0A0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号			-		
分類 6 (0A0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号			-		
分類 7 (0A0-CDE ~) 無線呼出し系番号			-		
分類 8 (0091 ~) 非設置中継系番号			-		
分類 9 (050C ~ K) I P 電話番号			-		

(略)

技術的条件集別表 11.1

[参照した規格一覧]

- ・ T T C 標準 J T - G 7 0 4 第 3 版 (2 0 0 2 . 5 . 3 0) 1 次群及び 2 次群デジタルハイアラキーインタフェースにおける同期フレーム構成
- ・ T T C 標準 J T - G 7 0 7 第 5 版 (2 0 0 1 . 4 . 1 9) 同期デジタルハイアラキービットレート
- ・ T T C 標準 J T - G 7 8 3 第 3 版 (2 0 0 1 . 4 . 1 9) S D H 多重変換装置の警報系・切替系の動作

【用語・略語】

本技術的条件集別表中に使用する用語・略語とその定義は、T T C 標準 J T - G 7 0 7、7 8 3 に準拠する。
なお、本技術的条件集別表中で用いている「前方保護 n 段」「後方保護 m 段」については以下の通りである。
前方保護 n 段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、n 回連続不一致を検出したとき、フレーム同期復帰過程に移ること、後方保護 m 段とは、フレーム同期復帰過程においてフレーム同期パターン照合結果、m 回連続一致を検出したとき、フレーム同期状態に移ることをいう。

本別表中の記述において使用する「送信」「受信」の定義は以下のとおりである。

- ・ 「送信」：当社網から直接協定事業者網へ流れる信号の方向のことをいう。
- ・ 「受信」：直接協定事業者網から当社網へ流れる信号の方向のことをいう。

1 インタフェース規定点

本インタフェース条件を規定するポイントは図 1 . 1 のとおりである。

(略)
図 1 . 1 インタフェース規定点

2 物理的条件

インタフェース規定点が規定点 A の場合に適用する物理的条件は、技術的条件集別表 6 又は技術的条件集別表 6 . 1 のとおりである。

インタフェース規定点が規定点 B の場合に適用する物理的条件は、技術的条件集別表 6 . 2 のとおりである。

3 論理的条件

3 . 1 フレーム構成

- (1) 1.5M インタフェースフレーム構成 (P C M M U X モード) を図 3 . 1 . 1 に示す。
- (2) 1.5M インタフェースフレーム構成 (L D モード) を図 3 . 1 . 2 に示す。
- (3) 6.3M インタフェースフレーム構成 (P C M M U X モード) を図 3 . 1 . 3 に示す。
- (4) 6.3M インタフェースフレーム構成 (L D モード) を図 3 . 1 . 4 に示す。
- (5) 50M インタフェースフレーム構成を図 3 . 1 . 5 に示す。
- (6) V C - 3 フレーム構成を図 3 . 1 . 6 に示す。
- (7) T U G - 2 フレーム構成を図 3 . 1 . 7 に示す。
- (8) V C 1 1 バイト同期モードを図 3 . 1 . 8 に示す。
- (9) S T フレーム構成を図 3 . 1 . 9、図 3 . 1 . 1 0 に示す。
- (10) V C 1 1 バイト同期モードにおける H G の配置を図 3 . 1 . 1 1 に示す。

技術的条件集別表 11.1 削除

3.2 フレーム同期方式

本装置のフレーム同期方式を表3.2.1に示す。

表3.2.1 フレーム同期方式
(略)

3.3 警報

(1) 警報発出解除条件

本インタフェースにおける警報発出解除条件を表3.3.1、表3.3.2、表3.3.3、表3.3.4、表3.3.5、表3.3.6、表3.3.7に示す。

(2) 警報転送

本インタフェースにおける警報転送機能を図3.3.1、図3.3.2、図3.3.3に示す。

(略)

図3.1.1 1.5Mインタフェースフレーム構成(PCMMUXモード)

(略)

図3.1.2 1.5Mインタフェースフレーム構成(LDモード)

(略)

図3.1.3 6.3Mインタフェースフレーム構成(PCMMUXモード)

(略)

図3.1.4 6.3Mインタフェースフレーム構成(LDモード)

(略)

図3.1.5 50Mインタフェースフレーム構成

(略)

図3.1.6 VC-3フレーム構成

(略)

図3.1.7 TUG-2フレーム構成

(略)

図3.1.8 VC-11バイト同期モード

(略)

図3.1.9 STフレームの構成(LDモード時)

(略)

図 3.1.10 STフレームの構成 (PCMMUXモード時)

(略)

図 3.1.11 VC-11バイト同期モードにおけるHGの配置

表 3.3.1 1.5Mインタフェース伝送路警報

(略)

表 3.3.2 6.3Mインタフェース伝送路警報

(略)

表 3.3.3 6.3Mインタフェース回線警報

(略)

表 3.3.4 STM-0信号 警報発出解除条件

(略)

表 3.3.5 VC-3 警報発出解除条件

(略)

表 3.3.6 VC-11 警報発出解除条件

(略)

表 3.3.7 基本パス 警報発出解除条件

(略)

(略)

図 3.3.1 1.5M伝送路インタフェースの警報転送機能

(略)

図 3.3.2 6.3M伝送路インタフェースの警報転送機能 (1)

(略)

図 3.3.2 6.3M伝送路インタフェースの警報転送機能 (2)

(略)

図 3.3.3 50M伝送路インタフェースの警報転送機能

技術的条件集別表 11.2

[準拠した規格一覧]

- ・ T T C 標準 J T - G 7 0 4 第 2 版 (1989.4.28) 1 次群及び 2 次群デジタルハイアラキーインタフェースにおける同期フレーム構成
- ・ T T C 標準 J T - G 7 0 3 - a 第 4 版 (1997.4.23) 専用線二次群速度ユーザ・網インタフェースレイヤ 1 仕様
- ・ T T C 標準 J T - I 2 1 0 第 2 版 (1989.4.28) I S D N の提供するテレコミュニケーションサービスの原

則と記述法

- ・ T T C 標準 J T - I 2 3 0 第 2 版 (1989.4.28) ベアラサービスの定義
- ・ T T C 標準 J T - I 4 1 1 - a 第 2 版 (1990.11.28) 専用ユーザ・網インタフェース規定点及びインタフェース構造
- ・ T T C 標準 J T - I 4 3 0 - a 第 4 版 (1996.11.27) 専用線基本ユーザ・網インタフェースレイヤ 1 仕様
- ・ T T C 標準 J T - I 4 3 1 - a 第 5 版 (1997.4.23) 専用線一次群速度ユーザ・網インタフェースレイヤ 1 仕様

1. 品目

本接続条件を適用するベアラサービスは、高速デジタル伝送サービスと称し、その品目は第 1 表のとおりである。

第 1 表

項番	品目	情報転送速度
1	64kb/s	64kb/s
2	128kb/s	128kb/s
3	192kb/s	192kb/s
4	256kb/s	256kb/s
5	384kb/s	384kb/s
6	512kb/s	512kb/s
7	768kb/s	768kb/s
8	1Mb/s	1152kb/s
9	1.5Mb/s	1536kb/s
10	3Mb/s	3072kb/s
11	4.5Mb/s	4608kb/s
12	6Mb/s	6144kb/s

2 説明事項

2.1 サービス属性

各品目におけるベアラサービスの情報転送属性の値は、J T - I 2 1 0 の記述方法に従い、第 2 表のとおりである。

第 2 表 サービスの属性

項番	情報転送属性	値
1	情報転送モード	回線

技術的条件集別表 11.2 削除

2	情報転送速度	第 1 表に示す
3	情報転送能力	非制限
4	構造	8 kHz 構造
5	通信の設定	専用
6	対称性	両方向対称
7	通信形態	ポイント・ポイント

2.2 ユーザ・網インタフェース

本サービスは、JT-1411-a 及び、JT-1430-a, JT-1431-a, または JT-G703-a に準拠したユーザ・網インタフェースによりアクセスされるものである。

2.3 用語説明

(1)ベアラサービス

JT-I 2 1 0 及び JT-I 2 3 0 に規定のベアラサービスである。

(2)回線

本条件に相互接続を規定するサービスは、回線モードベアラサービスカテゴリ (JT-I 2 3 0) に分類できるので、これを回線と称する。

(3)その他

特に指定のない限り、本条件にて用いる用語、記述法は、JT-I 2 1 0 等の規定による。

3 接続条件

3.1 規定点

本条件の規定するインタフェースの規定点は図 1 のとおりである。

(略)
図 1 インタフェース参照点

3.2 物理的条件

インタフェース規定点が規定点 A の場合に適用する物理的条件は、技術的条件集別表 6 又は技術的条件集別表 6.1 のとおりである。

インタフェース規定点が規定点 B の場合に適用する物理的条件は、技術的条件集別表 6.2 のとおりである。

3.3 論理的条件

3.3.1 フレーム構成

3.3.1.1 デジタル 2 次群

デジタル 2 次群中の基本フレーム構成は、JT-G 7 0 4 の「6312kbit/s インタフェースにおける基本フ

レーム構成」のとおりである。(図2)

3.3.1.2 1.5Mパス

1.5Mパスのフレーム構成は図3のとおりである。詳細は以下に示す。

(1)1.5Mパスの多重化

デジタル2次群中には、1.5Mパス4個(#1~#4)が多重化される。

1.5Mパスに含まれるビット数は196であり、フレーム繰り返し速度は8kHzである。

1.5Mパス#1のフレーム中ビット番号jの信号は、デジタル2次群基本フレーム中のビット番号kに割り当てられる。このとき、i, j, kの関係を以下に示す。

$$k = 32(B - 1) + 8(i - 1) + b \quad \text{ただし} \quad \begin{matrix} B : \text{TS番号} (1 \sim B \sim 24) \\ b : \text{ビット番号} (1 \sim b \sim 8) \end{matrix}$$

$$j = 8(B - 1) + b$$

$$k = 768 + 4(b - 1) + i$$

$$j = 192 + b \quad \text{ただし} \quad b : \text{ビット番号} (1 \sim b \sim 4)$$

(2)1.5Mパスフレーム構成

1.5Mパス中には24個のTSと、4個のOHビット(S1~S4)から構成される。

1.5Mパスフレーム中のビット番号jと、TS番号Bとの関係は以下のとおり。

$$j = 8(B - 1) + b \quad \text{ただし} \quad \begin{matrix} B : \text{TS番号} (1 \sim B \sim 24) \\ b : \text{ビット番号} (1 \sim b \sim 8) \end{matrix}$$

$$j = 8(B - 1) + b$$

(略)

図2 デジタル2次群のフレーム構成

(略)

図3 1.5Mパスのフレーム構成

(3)STSTフレーム構成

4個のOHは各々STフレームを構成し、TS対応のOH信号等を多重化する。

STフレームに含まれるビット数は64であり、繰り返し周波数は125kHzである。

STフレーム中ビット番号1, 9, 17, 25, 33, 41, 49, 57はFSビットと呼び、フレーム周期に使用される。

FSビットの割り当ては、第3表のとおりである。

4個のOHの構成するSTフレームは全て同期している。即ち、各OHビットが構成するSTフレーム中、同一ビット番号のビットは、同一の1.5Mパスフレーム中に多重化される。

第3表 FSビットの割り当て

フレーム番号	ビット番号							
	1	9	17	25	33	41	49	57
1	1	1	0	1	0	1	1	0
2	1	1	0	0	0	0	0	1

<u>3</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>4</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>5</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>6</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>1</u>

(4)OHの割り当て

S 1ビットのSTフレーム中第8ビットは、1.5Mパスに対応するBAISビットを割り当て、正常時“0”、警報時“1”を送る。

OH種別、対応TS番号、OH番号、及びSTフレーム中ビット番号の関係は以下のとおりである。すなわち、

B : 対応TS番号

x : OHビット番号 (x = 1 (S 1), 2 (S 2), 3 (S 3), 4 (S 4))

y : STフレーム中ビット番号

z : OH種別 z = 1 : AIS (正常時“0”, 警報時“1”)

z = 2 : BAIS (正常時“0”, 警報時“1”)

z = 3 : PTY (正常時奇パリティ, 警報時偶パリティ)

z = 4 : BERR (正常時“0”, 警報時“1”)

z = 5 ~ 8 : 未使用 (“0”)

とすると、

$$B = 6(x - 1) + s \quad (1 \leq s \leq 6)$$

$$y = 8(z - 1) + s + 1$$

TS毎パリティの計算範囲は、1.5Mパスフレーム64フレームであり、この中に収容されているOHビットが、STフレーム1フレーム(ビット番号1~64)を構成する。TS毎パリティ計算範囲、計512ビットのパリティが、次のSTフレーム中のTS対応PTYビットに割り当てられる。

未使用ビットの処理は第4表のとおりである。

第4表 未使用ビットの処理

フレーム番号	ビット番号			
	S 1	S 2	S 3	S 4
<u>8</u>	のとおり	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>16</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>24</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>32</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>40</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>48</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>56</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>

64	1	1	1	1
----	---	---	---	---

3.3.2 フレーム同期

各フレームのフレーム同期は以下のとおりとする。

(1) デジタル2次群 4マルチフレーム
 同期方式；9ビットパルス検出1ビット即時シフト
 前方保護；7段
 後方保護；3段

(2) STフレーム 64マルチフレーム
 同期方式；7ビットパルス検出1ビット即時シフト（S1ビットのみ）
 前方保護；4段
 後方保護；2段

3.3.3 回線の割り当て

各品目の回線はC11P/C21Pを介してデジタル2次群に割り当てられる。本節では、その割り当て方法について述べる。

3.3.3.1 C11P/C21P

デジタル2次群には最大4個のC11Pを多重化、または最大1個のC21Pを多重化することができる。ここで、C11P及びC21Pとは、以下に示すとおりである。

(1) C11P

C11Pは、1個の1.5Mバスから構成される。

C11Pのフレーム構成、STフレーム構成、OHの割り当ては、1.5Mバスと同一である。

(2) C21P

C21Pは、4個の1.5Mバスから構成される。

C21P中のTS番号B(2)、1.5Mバス内のTS番号B(1)、及び1.5Mバス番号iの関係は以下のとおりである。

$$B(2) = 4(B(1) - 1) + i$$

またC21のTS中ビット番号と、1.5MバスのTS中ビット番号とは同一である。

4個の1.5MバスのSTフレームは同期している。即ち、各1.5MバスのSTフレームにおいて、同一ビット番号のビットは、同一のデジタル2次群フレーム中に多重化される。

TSと、TSに対応するOHとの関係は1.5Mバスにおける対応関係による。

3.3.3.2 回線

各品目の回線は、C11PまたはC21Pに収容される。その詳細を以下に示す。

各品目の回線は、C 1 1 PまたはC 2 1 P中に、適当なT Sを先頭として、連続するT Sに割り当てられる。

割り当てに際しては、8 kHzの構造、及びビット番号を保存する。

各品目の割り当てに際して、先頭T Sとして割り当て可能なT S及び連続するT S数は第5表のとおりである。

1個のC 1 1 PまたはC 2 1 P中に複数の回線を割り当てることは、T Sが重ならない限り可能である。

第5表 回線の割り当て

項番	品目	割り当て可能な先頭T S		連続する
		C 1 1 P	C 2 1 P	T S数
1	64Kb/s	1~24	1~96	1
2	128Kb/s	1~23	1~95	2
3	192Kb/s	1~22	1~94	3
4	256Kb/s	1~21	1~93	4
5	384Kb/s	1~19	1~91	6
6	512Kb/s	1~17	1~89	8
7	768Kb/s	1~13	1~85	12
8	1Mb/s	1~7	1~79	18
9	1.5Mb/s	1	1~73	24
10	3Mb/s		1~49	48
11	4.5Mb/s	割り当て不可	1~25	72
12	6Mb/s		1	96

3.3.4 警報

相互接続点を跨る警報についての考え方は以下のとおりである。

デジタル2次群、1.5Mパス、及びT S単位に、相互接続点を介して、警報の授受を行う。

レイヤの上下関係は、上から、デジタル2次群、1.5Mパス、T Sとする。

デジタル2次群の区間に相互接続点がある時は、相互接続点の数は1点に限定される。1.5Mパス及びT Sについては、複数の相互接続点がある場合がある。

デジタル2次群の区間の両端を、デジタル2次群の終端点と称する。同様に、1.5Mパスの終端点、T Sの終端点が定義される。

~により、単数または複数の相互接続点を介して、各レイヤの終端点が対向することとなるが、本節における警報の規定は、各終端点における動作の規定である。

終端点を有さず、通過するレイヤについては、信号をそのまま伝達する。

各終端点においては、警報の検出を行い、それを監視するとともに、対向終端点、及び下位レイヤに警報の転送を行う。本節では、相互接続点を介する警報の転送を規定するための警報検出条件、及び警報転送条件を規定する。検出した警報の監視方法の規定は含まない。

3.3.4.1 警報検出機能

相互接続に関する警報は、各警報対象の終端点で、第6表に従い検出/解除する。

第6表 警報検出条件

警報対象	警報種類	検出条件	解除条件
デジタル 2次群	AIS	入力信号4フレーム中 “0”が2個以下	入力信号4フレーム中 “0”が3個以上
	REC	AIS非検出の状態 で入力信号断時 または フレーム同期はずれ (フレームパターン不一致を 7回連続検出)	AIS検出 または フレーム同期確立 (フレームパターン一致を 3回連続検出)
	SEND	SEND = “1” が8回連続	SEND = “0” が3回連続
	ERR MON	CRC符号誤り検出を1回	CRC符号誤り未検出
	誤り率 劣化	入力パルス列の誤り率が 10^{-4} 以上	入力パルス列の誤り率が 10^{-6} 以下
	1.5Mパス	AIS	S1のビット列中 “1”が168回連続
BAIS		BAIS = “1” が5回連続	BAIS = “0” が5回連続
REC		AIS非検出の状態 でフレーム同期はずれ(S1 中のFsビットのフレーム パターン不一致を4回連続 検出)	AIS検出 または フレーム同期確立(S1中の Fsビットのフレームパタン 一致を 2回連続検出)
TS	AIS	AIS = “1” が5回連続	AIS = “0” が5回連続
	BAIS	BAIS = “1” が5回連続	BAIS = “0” が5回連続
	ERR	偶パリティを1回検出	奇パリティを1回検出
	BERR	BERR = “1” を1回検出	BERR = “0” を1回検出

3.3.4.2 警報転送機能

各レイヤの終端点における警報転送機能は、図4のとおりである。
ただし、警報検出機能は、3.3.4.1節による。警報転送時のビット出力条件は、3.3.3節による。

(略)
図4 警報転送機能

3.3.4.3 警報通知機能

送出信号において相互接続点より網内で信号断を検出した場合は、相互接続点を介し相手側終端点で図5に示すように、REC又はAIS検出できる信号を通知することとする。網内に終端点を有さない場合も同様である。ただし、相互接続点から各終端点までの接続構成は、図4のとおりであることを前提とする。
また、信号断時には関係する主信号は全て“1”にして送信することとする。

(略)
図5 警報通知機能

3.3.5 試験

主信号に関する対向試験には、基本的には下記に示す生成多項式により発生される疑似ランダムパターンを用いる。

生成多項式： $X^{11}+X^2+1$

技術的条件集別表 11.5

本インタフェース条件は、以下のとおりに規定する。

[参照した規格一覧]

- ・ T T C 標準 J T - G 7 0 4 第 3 版 (2002.5.30) 1 次群及び 2 次群デジタルハイアラキーインタフェースにおける同期フレーム構成
 - ・ T T C 標準 J T - G 7 0 7 第 5 版 (2001.4.19) 同期デジタルハイアラキービットレート
- 本別表中の記述において使用する「送信」「受信」の定義は以下のとおりである。
- ・ 「送信」：当社網から直接協定事業者網へ流れる信号の方向のことをいう。
 - ・ 「受信」：直接協定事業者網から当社網へ流れる信号の方向のことをいう。

1 フレーム構成

- (1) 6.3Mインタフェースフレーム構成を図1.1に示す。
- (2) 50Mインタフェースフレーム構成を図1.2に示す。
- (3) VC-3フレーム構成を図1.3に示す。
- (4) TUG-2フレーム構成を図1.4に示す。
- (5) VC11フレーム構成を図1.5に示す。

2 フレーム同期方式

本装置のフレーム同期方式を表1に示す。

表1 フレーム同期方式

項目	フレーム同期パターン	パターン探索法・パターン照合法	フレーム同期保護 (注1)(注2)
1.5M信号 旧	FP: "001011"	・1ビット即時シフト方式	・リセット方式

技術的条件集別表 11.5 削除

	24MF		・FP,FPの12ビット同時照合方式	・前方4段 ・後方2段
6.3M信号	F1: "1100" F2: "10100"		・1ビット即時シフト方式 ・F1,F2の9ビット同時照合方式	・リセット方式 ・前方7段 ・後方3段
50M信号	A1: "11110110" A2: "00101000"		・1ビット即時シフト方式(注3) ・A1,A2の16ビット同時照合方式	・リセット方式 ・前方5段 ・後方2段

(注1) 前方n段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、n回連続不一致を検出したとき、フレーム同期復帰過程に移ることをいう。

(注2) 後方m段とは、フレーム同期復帰過程においてフレーム同期パターン照合結果、m回連続一致を検出したとき、フレーム同期状態に移ることをいう。

(注3) または、1ビット即時シフト方式と同等なフレーム同期復帰特性を有するフレーム同期方式とする。

3. 警報

(1) 警報発出解除条件

本インタフェースにおける警報発出解除条件を表2に示す。

(2) 警報転送

本インタフェースにおける警報転送機能を図2.1, 図2.2に示す。

(略)

図1.1 6.3Mインタフェースフレーム構成

(略)

図1.2 50Mインタフェースフレーム構成

(略)

図1.3 VC-3フレーム構成

(略)

図1.4 TUG-2フレーム構成

(略)

図1.5 VC-11フレーム構成

表2 警報発出解除条件

(略)

(略)

図2.1 6.3M伝送路インターフェースの警報転送機能

(略)

図2.2 50M伝送路インターフェースの警報転送機能

技術的条件集別表 11.7

[準拠した規格一覧]

・ T T C 標準 JT-G703 第 2 版 (1989.4.28)

デジタルハイアラキインタフェースの物理 / 電氣的特性

・ T T C 標準 JT-G704 第 2 版 (1989.4.28)

1 次群及び 2 次群デジタルハイアラキインタフェースにおける同期フレーム構成

1 . インタフェース規定点

本インタフェース条件を規定するポイントは図 1 のとおりである。

2 . 物理的条件

2 . 1 ケーブル

2.1.1 1 . 5 M 電氣信号

0 . 2 6 mm 1 2 対 A C バスケーブルを使用する。

2.1.2 6 . 3 M 電氣信号

3 C - 2 T 同軸線を使用する。

2 . 2 コネクタ

2.2.1 6 . 3 M 電氣信号

C - H 3 T 形 A プラグ (デジタルシステム実装架用同軸プラグ) を使用する。

3 . 電氣的条件

3 . 1 1 . 5 M 電氣信号

1 5 4 4 k b i t / s インタフェースの電氣的条件は表 1 のとおりである。

3 . 2 6 . 3 M 電氣信号

6 3 1 2 k b i t / s インタフェースの電氣的条件は表 2 のとおりである。

4 . 論理的条件

4 . 1 フレーム構成

4.1.1 デジタル 1 次群伝送路フレーム構成

技術的条件集別表 11.7 削除

デジタル1次群伝送路フレーム構成は図3のとおりである。

4.1.2 デジタル2次群伝送路フレーム構成

デジタル2次群伝送路フレーム構成は図4のとおりである。

4.2 フレーム同期

デジタル1次群メインフレーム及びデジタル2次群メインフレームのフレーム同期方式は表3のとおりである。

4.3 警報インタフェース条件

4.3.1 警報発出解除条件

本インタフェースにおける警報発出解除条件は表4のとおりである。

4.3.2 警報転送

本インタフェースにおける警報検出転送機能を図5に示す。

(略)

図1 インタフェース規定点

表1 1544 kbit/sインタフェースの電気的條件

項目	規格
伝送速度	1544 kbit/s
信号形式	B8ZS符号
出力信号	パルス振幅 $3.15V_0 - p \pm 0.38V$ 以内 パルス幅 $324ns \pm 39ns$ 以内
入力レベル	$2.15 \sim 3.53V_0 - p / 110$

表2 6312 kbit/sインタフェースの電気的條件

項目	規格
伝送速度	6312 kbit/s
信号形式	B8ZS符号
出力信号	パルスマスク参照(図2)
入力レベル	$1.01 \sim 2.20V_0 - p / 110$

(略)

図2 6312kbit/sパイポーラパルスマスク

(略)

図3 デジタル1次群転送路のフレーム構成(分散配置新フレーム)

(略)

図4 デジタル2次群転送路のフレーム構成(分散配置新フレーム)

表3 フレーム同期方式

同期フレーム種別	保護段数		フレーム同期方式・同期パターン
	前方	後方	
1次群メインフレーム	4段	2段	パターン検出1ビットシフト方式 2.4マルチフレームパターン
2次群メインフレーム	7段	3段	パターン検出1ビットシフト方式 「1100」「10100」の交番パターン

表4 警報発出解除条件

[デジタル1次群インタフェース]

警報種別		発出条件	解除条件	記事
入力断またはフレーム同期外れ	REC	入力信号断 不一致パルスが4回連続した 場合	入力信号回復 一致パルスが2回連続した 場合	
誤り劣化率	MAJ ERR	1次群入力パルス列の誤り 率が 10^{-4} 以上で発出する	1次群入力パルス列の誤り 率が 10^{-6} 以下で解除する	
AIS警報	AIS	入力1次群信号2.4フレーム 中、“0”が1個以下であ るパターンを周期的に挿入 した場合AIS信号受信と 判断する	AIS受信後、“0”が2個 以上となった場合に解除と 判断する	
対局警報	SEND	[旧2.4MF] データリンク60ビット中 “0”を1個以下受信 [新2.4MF] データリンクビット “1111111100000000”パター ンを連続16回受信	[旧2.4MF] データリンク60ビット中 “0”を4個以上受信 [新2.4MF] データリンクビット “1111111100000000”パター ン以外を連続4回受信	

[デジタル2次群インタフェース]

警報種別		発出条件	解除条件	記事
入力断またはフレーム同期外れ	REC	入力信号断 不一致パルスが7回連続し た場合	入力信号回復 一致パルスが3回連続した 場合	注
誤り劣化率	MAJ ERR	2次群入力パルス列の誤り 率が 10^{-4} 以上で発出する	2次群入力パルス列の誤り 率が 10^{-6} 以下で解除する	

A I S警報	A I S	入力2次群信号4フレーム中、“0”が2個以下であるパターンを周期的に挿入した場合A I S信号受信と判断する	A I S受信後、“0”が3個以上となった場合に解除と判断する
対局警報	S E N D	S E N Dビット“1”を連続8回受信	S E N Dビット“0”を連続3回受信

注：フレームパターンが4フレームに1個以上誤っている場合を不一致パルス1個、すべて正しい場合を一致パルス1個とする

(略)
図5 警報検出転送機能図

技術的条件集別表 11.9

(略)
1. 各サービス品目と適用される技術的条件参照箇所
(略)

品目	コンテナ	技術的条件参照箇所
(略)		
一般専用線 D A 6 4 D A 1 2 8	C 1 1 A (ビット同期)	伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表6または別表6.1の通りとする。 専用回線ノード装置インタフェース仕様は技術的条件集11.1(PCMMUXモード)の規定を準用する。
D A 1 5 0 0	C 1 1 A (ビット同期)	伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表6または別表6.1の通りとする。 専用回線ノード装置インタフェース仕様は技術的条件集11.5の規定を準用する。 (1544kbit/s基本フレーム構成については、技術的条件集別表11.1のPCMMUXモードを有する。)
(略)		

(略)

技術的条件集別表 26 I P通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (I P v 4 トンネル方式)

[参照規格一覧]
(略)
TTC JT-G957 (S D H多重系光インタフェース条件 第2版 1996.4.24)
TTC JT-G707 (同期デジタルハイアラキのN N I 第4版 1997.4.23)
(略)
TTC JT-1150 (広帯域 I S D N A T M機能特性 第3版 1996.4.24)
TTC JT-1361 (広帯域 I S D N A T Mレイヤ仕様 第3版 1996.4.24)

技術的条件集別表 11.9

(略)
1. 各サービス品目と適用される技術的条件参照箇所
(略)

品目	コンテナ	技術的条件参照箇所
(略)		
一般専用線 D A 6 4 D A 1 2 8	C 1 1 A (ビット同期)	伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表6または別表6.1の通りとする。
D A 1 5 0 0	C 1 1 A (ビット同期)	伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表6または別表6.1の通りとする。
(略)		

(略)

技術的条件集別表 26 I P通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース仕様 (I P v 4 トンネル方式)

[参照規格一覧]
(略)
(略)

TTC JT-1610 (広帯域 I S D N の運用保守原則と機能 第 2 版 1996.4.24)
TTC JT-1371 (広帯域 I S D N におけるトラヒック制御と輻輳制御 第 2 版 1996.11.27)
TTC JT-1356 (広帯域 I S D N の A T M レイヤセル転送性能 第 1 版 1997.11.26)
TTC JT-1363.5 (広帯域 I S D N A T M アダプテーションレイヤ (A A L) タイプ 5 仕様 第 1 版 1997.4.23)

(略)
TTC JT-1432.1(広帯域 I S D N ユーザ・網インタフェース 物理レイヤ仕様 - 一般特性 - 第 1 版 1997.4.23)
TTC JT-1432.2 (広帯域 I S D N ユーザ・網インタフェース 155520kbit/s および 622080kbit/s 物理レイヤ仕様 第 1 版 1997.4.23)

ATM Forum ATM User-Network Interface (UNI) Specification Version 3.1 1994.9

(略)
IETF RFC1483 (Multiprotocol Encapsulation over ATM Adaptation Layer5 1993.7)
(略)

2. 下位層 (レイヤ 1 ~ 2) 仕様

2.1 POI (1) におけるインタフェース条件

(略)

2.1.2 ATM インタフェースにて接続する場合

2.1.2.1 物理層 (レイヤ 1) 仕様

2.1.2.1.1 物理的条件

シングルモード接続時

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

物理媒体レイヤ仕様 TTC JT-1432.1/2 (物理媒体レイヤ仕様) 準拠

マルチモード接続時

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

物理媒体レイヤ仕様 TTC JT-1432.1/2 (物理媒体レイヤ仕様) 準拠

2.1.2.1.2 光学的条件

シングルモード接続時

TTC JT-G957 I-1(SM) 準拠

マルチモード接続時

ATM Forum ATM User-Network Interface (UNI) Specification Version 3.1 (Physical Layer Interface Specification) 準拠

2.1.2.1.3 論理的条件フレーム構成

TTC JT-G707 準拠

2.1.2.1.4 伝送コンバージェンスサブレイヤ条件

TTC JT-1432.1/2 (伝送コンバージェンスサブレイヤ仕様) 準拠

2.1.2.2 ATM レイヤ仕様

2.1.2.2.1 ATM 機能特性

(略)

(略)

(略)

2. 下位層 (レイヤ 1 ~ 2) 仕様

2.1 POI (1) におけるインタフェース条件

(略)

2.1.2 削除

TTC JT-1150 準拠

2.1.2.2.2 ATMレイヤ論理条件

TTC JT-1361 準拠

2.1.2.2.3 ATMレイヤのOAM機能

TTC JT-1610 準拠

2.1.2.2.4 トラヒック制御と輻輳制御

TTC JT-1371 準拠

ただし、5.4.1 ピークセルレート項においてVCCに関する機能は提供しない。

2.1.2.2.5 ATMレイヤセル転送性能

TTC JT-1356 準拠

2.1.2.3 IP over ATM仕様

SNAP、LLC IETF RFC1483 準拠

AAL5 TTC JT-1363.5 準拠

(略)

2.2 POI(2)におけるインタフェース条件

(略)

2.2.2 当社のATM専用サービスにて接続する場合

2.2.2.1 物理層(レイヤ1)およびATMレイヤ仕様

専用サービス契約約款「第1種ATM専用サービス」準拠

2.2.2.2 IP over ATM仕様

SNAP、LLC IETF RFC1483 準拠

AAL5 TTC JT-1363.5 準拠

2.3 POI(3)におけるインタフェース条件

2.3.1 専用回線ノード装置インタフェース(LD-SLT形アダプタユニット)にて接続する場合

2.3.1.1 データリンク層(レイヤ2)仕様

PPP IETF RFC1661 準拠

IPCP IETF RFC1332 準拠

2.3.2 専用回線ノード装置インタフェース(ATM形加入者線終端装置またはATM形専用回線ノード装置)にて接続する場合

2.3.2.1 IP over ATM仕様

SNAP、LLC IETF RFC1483 準拠

AAL5 TTC JT-1363.5 準拠

2.3.3 専用回線ノード装置インタフェース(HD形専用回線ノード装置)にて接続する場合

2.3.3.1 データリンク層(レイヤ2)仕様

PPP IETF RFC1661 準拠

IPCP IETF RFC1332 準拠

(略)

2.2 POI(2)におけるインタフェース条件

(略)

2.2.2 削除

2.3 POI(3)におけるインタフェース条件

2.3.1 削除

2.3.2 削除

2.3.3 削除

(略)

技術的条件集別表 30

(略)

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

(略)

表1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態1-6、形態12又は形態13を適用する。
B	・形態3-3、形態4-6、形態5、形態5-2、形態6-2、形態6-3、形態14、形態15、形態16のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件(JIS C 6835に準拠した光ファイバ)を持つインタフェースとする。

(略)

技術的条件集別表 32

[参照規格一覧]

- ・TTC標準JT-1150(ATM機能特性) 第4版 1999.11.25
- ・TTC標準JT-1356(広域ISDNのATMレイヤセル転送性能) 第2版 2000.11.30
- ・TTC標準JT-1361(ATMレイヤ仕様) 第4版 1999.11.25
- ・TTC標準JT-1371(広域ISDNにおけるトラヒック制御と輻輳制御) 第3版 2001.4.19
- ・TTC標準JT-1371.1(保証フレームレートATM転送能力) 第3版 2001.11.27
- ・TTC標準JT-1432.1(物理レイヤ仕様 一般的特性) 第2版 2000.4.20
- ・TTC標準JT-1432.2(155520kbit/sおよび622080kbit/s物理レイヤ仕様) 第2版 2000.4.20
- ・TTC標準JT-1610(広域ISDNの運用保守原則と機能) 第4版 2000.11.30
- ・TTC標準JT-G707(同期デジタルハイアラキのNN1) 第5版 2001.4.19
- ・TTC標準JT-G783(SDH多重変換装置の警報系・切替系の動作) 第3版 2001.4.19
- ・TTC標準JT-G957(SDH多重系光インタフェース条件) 第3版 2001.4.19
- ・ITU-T勧告G.652(光ファイバケーブル仕様) 2000.10
- ・JIS規格 JIS C6835(SM形光ファイバケーブル) 1999.7.20
- ・JIS規格 JIS C5973(F04形単心光ファイバコネクタ) 1998.5.20
- ・JIS規格 JIS C5983(F14形単心光ファイバコネクタ) 1997.11.20

1 インタフェース規定点

本インタフェース条件を規定する規定点は、図1.1のとおりとする。物理的条件規定点、光学的条件規定点は図1.2のとおりとする。

(略)

(略)

技術的条件集別表 30

(略)

2. 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

(略)

表1 各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態1-6、形態12又は形態13を適用する。
B	・形態3-3、形態4-6、形態5、形態5-2、形態6-2、形態6-3、形態14、形態15、のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件(JIS C 6835に準拠した光ファイバ)を持つインタフェースとする。

(略)

技術的条件集別表 32 削除

図1.1 規定点

(略)

図1.2 光学的条件/物理的条件規定点

2 物理的条件

2.1 ケーブル

本インタフェースに適用するケーブルは、1.3μm帯の波長を使用する場合はSM型光ファイバケーブルとし、1.5μm帯の波長を使用する場合はDSM型光ファイバケーブルとする。なお、SM型光ファイバケーブルはJIS C6835 SSMA-9.3/125相当の光ファイバ素線を使用し、DSM型光ファイバケーブルはJIS C6835 SSMB-8/125相当の光ファイバ素線を使用する。

2.2 コネクタ

本インタフェースに適用するコネクタはJIS C5973 (F04形単心光ファイバコネクタ)またはJIS C5983 (F14形単心光ファイバコネクタ)とする。

3 光学的条件

本インタフェースの光学的条件は、接続する装置により以下の2つがある。それぞれについて、表3.1及び表3.2に主要諸元を示す。

(1) 光学的条件1

表3.1 主要諸元(1/2)

項目	局内1.31μm標準	局間1.31μm標準	局間1.31μm高出力	局間1.55μm標準
インタフェース速度	155.520Mbit/s			
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号			
発光条件	正論理：論理“1”は発光 論理“0”は非発光			
波長	1.260 ~ 1.360 μm	1.290 ~ 1.330 μm	1.290 ~ 1.330 μm	1.530 ~ 1.570 μm
符号誤り率	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}
タイミングタンクQ値	600 Q 1200	600 Q 1200	600 Q 1200	600 Q 1200
平均送信電力	-17 ~ -11dBm	-3 ~ +3dBm	+1 ~ +7dBm	-3 ~ +3dBm
消光比	8.2dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパターン規定 (図3.2(a)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(a)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(a)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(a)参照)
最大受光電力(平均値)	-8dBm以上	-17dBm以上	-29dBm以上	-17dBm以上
最小受光電力	-23.5dBm以下	-35.5dBm以下	-44.5dBm以下	-35.5dBm以下

(平均値)				
表 3.1 主要諸元(2/2)				
項目	局内1.31 μm標準	局間1.31 μm標準	局間1.31 μm高出力	局間1.55 μm標準
インタフェース速度	622.080Mbit/s			
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号			
発光条件	正論理：論理 "1" は発光 論理 "0" は非発光			
波長	1.261 ~ 1.360 μm	1.290 ~ 1.330 μm	1.290 ~ 1.330 μm	1.530 ~ 1.570 μm
符号誤り率	1×10^{-10}	1×10^{-11}	1×10^{-11}	1×10^{-11}
タイミングタンクQ値	600 Q 1200	600 Q 1200	600 Q 1200	600 Q 1200
平均送信電力	-15 ~ -8dBm	-2 ~ +4dBm	+5 ~ +11dBm	-3 ~ +3dBm
消光比	8.2dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)	マスクパターン規定 (図3.2(b)参照)
最大受光電力 (平均値)	-8dBm以上	-16dBm以上	-25dBm以上	-17dBm以上
最小受光電力 (平均値)	-23dBm以下	-34.5dBm以下	-40.5dBm以下	-35.5dBm以下

(2) 光学的条件2

表3.2 主要諸元(1/2)				
項目	局内1.31 μm標準	局間1.31 μm標準	局間1.31 μm高出力	局間1.55 μm標準
インタフェース速度	155.520Mbit/s			
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号			
発光条件	正論理：論理 "1" は発光 論理 "0" は非発光			
波長	1.260 ~ 1.360 μm	1.260 ~ 1.360 μm	1.280 ~ 1.335 μm	1.290 ~ 1.330 μm
符号誤り率	1×10^{-10}	1×10^{-10}	1×10^{-10}	1×10^{-10}
タイミングタンクQ値			600 Q 1200	
平均送信電力	-17 ~ -11dBm	-15 ~ -8dBm	-5 ~ 0dBm	+1 ~ +7dBm
消光比	8.2dB以上 (図3.1参照)	8.2dB以上 (図3.1参照)	10dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパターン規定 (図3.3参照)	マスクパターン規定 (図3.3参照)	マスクパターン規定 (図3.3参照)	マスクパターン規定 (図3.3参照)
最大受光電力 (平均値)	-8dBm以上	-8dBm以上	-10dBm以上	-29dBm以上
最小受光電力 (平均値)	-23dBm以下	-23dBm以下	-34dBm以下	-41dBm以下

表 3.2 主要諸元(2/2)

項目	局内1.31 μm標準	局間1.31 μm標準	局間1.31 μm高出力	局間1.55 μm標準
インタフェース速度	622.080Mbit/s			
伝送符号	スクランブルド2値NRZ符号			
発光条件	正論理：論理“1”は発光 論理“0”は非発光			
波長	1.261 ~ 1.360 μm	1.280 ~ 1.335 μm	1.290 ~ 1.330 μm	1.523 ~ 1.577 μm
符号誤り率	1×10^{-10}	1×10^{-10}	1×10^{-11}	1×10^{-10}
タイミングタ ンクQ値	—	—	600 Q 1200	—
平均送信電力	-15 ~ -8dBm	-3 ~ +2dBm	+5 ~ +11dBm	-3 ~ +2dBm
消光比	8.2dB以上 (図3.1参照)	10dB以上 (図3.1参照)	13dB以上 (図3.1参照)	10dB以上 (図3.1参照)
光出力波形	マスクパターン規定 (図3.3参照)	マスクパターン規定 (図3.3参照)	マスクパターン規定 (図3.3参照)	マスクパターン規定 (図3.3参照)
最大受光電力 (平均値)	-8dBm以上	-8dBm以上	-25dBm以上	-8dBm以上
最小受光電力 (平均値)	-23dBm以下	-28dBm以下	-37dBm以下	-28dBm以下

(略)

図 3.1 消光比の定義

(略)

図 3.2 マスクパターン規定

(略)

図3.3 マスクパターン規定

4 論理的条件

4.1 フレーム構成

STM-1にマッピングされるパスはVC-4のみであり、STM-4にマッピングされるパスはVC-4-4 cのみである。図4.1にフレーム構成を示す。また、オーバーヘッドの種類には、各STMのセクションオーバーヘッド(SOH)、バスオーバーヘッド(POH)があり、SOHは、中継セクションオーバーヘッド(RSOH)、多重セクションオーバーヘッド(MSOH)及びAUポインタからなる。表4.1にインタフェースオーバーヘッド条件を示す。当社は規定値に従い各オーバーヘッドの値を送受信する。協定事業者は規定値に従ったオーバーヘッド値の送受信が必須となる。

(略)

図4.1 フレーム構成

表4.1(1/2) インタフェース オーバヘッド条件 (STM-1)

オーバーヘッドの種類	機能	規定値
------------	----	-----

R S O H	A1	フレーム同期	11110110 (4.2.2項参照)	
	A2	フレーム同期	00101000 (4.2.2項参照)	
	J0	フレーム識別番号	当社網 協定事業者網：00000001 協定事業者網 当社網：規定しない	
	B1	符号誤り監視	当社網 協定事業者網：BIP-8 協定事業者網 当社網：BIP-8または規定しない (4.2.3項参照)	
	E1	未定義	(*1)	
	F1	中継セクション状態監視	当社網 協定事業者網：00000000または00111111 協定事業者網 当社網：規定しない、または中間 中継装置故障特定	
	D1~D3	未定義	(*1)	
P T R	H1,H2	VC-4先頭位置指示 正負スタッフ指示	TTC標準JT-G707,G783準拠 (4.2.4項参照)	
		P-AIS	H1=H2=11111111	
	H3	負スタッフ用	TTC標準JT-G707,G783準拠	
M S O H	B2	符号誤り監視	当社網 協定事業者網：BIP-24 協定事業者網 当社網：BIP-24 (4.2.3項参照)	
	K1	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)	
	K2(b1~b5)	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)	
	K2(b6~b8)	MS-AIS,MS-RDI	正常：000 MS-AIS：111 MS-RDI：110 (4.2.5項参照)	
	D4~D12	未定義	(*1)	
	S1	同期状態	当社網 協定事業者網：11111111 協定事業者網 当社網：規定しない	
	M1	MS-REI	10000000 ~ 10011000 または 0000 0000 ~ 0001 1000：誤り個数0~24 10011001 ~ 11111111 または 00011001 ~ 01111111：未使用(誤りなしと判定) (4.2.3項 参照)	
E2	未定義	(*1)		
P O H	J1	未定義	(*1)	
	B3	符号誤り監視	当社網 協定事業者網：BIP-8 協定事業者網 当社網：BIP-8 (4.2.3項参照)	
	C2	シグナルラベル	当社網 協定事業者網：00010011 協定事業者網 当社網：規定しない	
	G1	(b1~b4)	P-REI	0000 ~ 1000：誤り個数0~8 1001 ~ 1111：未使用(誤りなしと判定) (4.2.3 項参照)
		(b5)	P-RDI	1：P-RDI、0：正常 (4.2.3項参照)
		(b6~b8)	未使用	当社網 協定事業者網：111 (4.2.3項参照) 協定事業者網 当社網：規定しない
	F2	未定義	(*1)	
	H4	未定義	(*1)	
F3	未定義	(*1)		

K3	未定義	(* 1)
N1	未定義	(* 1)

(* 1) 当社網 協定事業者網 : 規定しない
協定事業者網 当社網 : 規定しない

表4.1(2/2) インタフェース オーバヘッド条件 (STM-4)

オーバヘッドの種類		機能	規定値
R S O H	A1	フレーム同期	11110110 (4.2.2項参照)
	A2	フレーム同期	00101000 (4.2.2項参照)
	J0	フレーム識別番号	当社網 協定事業者網 : 00000001 協定事業者網 当社網 : 規定しない
	Z0	フレーム識別番号	当社網 協定事業者網 : STM識別子 (4.2.6項参照) 協定事業者網 当社網 : 規定しない
	B1	符号誤り監視	当社網 協定事業者網 : BIP-8 協定事業者網 当社網 : BIP-8または規定しない (4.2.3項参照)
	E1	未定義	(* 1)
	F1	中継セクション状態監視	当社網 協定事業者網 : 00000000または00111111 協定事業者網 当社網 : 規定しない、または中間 中継装置故障特定
	D1 ~ D3	未定義	(* 1)
P T R	H1, H2	VC-4先頭位置指示 正負スタップ指示	TTC標準JT-G707, G783準拠 (4.2.4項参照)
		P-AIS	H1=H2=11111111
	H3	負スタップ用	TTC標準JT-G707, G783準拠
M S O H	B2	符号誤り監視	当社網 協定事業者網 : BIP-96 協定事業者網 当社網 : BIP-96 (4.2.3項参照)
	K1	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)
	K2 (b1 ~ b5)	APS	TTC標準JT-G783準拠 (4.2.5項参照)
	K2 (b6 ~ b8)	MS-AIS, MS-RDI	正常 : 000 MS-AIS : 111 MS-RDI : 110 (4.2.5項参照)
	D4 ~ D12	未定義	(* 1)
	S1	同期状態	当社網 協定事業者網 : 11111111 協定事業者網 当社網 : 規定しない
	M1	MS-REI	10000000 ~ 11100000 または 00000000 ~ 01100000 : 誤り個数 0 ~ 96 11100001 ~ 11111111 または 01100001 ~ 01111111 : 未使用 (誤りなしと判定) (4.2.3項 参照)
E2	未定義	(* 1)	
	J1	未定義	(* 1)
	B3	符号誤り監視	当社網 協定事業者網 : BIP-8 協定事業者網 当社網 : BIP-8 (4.2.3項参照)
	C2	シグナルラベル	当社網 協定事業者網 : 00010011 協定事業者網 当社網 : 規定しない

P O H	G1	(b1~b4)	P-REI	0000~1000:誤り個数0~8 1001~1111:未使用(誤りなしと判定)(4.2.3項参照)
		(b5)	P-RDI	1:P-RDI、0:正常(4.2.3項参照)
		(b6~b8)	未使用	当社網 協定事業者網:111(4.2.3項参照) 協定事業者網 当社網:規定しない
	F2	未定義	(*1)	
	H4	未定義	(*1)	
	F3	未定義	(*1)	
	K3	未定義	(*1)	
	N1	未定義	(*1)	

(*1)当社網 協定事業者網:規定しない
協定事業者網 当社網:規定しない

4.2 オーバヘッド

4.2.1 フレーム同期

フレーム同期方式を表4.2に示す。

表4.2 フレーム同期

インタフェース速度	フレーム同期パターン	パターン探索法・パターン照合法	フレーム同期保護(*1,2)
155.52Mbit/s	A1=11110110 A2=00101000	・1ビット即時シフト方式と同等な同期復帰特性を有するフレーム同期方式 ・TS2-5(フレームの先頭から2-5バイト目)のA1,A1,A2,A2バイトの32ビット同時照合方式(*3)	シフト方式 前方保護5段 後方保護2段
622.08Mbit/s	A1=11110110 A2=00101000	・1ビット即時シフト方式と同等な同期復帰特性を有するフレーム同期方式 ・TS11-14(フレームの先頭から11-14バイト目)のA1,A2バイトの32ビット同時照合方式(*3)	シフト方式 前方保護5段 後方保護2段

(*1)前方5段とは、フレーム同期状態においてフレーム同期パターン照合結果、5回連続不一致を検出したとき、ハンティング状態に移ることをいう。

(*2)後方2段とは、ハンティング状態においてフレーム同期パターン照合結果、2回連続一致を検出したとき、同期状態に移ることをいう。

(*3)図4.2に示すバイトを使用する。

(略)

図4.2 フレーム同期パターン

4.2.2 符号誤り監視

(1)BIP-N(Bit Interleaved Parity-N:N=8,24,96)

セクション及びパスの誤り監視に用いる。

誤り監視を行う情報をNビット毎に分割し、その全情報の1ビット目からNビット目毎にパリティ演算(偶

数パリティ)したNビットの演算結果をBIP-N符号という。

BIP-N符号は次のフレームの誤り監視情報内の特定位置(RSOHのB1バイト、MSOHのB2バイト及びPOHバイトのB3バイト)に配置する。

(2) BIPの演算範囲

図4.3、表4.3に示す。

(3) 符号誤り検出情報の送付

入力信号の符号誤り個数を送信フレームの次に示すバイトに入れて送信する必要がある。

・MS-REI(M1バイト)

BIP演算結果を発出するためにSOHのM1バイトは図4.4のようにする必要がある。

・P-REI(G1バイト)

BIP演算結果を発出するためにPOHのG1バイトは図4.5のようにする必要がある。

(略)

図4.3(a) STM-1及びVC4 BIPの演算範囲

(略)

図4.3(b) STM-4及びVC4-4C BIPの演算範囲

(略)

図4.4 MS-REI(M1バイト)のビット割り当て

(略)

図4.5 P-REI(G1バイト)のビット割り当て

表4.3 BIPの転送条件

インタフェース		生成条件
STM-1	BIP-8(B1)	スクランブル後のSTM-1の全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB1に挿入
	BIP-24(B2×3)	スクランブル前のSTM-1の第1行～3行のSOHを除く全ビットに対するBIP-24偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB2×3に挿入
	MS-REI(M1)	B2(BIP-24)により検出した誤り個数(0～24)をM1のb2～b8に挿入して送信元へ転送
STM-4	BIP-8(B1)	スクランブル後のSTM-4の全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB1に挿入
	BIP-96(B2×12)	スクランブル前のSTM-4の第1行～3行のSOHを除く全ビットに対するBIP-96偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB2×12に挿入
	MS-REI(M1)	B2(BIP-96)により検出した誤り個数(0～96)をM1のb2～b8に挿入して送信元へ転送
VC-4	BIP-8(B3)	スクランブル前のVC-4の全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB3に挿入
	P-REI(G1)	B3(BIP-8)により検出した誤り個数(0～8)をG1のb1～b4に挿入して送信元へ転送
VC-4-4C	BIP-8(B3)	スクランブル前のVC-4-4Cの全ビットに対するBIP-8偶パリティ演算結果をスクランブル前の次フレームのB3に挿入

P-REI(G1)	B3(BIP-8)により検出した誤り個数(0~8)をG1のb1~b4に挿入して送信元へ転送
-----------	---

4.2.3 AU-4/AU-4-4cポインタ

AU-4/AU-4-4cのポインタバイトのビット定義を図4.6に示す。ポインタ操作は、TTC標準JT-G707及びJT-G783に準拠する。なお、ポインタ受信規定、ポインタ生成において重複した事象が発生した場合、以下のとおりとする。

(1) ポインタ受信規定について

- ・ 新規データフラグ(NDF)が変更有り状態(NDF=1001, 0001, 1101, 1011, 1000のいずれか)でかつ1ビットポインタの多くが反転、またはDビットポインタの多くが反転した場合は、NDFを有効とし、スタッフ操作は無視する。
- ・ 1ビットポインタの多くが反転であり、かつDビットポインタの多くが反転した場合は、スタッフ操作は無視する。
- ・ NDFが変更有り状態である場合で通常のポインタ値(0~782)を越えたときは、ポインタ値は変更しない。
- ・ 新しいポインタが3回連続して一致して、なおかつ通常値を越えた場合は、ポインタ値は、変更しない。

(2) ポインタの生成について

ポインタ値の増減操作は、ポインタ値の増減操作後3フレーム内に要求があった場合においても、この操作は無視する。

(略)

図4.6 AU-4/AU-4-4cのポインタバイトのビット定義

4.2.4 APSバイト

K1、K2バイトの定義を、図4.7に、K1バイトとK2バイトの送受信方法を表4.4に示す。
1+1冗長系切替方式はTTC標準JT-G783に準拠する。

(略)

図4.7 K1、K2バイトの定義
表4.4 K1バイトとK2バイトの送受信方法

APSバイト		送信方法	受信方法
K1バイトの1~8ビット		現用系と予備系へ同一内容で常時送信する。	(1) 現用系と予備系で独立に受信する。 (2) 予備系と現用系で(a)~(e)に定義した内容を連続した3回同一受信したものを制御対象とし、未定義の場合は制御対象としない。
K2バイト	1~5ビット		
	6~8ビット	現用系と予備系の状態を各々独立に常時送信する。	予備系と現用系で独立に(f)に定義した内容を連続した3回同一受信したものを制御対象とし、未定義の場合は制御対象としない。

4.2.5 F1バイト

中継セクションの故障特定に関しては局間インタフェースを収容する場合、当社装置識別IDを設定

して送信する場合がある。

図4.8にF1バイトの定義を示す。

(略)

図4.8 F1バイトの定義

4.2.6 Z0バイト

図4.9にZ0バイトの定義を示す。

(略)

図4.9 STM識別子の定義

5 警報条件

図5.1にVPレベルの警報転送図を、図5.2にVCレベルの警報転送図を示す。また、警報の略号一覧を表5.1に示す。これらは、当社網、協定事業者網において生成すべき警報および受信した警報の処理方式を示すものである。

(略)

図5.1 VPレベルの警報転送

(略)

図5.2 VCレベルの警報転送の例

表5.1 警報の略号一覧

略号	名称	意味
LOS	Loss Of Signal	入力信号断
LOF	Loss Of Frame	フレーム同期はずれ
B1	B1	符号誤り監視
RS-SD	Regenerator Section Signal Degrade	受信中継セクション誤り率劣化
F1	F1	中継セクション状態監視
MS-AIS	Multiplex Section Alarm Indication Signal	受信多重セクション故障
B2	B2	多重セクション誤り監視
MS-ERR	Multiplex Section Error	受信多重セクション誤り発生
MS-RDI	Multiplex Section Remote Defect Indication	送信多重セクション故障
MS-REI	Multiplex Section Remote Error Indication	送信多重セクション誤り発生
LOP	Loss Of Pointer	ポインタ異常
P-AIS	Path Alarm Indication Signal	受信パス故障
P-RDI	Path Remote Defect Indication	送信パス故障
B3	B3	パス誤り監視
P-ERR	Path Error	受信パス誤り発生
P-REI	Path Remote Error Indication	送信パス誤り発生
LCD	Loss Of Cell Delineation	セル同期はずれ

E-E VP-AIS	End to End Virtual Path Alarm Indication Signal	受信エンド～エンドVP故障
E-E VP-RDI	End to End Virtual Path Remote Defect Indication	送信エンド～エンドVP故障
E-E VC-AIS(*)	End to End Virtual Channel Alarm Indication Signal	受信エンド～エンドVC故障
E-E VC-RDI(*)	End to End Virtual Channel Remote Defect Indication	送信エンド～エンドVC故障

(*) VCレベルのみ適用する

5.1 故障情報

5.1.1 故障情報の検出・発出条件

(1) 検出条件

検出条件を表5.2に示す。

表5.2 検出条件

種別	検出条件	解除条件	備考
LOS	入力信号断	入力信号復帰	必須（TTC標準JT-G783参照）
LOF	フレーム同期パターン不一致を5回連続検出	フレーム同期パターン一致を2回連続検出	TTC標準JT-G783に準拠のこと。左条件は当社網の例
B1	デスクランブル前のSTM-1/4の全ビットに対するBIP-8演算結果とデスクランブル後の次フレームのB1との不一致	1フレーム毎に解除	必須ではない。当社網では左条件のように検出している。ただし、B1バイトの生成は必須（TTC標準G707参照）。
RS-SD	B1により検出した誤り率が $10^{-(x-1)}$ 以上で発出し $10^{-(x+1)}$ 以下で発出しない	B1により検出した誤り率が $10^{-(x+1)}$ 以下で解除し $10^{-(x-1)}$ 以上で解除しない	xの値は3～9。当社網ではデフォルト値としてx=6を使用。
MS-AIS	デスクランブル後のK2:b6～b8= 111を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8= 111を3回連続受信	必須（TTC標準JT-G783参照）
MS-ERR	BIP-24(B2)により誤りを1個以上検出	BIP-24(B2)/BIP-96(B2)により誤りを検出しない	必須ではない。当社網では左条件のように検出している。ただし、B2バイトの生成は必須（TTC標準G707参照）。
MS-SD	BIP-24(B2)により検出した伝送路誤り率が $10^{-(x-1)}$ 以上で検出し、 $10^{-(x+1)}$ 以下で検出しない	BIP-24(B2)/BIP-96(B2)により検出した伝送路誤り率が $10^{-(x+1)}$ 以下で解除し、 $10^{-(x-1)}$ 以上で解除しない	xの値は3～9。当社網ではデフォルト値としてx=6を使用。
MS-RDI	デスクランブル後のK2:b6～b8= 110を3回連続受信	デスクランブル後のK2:b6～b8= 110を3回連続受信	必須（TTC標準JT-G783参照）
MS-REI	M1により転送された送信パルス誤りを1個以上検出	M1により転送された送信パルス誤りを検出しない	当社網内では警報として発出しない。ただし、M1バイトの生成は必須（TTC標準G707参照）。
LOP	異常ポインタ受信時（AISポインタ受信除く）	正常ポインタ受信時	必須（TTC標準JT-G783参照）
P-AIS	AISポインタ受信時	正常ポインタ受信時	必須（TTC標準JT-G783参照）
P-ERR	BIP-8(B3)により誤りを1個以上検出	BIP-8(B3)により誤りを検出しない	必須ではない。当社網では左条件のように検出している。ただ

			し、B3バイトの生成は必須(TTC標準G707参照)
P-REI	G1のb1～b4により転送された送信パズ誤りを1個以上検出	G1のb1～b4により転送された送信パズ誤りを検出しない	当社網内では警報として発出しない。ただし、G1バイトの生成は必須(TTC標準G707参照)
P-RDI	デスクランブル後のG1:b5= 1 を3回連続受信	デスクランブル後のG1:b5= 0 を3回連続受信	必須(TTC標準JT-G783参照)
LCD	HECエラーを7回連続検出	HEC正常を7回連続検出	TTC標準JT-1432.2に準拠のこと。左条件は当社網の例。
E-E VP-AIS	VP-AISセル受信時	VP-AISセルを2.5±0.5秒間未受信あるいは、1つのユーザ情報セル受信時	必須(TTC標準JT-I610参照)
E-E VP-RDI	VP-RDIセル受信時	VP-RDIセルを2.5±0.5秒間未受信	必須(TTC標準JT-I610参照)
E-E VC-AIS(*)	VC-AISセル受信時	VC-AISセルを2.5±0.5秒間未受信あるいは、1つのユーザ情報セル受信時	必須(TTC標準JT-I610参照)
E-E VC-RDI(*)	VC-RDIセル受信時	VC-RDIセルを2.5±0.5秒間未受信	必須(TTC標準JT-I610参照)

(*)VCレベルのみ適用する

(2) 発出条件

発出条件を表5.3に示す。

表5.3 発出条件

種別	転送方法	発出条件	発出の解除条件
MS-RDI	スクランブル前のK2のb6～b8= 110	POI点でLOS, LOF, MS-AIS, MS-SD(*)検出時	LOS, LOF, MS-AIS, MS-SD(*)回復時
MS-REI	B2により検出した誤りセル個数をM1のb2～b8に挿入する	当社網内では警報として発出しない	
P-RDI	スクランブル前のG1のb5= 1	POI点でLOS, LOF, LOP, LCD(*) , MS-AIS, P-AIS, P-AIS検出時	LOS, LOF, LOP, LCD(*) , MS-AIS, P-AIS, P-AIS回復時
P-REI	B3により検出した誤りセル個数をG1のb1～b4に挿入する	当社網内では警報として発出しない	
P-AIS	VC-4及びAU-4ポインタをall 1 (AU-4ポインタを除くSOHは正常値)	当社網内でLOS, LOF, MS-AIS検出時	LOS, LOF, MS-AIS回復時
E-E VP-AIS	VP用OAMセルのVCI= 0004HでかつOAM種別領域(1 バイ	当社網内でLOS, LOF, LOP, LCD, MS-AIS, P-AIS検出時	LOS, LOF, LOP, LCD, MS-AIS, P-AIS回復時

	ト)= 10H		
E-E VP-RDI (*2) (*3)	VP用OAMセルの VCI= 0004Hで かつOAM種別領域 (1 バイ ト)= 11H	POI点でLOS, LOF, LOP, LCD, MS-AIS, P-AIS, E-E VP-AIS検出時	LOS, LOF, LOP, LCD, MS-AIS, P-AIS, E-E VP-AIS回復時
E-E VC-AIS (*2)	故障VCと同一の VCIで、PT1フィー ルド= 101、 かつOAM種別領域 (1 バイ ト)= 10H	当社網内でLOS, LOF, LOP, LCD, MS-AIS, P-AIS, E-E VP-AIS検出時	LOS, LOF, LOP, LCD, MS-AIS, P-AIS, E-E VP-AIS回復時

(*1) 発出条件(解除条件)としない装置あり

(*2) VCレベルのみ適用する

(*3) 発出しない装置あり

6 ATMレイヤ仕様

6.1 ATMレイヤ物理条件

ここで規定する機能とは、セルヘッダの誤りを検出し訂正を行うHEC、HECによるセル同期およびセルのインフォメーションフィールドのスクランブル/デスクランブルのことである。

6.1.1 HEC規定

(1) セルフォーマットを図6.1に示す。

(略)

図6.1 セルフォーマット

(2) HEC規定を表6.1、表6.2に示す。

表6.1 HEC送信側規定

項目	内容
誤り訂正/検出符号	生成多項式 X^8+X^2+X+1 のフィールドのCRC-8を用いる
HEC生成法(*)	以下の手順でHECフィールドを生成する (1) ルヘッダ4バイト(VPI, VCI, PT, CLP)を、伝送順の先頭を最高次として多項式表現する (2) 上記多項式に X^8 をかける (3) 生成多項式 X^8+X^2+X+1 で割り、余りの多項式を求める (4) 余りの多項式の係数(1バイト)に"01010101"を mod2 で加算し、結果をHECフィールドに収容する

(*) 上記HEC生成法と同等の結果が得られる方法を用いてもよい。

表6.2 HEC受信側規定

項目	内容
誤り訂正/検出符号	生成多項式 X^8+X^2+X+1 のフィールドのCRC-8を用いる

シンドローム演算法(*)	以下の手順でシンドロームを求める (1)セルヘッダの中のHECフィールドに"01010101"をmod2で加算(コセット処理) (2)セット処理をしたヘッダ(5バイト)を、伝送順の先頭を最高次として多項式表現する (3)上記多項式 X^8+X^2+X+1 で割り、余りの多項式を求める (4)上記余りの多項式の係数(1バイト)をシンドロームとする
モード遷移	図6.2に基づいて誤り訂正モードと誤り検出モードの遷移を行う
誤りビット判定/誤り処理方法	シンドロームから表6.3に基づいて誤りビットを判断する 図6.3のフローチャートに基づき、ヘッダの誤りを処理する

(*)上記シンドローム演算法と同等の結果が得られる方法を用いてもよい。

(3) 誤り訂正/検出モード状態遷移を図6.2に示す。

(略)

図6.2 誤り訂正/検出モード状態遷移

(4) 誤り処理方法を図6.3に示す。

(略)

図6.3 誤り処理方法

(5) 誤りビットの判定を表6.3に示す。

表6.3 誤りビットの判定

誤り位置		シンドローム	誤り位置		シンドローム
1バイト	8ビット	00110001	3バイト	3ビット	01010100
	7ビット	10011011		2ビット	00101010
	6ビット	11001110		1ビット	00010101
	5ビット	01100111	4バイト	8ビット	10001001
	4ビット	10110000		7ビット	11000111
	3ビット	01011000		6ビット	11100000
	2ビット	00101100		5ビット	01110000
	1ビット	00010110		4ビット	00111000
2バイト	8ビット	00001011	5バイト	3ビット	00011100
	7ビット	10000110		2ビット	00001110
	6ビット	01000011		1ビット	00000111
	5ビット	10100010	8ビット	10000000	
	4ビット	01010001	7ビット	01000000	
	3ビット	10101011	6ビット	00100000	
3バイト	2ビット	11010110	5ビット	00010000	
	1ビット	01101011	4ビット	00001000	
	8ビット	10110110	3ビット	00000100	
	7ビット	01011011	2ビット	00000010	
	6ビット	10101110	1ビット	00000001	
	5ビット	01010111	誤りなし	00000000	

	4ビット	10101000	訂正不能	本表以外のパターン
--	------	----------	------	-----------

6.1.2 HECセル同期

(1) HECセル同期主要諸元を表6.4に示す。

表6.4 HECセル同期主要諸元

項目	内容
セル同期方式	HECのみを用いた同期方式
ハンティング状態から前同期状態への遷移	正しいHECを持つセルを1セル受信することにより前同期状態へ遷移
前同期状態から同期状態への遷移	6回連続正しいHECを受信
同期状態からハンティング状態への遷移	7回連続誤ったHECを受信

(2) ハンティング方法は、下記の方法による。

受信したデータでHECを計算する。

計算結果が正しい場合は前同期状態に遷移する。

計算結果が誤っていた場合はデータを1バイトシフトさせてHECの計算を行う。

なお、ハンティング方法として上記方法と同等の時間で同期復帰する方法を用いてもよい。

(3) 状態遷移図を図6.4に示す。

(略)

図6.4 セル同期状態遷移

6.1.3 スクランプラ/デスクランブラ

主要諸元を表6.5に示す。

表6.5 スクランプラ/デスクランブラ主要諸元

(略)

6.2 ATMレイヤ論理条件

6.2.1 セルヘッダのプリアサインド値

セルヘッダのプリアサインドを表6.6に示す。これ以外の全ての値はATMレイヤで使用する。ただし、物理レイヤOAMセル、物理レイヤでの予約セル、無効セルはUPCにて廃棄される。また、OAMセルのビットアサインを表6.7に示す。

表6.6 ヘッダプリアサイン値(*1)

(略)

表6.7 OAMセルのビットアサイン(*1)

セル種別	VPI	VCI	PTI	CLP	OAM
------	-----	-----	-----	-----	-----

エンド・エンド 警報転送用OAMセル	VP-AISセル	YYY H	0004 H	0X0B(*3)	X B	10 H
	VP-RDIセル	YYY H	0004 H	0X0B(*3)	X B	11 H
	VC-AISセル	YYY H	ZZZZ H	101B	X B	10 H
	VC-RDIセル	YYY H	ZZZZ H	101B	X B	11 H
エンド・エンドループバ ック 試験用OAMセル	VP-LBセル	YYY H	0004 H	0X0B(*3)	X B	18 H
	VC-LBセル	YYY H	ZZZZ H	101B	X B	18 H
エンド・エンド伝送品質 監視用OAMセル	VP-FPMセル	YYY H	0004 H	0X0B(*3)	X B	20 H
	VC-FPMセル	YYY H	ZZZZ H	101B	X B	20 H
セグメントループバ ック試験用OAMセル	VP-LBセル	YYY H	0003 H	0X0B(*3)	X B	18 H
	VC-LBセル	YYY H	ZZZZ H	100B	X B	18 H
セグメント伝送品質監 視用OAMセル	VP-FPMセル	YYY H	0003 H	0X0B(*3)	X B	20 H
	VC-FPMセル	YYY H	ZZZZ H	100B	X B	20 H
エンド・エンド 導通特性試験用OAMセル (*2),(*4)	VP-導通特性試験セ ル	YYY H	0004 H	0X0B(*3)	X B	30 H
	VC-導通特性試験セ ル	YYY H	ZZZZ H	101B	X B	30 H
セグメント 導通特性試験用OAMセル (*4)	VP-導通特性試験セ ル	YYY H	0003 H	0X0B(*3)	X B	30 H
	VC-導通特性試験セ ル	YYY H	ZZZZ H	100B	X B	30 H

(*1)："B"は2進数、"H"は16進数であることを示す

"XX"は2進数における任意の値、"YY"は16進数における該当するVPI値を示す

"Z"は0以外の該当のVCI値

(*2)：当社網からの送信は出来ません

(*3)：表6.8、6.9を参照

(*4)：エンド・エンドおよびセグメント導通特性試験用 OAM セルの仕様は当社が独自に定めたものです。なお、本 OAM セルを識別する OAM フィールド値「30H」は TTC 標準 JT-1610 では未定義となっています。それ以外の OAM セルは TTC 標準 JT-1610 に準拠している。

6.2.2 ルーチング(VPI/VCI)フィールド

NNIにおけるルーチングフィールドは28ビットで構成される。そのうち12ビットがバーチャルパス識別子(VPI)、16ビットがバーチャルチャネル識別子(VCI)である。VPIとVCIの予約値の組み合わせをTTC標準JT-1361にしたがい表6.8にVPレベルの場合を、表6.9にVCレベルの場合を示す。値が0のVCIはユーザのVC識別に使用できない。

表 6.8 VPI、VCI、PTI、CLPの予約値の組み合わせ(VPレベルの場合)

用途	VPI	VCI(*6)	PTI	CLP	当社網を透過するもの
アンアサインドセル	000000000000	00000000 00000000	任意値	0	x(*10)
無効	0以外の任意のVPI値	00000000 00000000	任意値	任意値	x

メタシグナリング (TTC標準JT-1361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000001	0AA	B	—
一般放送型シグナリング (TTC標準JT-1361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000010	0AA	B	—
NNIシグナリング (TTC標準JT-1361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000101	0AA	B	—
セグメントF4フローOAMセル (TTC標準JT-1610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000011(* 3)	0A0	A	×
エンド・エンドF4フローOAM セル (TTC標準JT-1610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000100(* 3)	0A0	A	(*9)
VPリソース管理セル (TTC標準JT-1371準拠)	任意のVPI値	00000000 00000110(* 7,8)	110	A	—
将来のVP機能の予約(*4)	任意のVPI値	00000000 00000111(* 8)	0AA	A	—
将来の機能の予約(*5)	任意のVPI値	00000000 000SSSS(* 1,8)	0AA	A	—
将来の機能の予約(*5)	任意のVPI値	00000000 000TTTT(* 2)	0AA	A	—
セグメントF5フローOAMセル (TTC標準JT-1610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	100	A	—
エンド・エンドF5フローOAM セル (TTC標準JT-1610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	101	A	—
VCリソース管理セル (TTC標準JT-1371準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000, 00000000 00000110 以外の任意のVCI値	110	A	—
将来のVC機能の予約(*6)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	111	A	—

表中のA、Bは以下のとおりとする。

A: "0"または"1"でありATMレイヤ機能固有の使用に有効である。

B: 発側のエンティティは、CLPビットを"0"に設定すること。この値は、網により変更される場合がある。

(*1): SSSSS: 01000から01111の任意のVCI 値。

(*2): TTTTT: 10000から11111の任意のVCI値。

(*3): 透過性は、ユーザ・ユーザVPにおけるF4フローOAMに対し保証されない。

(*4): これらのVCI値は、VPの機能のために予約される。

(*5): これらのVCI値は、将来の特定の機能の標準化のために予約される。

(*6): VCI値が1、2、5、16から31、31より大きいセルはVP-OAM 機能によりモニタされる。他のVCI値のセルはVP-OAM機能によりモニタされない。(TTC標準JT-1610準拠)。特定のVCI値のセルがVPCのエンドポイント間でトランスペアレントに運ばれるかどうかは、TTC標準JT-1150の3.1.4.1.eの規定のとおりとする。

(*7): VPリソース管理セルは、PTIフィールドの値に関係なくこのVCI値により識別される。

(*8): これらのVCI値を持つATMセルのペイロードの透過性は保証されない。つまりこれらのVCI値のセルはVPの中間点で抽出あるいは挿入されることがある。これらのVCI値を持つATMセルのペイロードはVP内で透過的に転送されなければならない。

(*9) : 網構成により透過しない場合がある。

(*10) : アンアサインドセルは、当社網からは送出されない。また協定事業者網から当社網に送出しないこと。

表6.9 VPI、VCI、PT、CLPの予約値の組み合わせ (VCレベルの場合)

用途	VPI	VCI (*6)	PTI	CLP	当社網を透過するもの
アンアサインドセル	000000000000	00000000 00000000	任意値	0	× (*12)
無効	0以外の任意のVPI値	00000000 00000000	任意値	任意値	×
メタシグナリング (TTC標準JT-1361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000001	0AA	B	×
一般放送型シグナリング (TTC標準JT-1361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000010	0AA	B	×
NNIシグナリング (TTC標準JT-1361準拠)	任意のVPI値	00000000 00000101	0AA	B	×
セグメントF4フローOAMセル (TTC標準JT-1610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000011 (*3)	0A0	A	×
エンド・エンドF4フローOAMセル (TTC標準JT-1610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000100 (*3)	0A0	A	× (*9)
VPリソース管理セル (TTC標準JT-1371準拠)	任意のVPI値	00000000 00000110 (*7,8)	110	A	×
将来のVP機能の予約 (*4)	任意のVPI値	00000000 00000111 (*8)	0AA	A	×
将来の機能の予約 (*5)	任意のVPI値	00000000 000SSSSS (*1,8)	0AA	A	×
将来の機能の予約 (*5)	任意のVPI値	00000000 000TTTTT (*2)	0AA	A	×
セグメントF5フローOAMセル (TTC標準JT-1610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	100	A	×
エンド・エンドF5フローOAMセル (TTC標準JT-1610準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	101	A	— (*10)
VCリソース管理セル (TTC標準JT-1371準拠)	任意のVPI値	00000000 00000000, 00000000 00000110 以外の任意のVCI値	110	A	— (*11)
将来のVC機能の予約 (*6)	任意のVPI値	00000000 00000000 以外の任意のVCI値	111	A	— (*10)

表中のA、Bは以下のとおりとする。

A : "0"または"1"でありATMレイヤ機能固有の使用に有効である。

B : 発側のエンティティは、CLPビットを"0"に設定すること。この値は、網により変更される場合がある。

- (* 1) : SSSSS : 01000から01111の任意のVCI 値。
- (* 2) : TTTT : 10000から11111の任意のVCI値。
- (* 3) : 透過性は、ユーザ・ユーザVPにおけるF4フローOAMに対し保証されない。
- (* 4) : これらのVCI値は、VPの機能のために予約される。
- (* 5) : これらのVCI値は、将来の特定の機能の標準化のために予約される。
- (* 6) : VCI値が1、2、5、16から31、31より大きいセルはVP-OAM 機能によりモニタされる。他のVCI値のセルはVP-OAM機能によりモニタされない。(TTC標準JT-1610準拠)。特定のVCI値のセルがVPCのエンドポイント間でトランスペアレントに運ばれるかどうかは、TTC標準JT-1150の3.1.4.1.eの規定のとおりとする。
- (* 7) : VPリソース管理セルは、PTIフィールドの値に関係なくこのVCI値により識別される。
- (* 8) : これらのVCI値を持つATMセルのペイロードの透過性は保証されない。つまりこれらのVCI値のセルはVPの中間点で抽出あるいは挿入されることがある。これらのVCI値を持つATMセルのペイロードはVP内で透過的に転送されなければならない。
- (* 9) : 網構成により透過する場合がある。
- (* 10) : トラフィック状況により透過しない場合あり。
- (* 11) : 網内を転送されない場合あり。
- (* 12) : アンアサインドセルは、当社網からは送出しない。また協定事業者網から当社網に送出しないこと。

6.3 ATMレイヤのOAM機能

6.3.1 概要

ATMレイヤのOAM機能としては、主にコネクションで使うエンド・エンドOAM機能と網のセグメントで使うセグメントOAM機能がある。

以下に、ATMレイヤのOAM機能について示す。

6.3.2 OAMセルフォーマット

ATMレイヤOAMセルはOAMセルに共通なフィールドと個々のOAMセル特有の機能特有フィールドで構成される。

(1) 共通OAMセルフィールド

OAMセルは以下のフィールドを持つ。

ヘッダ：通常のセルフォーマットと同様。F4フローはVCI値、F5フローはPTI値により識別される。

OAMセル種別 (4ビット)：このフィールドで、このセルにより行われるマネジメント機能を表示する。

OAM機能種別 (4ビット)：このフィールドは、OAMセル種別フィールドで示されたマネジメント機能の中で具体的に実行される機能を示す。

将来使用のための予備 (6ビット)：このフィールドは使用しない。(ALL "0")

誤り検出符号 (10ビット)：このフィールドはOAMセルの情報フィールドに対して計算されたCRC-10誤り検出符号を格納する。CRC-10の生成多項式は、

$$G(X) = 1 + X + X^4 + X^5 + X^9 + X^{10} \quad \text{となる。}$$

図6.5に共通OAMセルフォーマットを、表6.10(1)にOAM種別識別子(エンドエンドOAMセル)、表6.10(2)にOAM種別識別子(セグメントOAMセル)を示す。

(略)

図6.5 共通OAMセルフォーマット

表6.10(1) OAM種別識別子(エンドエンドOAMセル)と当社網での扱い

OAMセル種別	OAM機能種別	当社網からの送		当社網に入力された 場合の扱い	
		F4	F5	F4	F5
故障管理：0001	AIS：0000	—	—	x	—
	RDI：0001	—	—	x	—
	コンティニティチェック：0100	x	x	—	—
	ループバック：1000	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *2)	(<u>—</u> *3)
性能管理：0010	順方向モニタ：0000	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *2)	(<u>—</u> *2)
	逆方向報告：0001	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *2)	(<u>—</u> *2)
起動/停止：1000	性能モニタ：0000	x	x	(<u>—</u> *2)	(<u>—</u> *2)
	コンティニユイティチェック	x	x	(<u>—</u> *2)	(<u>—</u> *2)

(凡例) : 当社網で生成し、送出されるもの

x : 当社網では生成しないもの(ただし、ユーザが生成し、当社網を透過する
場合がある)

— : 当社網を透過するもの/当社網内でドロップ設定するもの

ループバック試験セル入力時は当社網内で折り返しされるもの

x : 当社網内で破棄するもの

(*1) : 当社網構成により、送出できない場合がある。

(*2) : 当社網構成により、破棄する場合がある。

(*3) : 当社網構成により、折り返し出来ない(透過する)場合がある。

表6.10(2) OAM種別識別子(セグメントOAMセル)と当社網での扱い

OAMセル種別	OAM機能種別	当社網からの送		当社網に入力された 場合の扱い	
		F4	F5	F4	F5
故障管理：0001	AIS：0000	x	x	x	x
	RDI：0001	x	x		
	コンティニティチェック：0100	(<u>—</u> *3)	(<u>—</u> *3)	—	—
	ループバック：1000	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *2)	(<u>—</u> *2)
性能管理：0010	順方向モニタ：0000	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *2)	(<u>—</u> *2)
	逆方向報告：0001	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *1)	(<u>—</u> *2)	(<u>—</u> *2)
試験：0011	導通特性試験：0000	—	—	—	—
起動/停止：1000	性能モニタ：0000	x	x	x	x
	コンティニユイティチェック	x	x	x	x

(凡例) : 当社網で生成し、送出されるもの

x : 当社網では生成しないもの(ただし、ユーザが生成し、当社網を透過する
場合がある)

：当社網を透過するもの/当社網内でドロップ設定可能なもの
 ループバック試験セル入力時は当社網内で折り返しされるもの
 x：当社網内で破棄するもの

(* 1) : 当社網構成により送出できない場合がある。
 (* 2) : 当社網構成により破棄する場合がある。
 (* 3) : 送出する場合がある。

(2) 故障管理 OAM セルフィールド

A I S / R D I セルフォーマットを図 6.6 に示し、A I S / R D I セルフォーマットの内容の説明を表 6.11 に示す。ループバックセルのフォーマットを図 6.7 に示し、ループバックセルフォーマットの内容の説明を表 6.12 に示す。

(略)

図 6.6 A I S セル/R D I セルのフォーマット

表 6.11 A I S セル/R D I セルのフォーマットの内容説明

フィールド名	長さ	内容
セルヘッダ	VPI	12 ビット 任意の V P I 値
	VCI	16 ビット エンド・エンド F4 フロー OAM セルの場合は、0004 (H) エンド・エンド F5 フロー OAM セルの場合は、0000 (H) 以外の任意の VCI 値
	PTI	3 ビット エンド・エンド F4 フロー OAM セルの場合は、000 又は 010 (B) エンド・エンド F5 フロー OAM セルの場合は、101 (B)
	C L P	1 ビット 送出時は、0 (B)。検出時は、無視。
	H E C	1 バイト HEC 演算結果
情報フィールド (ペイロード)	OAM 種別	8 ビット A I S セルの場合、0001 0000 (B) (OAM セル種別 : 故障管理、OAM 機能種別 : A I S) R D I セルの場合、0001 0001 (B) (OAM セル種別 : 故障管理、OAM 機能種別 : R D I)
	未定義	45 バイト 受信側は、規定しない
	将来使用予備	6 ビット 000000 (B)
	誤り検出符合	10 ビット O A M 情報フィールドに対して計算された誤り検出符合 (C R C - 10)

(略)

図 6.7 ループバックセルのフォーマット

表 6.12 ループバックセルフォーマットの内容説明

フィールド名	長さ	内容
セルヘッダ	VPI	12 ビット 任意の V P I 値

	VCI	16ビット	エンド・エンドF4フローOAMセルの場合は、0004(H) エンド・エンドF5フローOAMセルの場合は、0000(H) 以外の任意のVCI値 セグメントF4フローOAMセルの場合は、0003(H) セグメントF5フローOAMセルの場合は、 0000000000000000以外の任意のVCI値
	PTI	3ビット	エンド・エンドF4フローOAMセルの場合は、000又は 010(B) エンド・エンドF5フローOAMセルの場合は、101(B) セグメントF4フローOAMセルの場合は、任意のPTI値 セグメントF5フローOAMセルの場合は、100(B)
	CLP	1ビット	送出時は、0(B)。検出時は、無視。
	HEC	1バイト	HEC演算結果
	OAM種別	8ビット	00011000(B) (OAMセル種別：故障管理、OAM機能種別：ループバック)
情報フィールド(ペイロード)	未使用1	7ビット	送出時は、0000 000(B)。検出時は、無視。
	LB	1ビット	Loopback表示ビット。送出時は、1(B)、ループバック点で0(B)に書き換えられる。
	相関Tag	4バイト	送出した試験セルと検出した試験セルを関連づけるために使用する。
	Loopback位置識別子	16バイト	ループバック点を示す。デフォルト点をall 1(B)とする。
	ソース識別子	16バイト	ループバックセルの送出点を示す。本エリアを使用しない場合は、all 1(B)とする。
	未使用2	8バイト	6A(H)の繰り返し
	将来使用予備	6ビット	000000(B)
	誤り検出符合	10ビット	OAM情報フィールドに対して計算された誤り検出符合(CRC-10)

(3) 性能管理 OAM セルフィールド

伝送品質監視セルのフォーマットを図 6.8 に示し、伝送品質監視セルフォーマットの内容の説明を表 6.13 に示す。

(略)

図 6.8 伝送品質監視セルのフォーマット

表 6.13 伝送品質監視セルフォーマットの内容説明

フィールド名	長さ	内容	
セルヘッダ	VPI	12ビット	任意のVPI値

	VCI	16ビット	エンド・エンドF4フロ-0AMセルの場合は、0004(H) エンド・エンドF5フロ-0AMセルの場合は、0000(H) 以外の任意のVCI値 セグメントF4フロ-0AMセルの場合は、0003(H) セグメントF5フロ-0AMセルの場合は、0000(H)以外 の任意のVCI値
	PTI	3ビット	エンド・エンドF4フロ-0AMセルの場合は、000又は 010(B) エンド・エンドF5フロ-0AMセルの場合は、101(B) セグメントF4フロ-0AMセルの場合は、任意のPTI値 セグメントF5フロ-0AMセルの場合は、100(B)
	CLP	1ビット	送出時は、0(B)、検出時は、無視。
	HEC	1バイト	HEC演算結果
情報フィールド(ペイロード)	OAM種別	8ビット	0010 0000(B) (OAMセル種別：性能管理、OAM機能種別：順方向モタ)
	MCSN	1バイト	Monitoring Cell Sequence Number 伝送品質監視用 OAM セルに付与されたシーケンス番号。0~255をこの順に2 進表示し、巡回して使用する。
	TUC ₀₊₁	2バイト	Total User Cell Number(CLP=0+1)該当する伝送品質監視 用 OAM セルの送出前に送出した CLP=0 と CLP=1 の全ユ ーザセル数を 2 ¹⁶ で割った余り
	BEDC ₀₊₁	2バイト	Block Error Detection Code(CKP=0+1)モニタリン グブロック内の CLP=0 及び CLP=1 の全ユーザセルの情報 フィールドの領域に対する BIP-16(偶数パリティ)
	TUC ₀	2バイト	Total User Cell Number(CLP=0)該当する伝送品質監視 用 OAM セルの送出前に送出した CLP=0 の全ユーザセル数 を 2 ¹⁶ で割った余り
	TSTP	4バイト	Time Stamp、未使用の特定値(all 1)
	未使用	34バイト	6A(H)の繰り返し
	将来使用予備	6ビット	000000(B)
誤り検出符合	10ビット	OAM情報フィールドに対して計算された誤り検出符 合(CRC-10)	

(4) 導通特性試験 OAM セルフィールド

導通特性試験セルのフォーマットを図 6.9 に示し、導通特性試験セルフォーマットの内容の説明を表 6.14 に示す。

(略)

図 6.9 導通特性試験セルフォーマット

表 6.14 導通特性試験セルフォーマットの内容説明

フィールド名	長さ	内容	
セルヘッダ	VPI	12ビット	任意のVPI値
	VCI	16ビット	セグメントF4フロ-0AMセルの場合は、0003(H) エンド・エンドF4フロ-0AMセルの場合は、0004(H) セグメントF5フロ-0AMセルの場合は、0000(H)以外 の任意のVCI値

	PTI	3ビット	F4フローOAMセルの場合は、送出時000(B)、検出時は無視。F5フローOAMセルの場合は、は、100(B)。
	CLP	1ビット	送出時は、0(B)、検出時は、無視。
	HEC	1バイト	HEC演算結果
情報フィールド(ペイロード)	OAM種別	8ビット	0011 0000(B) (OAMセル種別：試験、OAM機能種別：導通特性試験)
	SN	4ビット	Sequence Number 試験セル生成順に付与されたシーケンス番号。0~15を昇順に2進表示し、巡回して使用する。
	SNP	4ビット	Sequence Number Protection。シーケンス番号の誤り検出訂正符号。
	PNパターン	46バイト	擬似ランダムパターン。PN 15段。 生成多項式： $X^{15}+X+1$

6.3.3 OAM機能

(1) 故障通知セルの種別

エンド・エンドVP-AISセル(*1)は、当社網内及び協定事業者網内に故障が発生し、回線が使えなくなった場合に、その故障を下流へ通知するために、故障を検出した装置からVPコネクション(*2)終端点に向けて送出される。

エンド・エンドVP-RDIセルは、当社網内及び直接協定事業者網内に故障が発生し、回線が使えなくなった場合に、その故障を上流へ通知するために、エンド・エンドVP-AISセルを受信したVPコネクション終端点装置からVPコネクション終端点に向けて送出される。

(2) エンド・エンドVP-AIS(*3)

エンド・エンドVP-AISセル(*1)送出条件

エンド・エンドVP-AISセル(*1)は、故障を検出した装置からその故障を下流へ通知するため直ちに発生し、故障が継続する間、毎秒1セルの周期で発生し続ける。故障が回復した場合は、エンド・エンドVP-AISセル(*1)の発生は直ちに停止される。表6.15にエンド・エンドVP-AISセルの発生/停止条件、表6.16にエンド・エンドVC-AISセルの発生/停止条件を示す。

エンド・エンドVP-AIS(*3)検出条件

エンド・エンドVP-AISセル(*1)は、故障が発生した装置より下流のVPコネクション及びVCコネクションの終端点において検出され、1つでもエンド・エンドVP-AISセル(*1)が受信された場合、エンド・エンドVP-AIS(*1)状態になる。

エンド・エンドVP-AIS(*3)解除条件

エンド・エンドVP-AIS(*3)状態は、エンド・エンドVP-AIS(*1)セルが最終のセル受信後 2.5 ± 0.5 秒間受信されなかった場合、または、1つでもユーザセルが受信された場合に解除される。

(3) エンド・エンドVP-RDI

エンド・エンドVP-RDIセル発生条件

エンド・エンドVP-RDIセルは、エンド・エンドVP-AISセルを受信したVPコネクション終端点装置から故障を上流へ通知するために発生し、VPコネクション終端点装置がエンド・エンドVP-AIS状態にある間、毎秒1セルの周期でエンド・エンドVP-RDIセルを発生する。VPコネクション終端点装置がエンド・エンドVP-AIS状態でなくなった場合に、エンド・エンドVP-RDIセルの発生を直ちに停止する。

表 6.17 にエンド・エンド VP-RDI セルの発生 / 停止条件を示す。

エンド・エンド VP-RDI 検出条件

エンド・エンド VP-RDI セルは、エンド・エンド VP-AIS セルを受信した VP コネクション終端点装置より上流の VP コネクションの終端点において検出され、1 つでもエンド・エンド VP-RDI セルが受信された場合、エンド・エンド VP-RDI 状態になる。

エンド・エンド VP-RDI 解除条件

エンド・エンド VP-RDI 状態は、エンド・エンド VP-RDI セルが 2.5 ± 0.5 秒間受信されなかった場合に解除される。

(* 1) : VC レベルの場合は、エンド・エンド VP/VC-AIS セルとする。

(* 2) : VC レベルの場合は、VC コネクションとする。

(* 3) : VC レベルの場合は、エンド・エンド VP/VC-AIS とする。

表6.15 エンド・エンドVP-AISセルの発生 / 解除条件

項目	VP-AIS
発生点	下記の故障を検出したVPコネクション接続点
発生条件	下記の故障を検出した場合、故障を検出したVPコネクション接続点から、 下流側の接続点、終端点に送出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ LOP (ポインタ異常) ・ LOS (入力信号断) ・ LOF (フレーム同期はずれ) ・ LCD (セル同期はずれ) ・ MS-AIS (セクションAIS) ・ P-AIS (バスAIS)
停止条件	上記故障回復後、直ちに停止
発生ガードタイム	上記故障検出後、直ちに発生
発生周期	VP毎に約1セル / 秒

表 6.16 エンド・エンド VC-AIS セルの発生 / 解除条件

項目	VC-AIS
発生点	下記の故障を検出したVCコネクション接続点
発生条件	下記の故障を検出した場合、故障を検出したVCコネクション接続点から、 下流側の接続点、終端点に送出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ LOP (ポインタ異常) ・ LOS (入力信号断) ・ LOF (フレーム同期はずれ) ・ LCD (セル同期はずれ) ・ MS-AIS (セクションAIS) ・ P-AIS (バスAIS) ・ E-E VP-AIS (バーチャルバス故障)
停止条件	上記故障回復後、直ちに停止
発生ガードタイム	上記故障検出後、直ちに発生

発生周期	VC毎に約1セル/秒
------	------------

表6.17 エンド・エンドVP-RDIセルの発生/解除条件

項目	VP-RDI
発生点	VPコネクション終端点
発生条件	下記の故障を検出した場合、故障を検出したVPコネクション終端点から、上流側の接続点、終端点に送出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・LOP (ポインタ異常) ・LOS (入力信号断) ・LOF (フレーム同期はずれ) ・LCD (セル同期はずれ) ・MS-AIS (セクションAIS) ・P-AIS (パスAIS) ・E-E VP-AIS (バーチャルパス故障)
停止条件	当該VPコネクション終端点がエンド・エンドVP-AIS状態でなくなった場合に直ちに停止
発生ガードタイム	上記故障検出後、直ちに発生
発生周期	VP毎に約1セル/秒

6.4 トラヒックの規定

エンド・エンドでのセル遅延変動(以下、CDV)についてを図6.10に示す。

VPレベルおよびVCレベルのCBR-VCのトラヒックは、TTC標準JT-1371に準拠し、ピークセルレート(以下、PCR)、セル遅延変動(以下、CDV)およびセル遅延変動許容(以下、CDVT)の3つのパラメータを用いて規定する。GFR-VCのトラヒックは、TTC標準JT-1371およびTTC標準JT-1371.1に準拠し、PCR、CDV、CDVTおよび最小セルレート(MCR)の4つのパラメータを用いて規定する。PCRとCDVTの関係を図6.11に示す。

6.4.1 VPレベル

VPレベルにおけるトラヒックは、セル遅延変動(CDV)、ピークセルレート(PCR)、セル遅延変動許容値(CDVT)の3つのパラメータで表現する。

(1) セル遅延変動(CDV)

セル遅延変動(CDV)とは、2つの測定点におけるセルの到着時刻を基としてどれだけ変動したかの量で示される。

(2) ピークセルレート(PCR)

ピークセルレート(PCR)とは、各VPの最大セル速度(最小セル間隔: $T=1/PCR$)にて示される。

(3) セル遅延変動許容値(CDVT)

セル遅延変動許容値(CDVT)とは、期待されているセル到着時刻から実際のセル到着時刻を減算した値の蓄積量が許容される上限値で示される。

(略)

図6.10 CDVの定義

(略)

図6.11 PCRとCDVTの関係

(4) VPレベルでのCDVT規定例

POIにおけるCDVTの規定については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。
以下にPOIにおけるCDVTの規定例を示す。(図6.12参照。)

- (a) 150Mbit/sHW上で156セル時間(443 μsec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-6} 以下
- (b) 150Mbit/sHW上で187セル時間(531 μsec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-8} 以下
- (c) 150Mbit/sHW上で217セル時間(616 μsec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-10} 以下

(略)

図6.12 網構成例

6.4.2 VCレベル

VCレベルにおけるコネクションは、CBR-VCとGFR-VCに分類される。CBR-VCにおけるトラヒックは、セル遅延変動(CDV)、ピークセルレート(PCR)、セル遅延変動許容値(CDVT)の3つのパラメータで表現する。GFR-VCにおけるトラヒックは、セル遅延変動(CDV)、ピークセルレート(PCR)、セル遅延変動許容値(CDVT)、ミニマムセルレート(MCR)の4つのパラメータで表現する。

(1) CBR-VC

セル遅延変動(CDV)

6.4.1項(1)のとおりとする。

ピークセルレート(PCR)

ピークセルレート(PCR)とは、各VCの最大セル速度(最小セル間隔： $T=1/PCR$)にて示される。

セル遅延変動許容値(CDVT)

6.4.1項(3)のとおりとする。

CBR-VCのPOIでのCDVT規定例

POIにおけるCDVTの規定については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。以下にPOIにおけるCDVTの規定例を示す。(図6.13参照。)

- (a) 150Mbit/sHW上で156セル時間(443 μsec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-6} 以下
- (b) 150Mbit/sHW上で187セル時間(531 μsec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-8} 以下
- (c) 150Mbit/sHW上で217セル時間(616 μsec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-10} 以下

(略)

図6.13 網構成例

(2) GFR-VC

セル遅延変動(CDV)

6.4.1項(1)のとおりとする。

ピークセルレート(PCR)

ピークセルレート(PCR)とは、各VCの最大セル速度(最小セル間隔: $T=1/PCR$)にて示される。

セル遅延変動許容値(CDVT)

6.4.1項(3)のとおりとする。

ミニマムセルレート(MCR)

ミニマムセルレート(MCR)とは、当社網内において帯域共用される各VCそれぞれに対して常に保証されるセル速度にて示される。

GFR-VCでのCDVT規定例

CDVTの規定については、当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとする。

本別表においてはCDVTはGFR-VCを収容するVPでのCDVTのみを規定し、VCでのCDVTは規定しない。以下にPOIにおけるCDVTの規定例を示す。(図6.14参照。)

- (a) 150Mbit/sHW上で140セル時間(397 μ sec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-6} 以下
- (b) 150Mbit/sHW上で171セル時間(484 μ sec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-8} 以下
- (c) 150Mbit/sHW上で201セル時間(589 μ sec)以上のCDVTを超える確率が 10^{-10} 以下

(略)

図6.14 網構成例

補足資料1

トラヒックの条件

1 トラヒックモデル

1.1 POIでのCDVを満足させるための基本的な考え方

基本的にPOIでのCDVを満足させるためには、通信事業者網において以下の(1)~(3)に示す条件を満たす必要があります。また、そのときの網構成イメージを図1.1.1に示す。

(1)ユーザから流入したVP(*1)にUPCを行い、PCRを監視する。

(2) ユーザから流入したVP (*2) にシェーピング (*3) 等を行う。(ここでは、CDV=0にシェーピングした場合について示す)

(3) シェーピング等(ここでは、CDV=0にシェーピング)をしたVP (*2) に対して、エンド~エンド間で通過するATMノードの段数を15段以下とする。

(*1) VCサービスの場合は、VCとする。

(*2) VCサービスのCBR-VCの場合は、VCとする。

(*3) 本別表においてのシェーピングとは、セル遅延変動によりセル間隔が縮まった場合にスペーシングを行い、最小セル間隔を維持することを指す。

セル遅延変動によりセル間隔が広がった場合には適用しない。

ネットワーク1 + ネットワーク2 + …… + ネットワークn 15 段

(この時の収容設計条件は、使用伝送路：150Mbit/s 1HW、伝送路使用率：150Mbit/sHWの90%(134.784Mbit/s)、多重方法：FIFO多重)(*)

(*) 収容設計条件において、使用伝送路、伝送路使用率、多重方法が異なる場合は、エンド~エンド間で通過するATMノードの段数も制限を受けることがある。

上記(1)~(3)の条件で網を構成したときに発生するCDV値をPOIにて規定する。

(略)

図1.1.1 網構成イメージ

1.2 POIでのCDVを満足させるための網構成例

POIでのCDVを満足させるためには、1.1項(1)(2)(3)の条件を遵守していただき網を構成することが必須条件となる。ここでは、3つのネットワークを接続した場合の例について示す。(図1.2.1参照)

(1) ユーザから流入したVP (*1) にUPCを行い、ユーザにピークセルレート(PCR)を守っていただく。

(2) ユーザから流入したVP (*2) にシェーピング等を行う。(ここでは、CDV=0にシェーピングした場合について示す)

(3) シェーピング等(ここでは、CDV=0にシェーピング)をしたVP (*2) に対して、それぞれのネットワークにおいて通過するATMノードの段数を、ネットワーク1で5段、ネットワーク2で5段、ネットワーク3で5段の合計15段とする。

(この時の収容設計条件は、使用伝送路：150Mbit/s 1HW、伝送路使用率：150Mbit/sHWの90%(134.784Mbit/s)、多重方法：FIFO多重)

上記条件にて網を構成することにより、POIでのCDVを以下のように規定する。

[1] ネットワーク1,2,3およびPOIにおける伝送路が150Mbit/sであるとき。

(1-1) 図1.2.1における方向のVPサービスのVPおよびVCサービスのCBR-VCのCDV規定例

(1) 150Mbit/sHW上で112μ時間(319 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-6} 以下

(2) 150Mbit/sHW上で139μ時間(396 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-8} 以下

(3) 150Mbit/sHW上で166μ時間(472 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-10} 以下

(1-2) 図1.2.1における方向 の VPサービスのVPおよびVCサービスのCBR-VCのCDV規定例

- (1) 150Mbit/sHW上で156μsec時間(443 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-6} 以下
- (2) 150Mbit/sHW上で187μsec時間(531 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-8} 以下
- (3) 150Mbit/sHW上で217μsec時間(616 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-10} 以下

(1-3) 図1.2.1における方向 のVCサービスのGFR-VCを収容するVPのCDV規定例

- (1) 150Mbit/sHW上で96μsec時間(272 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-6} 以下
- (2) 150Mbit/sHW上で123μsec時間(349 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-8} 以下
- (3) 150Mbit/sHW上で150μsec時間(425 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-10} 以下

(1-4) 図1.2.1における方向 のVCサービスのGFR-VCを収容するVPのCDV規定例

- (1) 150Mbit/sHW上で140μsec時間(397 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-6} 以下
- (2) 150Mbit/sHW上で171μsec時間(484 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-8} 以下
- (3) 150Mbit/sHW上で201μsec時間(589 μ sec)以上のCDVが発生する確率が 10^{-10} 以下

(* 1) VCサービスの場合は、VCとする。

(* 2) VCサービスのCBR-VCの場合は、VCとする。

(略)

図1.2.1 網構成例

補足資料 2

POIにおける帯域について

1 VC収容方法

VC収容方法の考え方については、以下の通りとし、CBR帯域用・GFR帯域用、別々にVPを設定し収容することを規定する。

2 POIにおける帯域の設計方法について

設定した帯域以上のトラフィックが流入した場合、他の通信中のコネクションに影響を与えることになるため、当社網及び直接協定事業者網の双方に対して、流出・流入する各帯域の上限を決めておく必要がある。具体的な各帯域の設計に必要な各VCのパラメータ（PCR、MCR）及びオーバーPCR現象（*）の扱いについては、当社と直接協定事業者網間で別途協議の上、決定することとする。

(*) ユーザのVC収容状況により、各VCに設定されたPCRを超え、最大そのVCを収容しているVPのうちのGFR帯域まで達する場合があることを、オーバーPCRという。

補足資料 3

CLPビットの扱いについて

1 概要

本別表における GFR-VC では、以下に示す入力条件を満足した入力トラヒックであれば、CLP=0 フレームに比べ、CLP=1 フレームを優先的に廃棄するため、CLP=0 セルの MCR 保証が可能となる場合がある。入力条件に必要なパラメータとして、MFS (最大フレームサイズ) (*1) 及び MBS (最大バーストサイズ) (*2) があるが、上記の状態を考慮した値として、MFS = 32、MBS = 256 を推奨する。

極端に長いセル数のフレームが到着した場合、CLP = 0 セルの MCR 保証ができない場合がある。

(*1) MFS : CLP=0 フレーム及び CLP=1 フレームにおける 1 フレームの最大セル数

(*2) MBS : CLP=0 フレームを PCR で連続送信してよい最大セル数

2 入力条件

以下の 3 つの条件を全て満たせばセル適合となり、フレームの中に 1 つでも不適合セルがあるとそのフレームはフレーム不適合となる。フレーム不適合となった場合、フレーム廃棄が発生する場合がある。

(1) CLP ビットに関わらず、PCR と CDVT の関係における条件に適合すること

(2) フレームサイズが MFS 以下であること

(3) フレームを構成するすべてのセルの CLP ビットが同一であること

3 入力条件を満たした入力トラヒック例

PCR = 6Mbit/s、MCR = 0.6Mbit/s、MFS=32、MBS = 256 全てのフレームサイズ = 32 の場合、CLP=0 フレームが 8 フレーム、CLP=1 フレームが 72 フレーム連続したフレーム列は、セル列として PCR 間隔の場合、2 項の入力条件を満たした入力トラヒックとなる (図 1 参照)

(略)

図 1 入力条件を満たした入力トラヒック例

補足資料 4

試験方法について

1. 試験方式

1.1 考え方

当社網と直接協定事業者との間では、回線の品質確認 (開通及び故障時の切り分け等) のための試験を可能とする。

なお、当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、当社及び当社と直接協定事業者設備についての試験は実施しない。

1.2 ATMレイヤにおける試験の種類

試験の種類については、以下の 3 種類とするが、VP / VC の開通時の試験をしては下記 (1) を推奨する。ただし、当社又は直接協定事業者の網構成及び機種状況により、実施可能な試験方法が異なるため、具体的な試験の実施については、別途協議し、決定することとする。

(1) 導通特性試験

当社網より導通特性試験セルを送出し、直接協定事業者網にて折り返すことにより、伝送品質の確認を行う。(*)

(図 1.1(a), (b) 参照)

試験に使用するセルの形式等については、本別表 6.7、6.8、6.9 を参照のこと。

(*) インサーブスでの試験は実施できない。

(略)

図 1.1(a) 導通特性試験

(略)

図 1.1(b) 導通特性試験

(2) ループバック試験

VP / VC について、当社網よりループバック試験セルを送出し、直接協定事業者網にて折り返すことにより、VP レベル / VC レベルの導通の確認を行う。(図 1.2 参照)

試験セルの形式等については、本別表 6.7、6.8、6.9 を参照のこと。

なお、本試験はユーザセルの有無に関らず実施可能なものである。ただし、当社の網構成により実施できない場合がある。

(略)

図 1.2 ループバック試験

(3) 伝送品質試験

VP / VC について、当社網より伝送品質試験セルを送出し、直接協定事業者網にて試験セルにて、VP レベル / VC レベルの導通、伝送品質の確認を行う。(本試験の実施方法は、図 1.1(a)、(b) と同様の形式である。)

試験セルの形式等については、本文表 6.7、6.8、6.9 を参照のこと。

なお、本試験はユーザセル導通時のみ実施可能である。

(略)

図 1.3(a) 伝送品質試験

(略)

図 1.3(b) 伝送品質試験